江藤新平と明治維新

下巻

鈴木鶴子

e-Bookland

江藤新平と明治維新（下巻）

鈴木鶴子

目　次（下巻）

四章　民権を守る政治家（後半）
文部省の設立と左院時代
岩倉使節団
江藤司法卿
山県の公金流用を摘発
民権擁護の戦い
参議就任
五章　明治六年政変
日韓問題
西郷遣韓の決定
明治六年政変㈠
同　㈡
同　㈢

民撰議院建白書と愛国公党
六章　天地知る
佐賀に向かう
佐賀戦争
土佐路
天地知る
紀尾井町事件

参考文献
あとがき

上巻
伯母富貴の回想
一章　佐賀の勤王学生
手明鑓（てあきやり）
少年時代

弘道館へ入学
蘭学の研究と『図海策』
薩摩藩　西郷、大久保の台頭
結婚と就職
二章　維新に出遅れた佐賀藩
中央の政局と各藩の動向（寺田屋事件）
親友中野の死
脱藩上洛
永蟄居
長州征伐
薩長の提携
大政奉還から王政復古へ
三章　新政府の朝臣として
鳥羽伏見の戦い
江戸開城
上野戦争

江戸府政
東京遷都
東京市政
四章　民権を守る政治家
佐賀藩政改革
版籍奉還
中弁（ちゅうべん）

〔四章〕民権を守る政治家（後半）

文部省の設立と左院時代

廃藩置県が天皇によって申しわたされた四日後の明治四年（一八七一）七月十八日、「大学」が廃止され、代わって文部省が設置された。新平は太政官中弁の職から、新設の文部大輔となり、翌十九日、文部大丞に加藤弘之、町田久成、神田幸平が任命された。新平は、卿の下の大輔ではあったが、文部省は卿を置かなかったので、実際には文教行政の最高責任者となったのであった。

新平はまずそれまでの大学の官吏を淘汰し、精選すると共に、新進有能な俊才を、出身にこだわらず抜擢することからはじめた。

七月二十日、岩佐純、佐藤尚中、箕作麟祥、辻新次を、二十三日には松岡時敏を文部省出仕に任命し、二十七日には、長与秉経、中島永元、肥田照毅、杉山孝敏、木村正辞、足立寛、長谷川泰、田中芳男、石黒忠悳ら五十三名が、あらたに文部省官員となった。

同じ日、新平は役職の大異動を行った。すなわち佐藤尚中を文部大丞の首席、兼大教授兼

大典医に抜擢し、その下に文部大丞兼教授として加藤弘之、町田、神田に新任の岩佐純を加え、同じく新任の松岡は権大丞兼中教授に、辻は権少丞兼大教授に任命した。中でも新平は、若年とはいえ箕作麟祥の学識を高く評価し、権大丞兼大教授に抜擢した。

この新人事に加藤弘之は不満をとなえ、転任してしまったが、のちに新平らが発表した『民選議院設立建白書』に、まっさきに反対の論陣をはったのが、この加藤弘之であった。

新平が文部大輔の職にあったのは、わずかな日数であったが、その間に人材を登用し、それによって近代的な教育制度のアウトラインを作成したのである。

それまでの「大学」は、府県の学校といえば東京にある二校、すなわち開成所を大学南校、医学校を大学東校と改称した二校をはじめ、京都、大阪、長崎、高知、函館等の学校を管轄しているに過ぎなかった。

新平は、文部省を、学校の管理にとどまらず、進んで国家が全国的に学校を創り、全国民の教育をおこなう方策をあてた。すなわち「邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめんことを期す」との方針をたて、一定年齢の児童すべてを収容することを目標とした。これは従来の学問が、侍以上の独占物であった点を改め、学問、教育の目的を、「身を立てるの財本」「其産を治め、其業を昌にする」としたのである。

その学制は、フランスのナポレオン学制（一八〇八年）、初等教育法（一八三三）、教育法（一八五〇）の制度と、アメリカの教育、すなわち階級をこえた統一基礎学校の制度を参考にしたもので、これは、文部大輔になってからの一時的な思いつきではなく、佐賀藩の蘭学校ですでに研究していたことを、実行したものである。

新平の案は全国を八大学区に分かち、区ごとに大学校を置き、一大学区を三十二中学区にわけて、区ごとに中学校を置き、一中学区を二百十小学区にわけて区ごとに小学校を置くというものだった。この構想が実施されたのは、新平が左院に移ってからで、「学制」（明治五年八月三日公布）として体系化された。

特に女児に対しても教育の場を与えたことは、母から教育をうけた新平なればこそであり、明治二年、新平が佐賀藩政改革の方針を示した『民政仕組書』の中の、

「村中の子供男女、筆算の稽古は是非致すべく仕組を立つべし」という規定を、日本全国に広げようとしたものである。

新平が創った学制がどのようなものであったか、地方の一例として佐賀県小城郡小城町に残る資料から、現、桜岡小学校創立の事情を見ると明治六年七月八日付で、戸町（小城町長にあたる）留守経昌が、県に小学校設立のため、旧小城藩藩校「興譲館」の建物の一部を借り受けたいこと、教師として持永秀貫と馬渡扶種を採用したい、との願書を提出している。

その小学校は、はじめ「又新舎」と名づけられ、九年に桜岡小学校と改称された。六年十一月にはまた、新舎の中に女学校（女子の小学校）を開校するという届書が、教員の連名でだされている。学校の経費は、士族からの寄付米、米七十八石余によってまかなわれた。ただし小城町に住む者以外の子女の場合、士族は寄付米を差し出し、平民は授業料として六銭二厘を納めた。これによれば決して強制的な制度はなく、学制の趣旨にそって、入学の便宜をはかったことがわかる。

また東京府西久保鞆絵小学校に入学した坂部こま他五人の女生徒は、明治十一年に卒業したが、「小学校はまだ珍しく、大学卒（大正時代の）ほどに騒がれました」と語っている。

この制度を「地方に離れれば離れるほど、お上の命令として強制的な色彩がこくなり、種々な弊害が生まれた」と、そればかりを強調する学者もいるが、この教育立国の構想が、日本の繁栄に果たした役割は大きいのではないだろうか。

新平が左院に転出するのと入れ替わりに同郷の大木喬任が文部卿になったが、新平が抜擢した人材は、よく新文部卿大木を助け、新平の意図するところを実現したのである。新平は、文部大輔としての最後の日まで、大史局の管轄であった出版免許願を、文部省に移す布告を出している。

慶応四年閏四月、はじめて体系的な官制が施行されたとき、まず議政官を設け、その上局では政体を定め法令を議し、国家の重大事件を決定し、下局においては議長、議員をおいて、各種の立法事務その他を管理する、といった将来における立法議院の前身ともいうべき組織がつくられた。しかし藩閥間、主として薩長のあいだで、政治が権力争いの具とされるにつけ、集議院と名をかえ、待詔院（たいしょういん）の設置となり、其れに従って立法府とは名ばかり、総て行政官の思いのままに動く顧問府に過ぎなくなっていった。薩摩藩士横山正太郎が、集議院門前で切腹したのも、集議院開設以来、多数の建白（けんぱく）があったにもかかわらず、何一つ採用されず、一方行政官の専横が目に余るので死をもって抗議したのである。

新平は中弁職にあったときから、議政機関の設置の必要を唱えつづけていた。そして「会議章程（規則）」を書いて議事法を案出するなどしていたが、廃藩置県にあたり、後藤象二郎の賛同をえて、議政機関の復活を企画し、建策した。この建策は、当時新平に対し、厚い信頼をよせていた岩倉、木戸の後援もあって採用された。

この改革は、太政大臣三条実美のもとに正院があり、その下に立法府としての左院、行政府としての右院、そして刑部、弾正台を廃し、司法権を統合した司法省の三権が分立する制度で、これはさきに政府の要請で、新平が提出した「官制改革案」に盛り込まれた方策を実

施したものであった。

ところが新平は、文部大輔の職を与えられた。なるほど高位には違いない。また彼は、文教政策に対する抱負を持っていたが、本人にとっては不本意な人事であったろう。そこで、文部大輔として短時日に人事の刷新と文教政策のアウトラインをつくると、あとを大木喬任に任せ左院へと転じたのである。

左院での新平の役職は一等議官に過ぎなかった。彼にとっては、身分の高低は眼中になかったのである。新平は議長に後藤象二郎を推したが反対があり、六日後、新平が副議長に格上げされ左院を組織することになった。今でも残っている三条からの手紙に、新平を「副議長」ではなく「議長」と誤って書かれているのも、その間の事情を明かにしている。二ヵ月後、後藤は工部大輔をやめ左院議長となったが、すべてを新平にまかせ、自由に活動できるようにした。

まず人事である。左院は、議員を選挙によって選出する現在の議会とは違い、官選であったから、その人選は殊に重要であった。新平が、太政大臣三条に推薦し、議官としたのは次の人々である。

大議官　谷　鉄臣（てつおみ）　伊地知正治（いぢちまさはる）

中議官　西岡逾明（にしおかゆめい）　細川潤次郎（じゅんじろう）　高崎五六（ごろく）

少議官　蜂須賀茂韶　秋月種樹　大給　恒　仙石政固　小室信夫　小幡彦七　高崎正風
大鳥圭介　永井尚志　生田　精　宮島誠一郎

以下、大議生三人、中議生十一人、少議生四人を選んだが、薩長両藩士は、伊地知以下四人にとどまり、他はことごとく他藩、幕臣の秀才を抜擢した。

新平は、左院の役割を「衆論を尽くす」立法機関とした。制度、規則の改廃や起案には、定足数、多数決の原理を打ち出した。

八ヵ月余りの在職中に、左院が発令した主な法令は、次のようなものである。

一、穢多、非人等の称を廃し、身分、職業とも平民同様たるべき御布告之件
一、国事連署責任の件
一、僧尼志願者取扱之件
一、華士族とも職業自由之件
一、外国人関係の訴訟を、東京開市場裁判所とするの件
一、貢米（年貢として納める米）を金納にする件

また新平は、左院において日本の法律の不備をおぎない、西洋の列強と並ぶ法治国家を確立するため、先進各国の憲法をはじめ、法律制度の調査研究にもっとも力を入れていた。それは制度局御用掛のときから一貫していた。

新平が、如何に民権を重んじる政治家であったかを表す逸話がある。明治五年四月、左院少議官、宮島誠一郎が、国憲を定める建議をした。ところが新平はこれに反対した。宮島の趣旨は「帝王自家の憲法であり、人民のための憲法ではない」と指摘したのである。これを持って新平は憲法制定に消極的であったとする説があるが、これは誤りである。新平はすでに明治三年に憲法制定の論を主張している。彼は、人民を守るための法律を編纂したのちに憲法を作るべきだ、と主張したのである。

明治五年（一八七二）三月十四日、新平は、左院副議長のまま、新たに設けられた教部省御用掛に任ぜられた。

維新政府の制度は大化改新（だいかのかいしん）――大宝律令（たいほうりつりょう）を模したものが多く、明治二年に復活させた神祇官（じんぎかん）も、大宝律令にならって初めは百官の上に置かれた。しかし神道のほかに、勢力が大きくなった仏教をも総括するのは困難で、明治四年の大政官職制の施行に伴い、神祇省に降格された。翌五年に神道、仏教に関する業務を管理する教部省に改編され、同時に新平が御用掛に任命されたのである。卿と大輔に任じられたのは公卿出身者だったから、実務を取り仕切ったのは新平であった。

新平は、文部大輔から一階級下の左院副議長になり、また教部省御用掛になった。新しい

組織を作るために、まさに八面六臂の働きであった。

教部省御用掛として、新しい人事を決めたのは三月二十二日、左院大議生丸岡長俊を六等出仕に、四月九日には左院の中議官高崎五六を、新平と同じ教部省御用掛兼務として事務に当たらせた。

新平が教部省に置いて改革したなかで、もっとも感動させられるのは、三月二十七日布告の、社寺の女人開放である。

「神社仏閣の地にて女人結界の場所これあり候処、自今廃止され候条。登山、参詣等、勝手になすべき事」

この開放は、新平が就任早々、首唱したもので、女性の人権、自由を守ろうとの理想から出たものであった。

これとともに反対の騒動が起った条令に、僧侶の肉食妻帯許可令があった。新平が教部省に抜擢したなかに清涼寺鴻雪爪がいた。鴻雪爪は、彦根藩主井伊家の菩提寺の住職をつとめた人であるが、早くから勤王を志し、木戸孝允、後藤象二郎らと交わっていた。鴻雪爪は、京洛の多くの寺院の僧侶たちが、妻をめとらず家族を持たないがために、かえって隠れて遊蕩にふけり堕落している状況を、新平に語った。新平はそれを取りあげ、四月二十五日、

「自今、僧侶、肉食、妻帯、蓄髪等、勝手となすべきの事

但し、法用の外は、人民一般の服を着用苦しからず候事」

という布告を出した。僧侶たちは、これを強制されたと誤解して反対し、総代一行は、京都知恩院住職を先頭におしたて、教部省に向かった。あいにく新平は不在だったので、応対に出た鴻雪爪を「この売僧奴」とののしり大騒ぎになったが、新平が佐賀から抜擢した高木秀臣が、

「我々武士は、武士の魂である大小の剣を捨てている。王政復古の世に、刀を帯びる必要がないからである。全国の僧侶も、形式に拘泥せず、精神を修養し、時勢にしたがって人道を尽くし、任務を完うせられよ」

と情理をつくして諭したので、ようやく鎮まり、引きあげたということである。

この少し前、三月二十八日には、「社寺所属地の保護」の布告を出している。これは維新以来、地方官が権力をかさにきて、社寺の所属地の合併、処分などを勝手に行っていたのを、「自今、社寺を合併し、所属の地に干渉する処分は、地方官よりその事由（理由）を明細に取調べ、教部省へ伺い出るべき事」と規定した。これも新平が、弱者を守り、官の専横を抑えようとした現れと言ってよいだろう。

明治五年四月二十五日、新平は教部省を去った。司法卿に任命されたのである。

岩倉使節団

新平は左院で、日本の法律の不備を補い、西洋列強とならぶ法治国家を確立するために、先進各国の憲法をはじめ法律制度の調査研究に、もっとも力を入れていた。それは制度局御用掛の職についていた時から、一貫していた。佐賀藩の蘭学校に学んだ六年間の知識を基礎として、その後の自身の調査研究によって得た知識は、権力争いに明け暮れている他藩出身の政府高官の太刀打ちできるところではなかった。

岩倉具視は、そのような新平に、世界状勢と、日本の外交方針を求め、新平はそれに応じて『対外策』を著した。その主なものをあげると、

一、露（ロシア）は国土広く人口多く、文芸は未だ欧州に及ばないが、兵は強く将士は能力があり、その数七十万という。露はトルコを取って以来、アジア、ヨーロッパの咽喉を塞いで応援を絶ち、アジアを呑まんとしている。

一、孛（ボッ）（プロシア↓ドイツ）は兵強く人能ありて、すでにゲルマン聯邦（れんぽう）をあわせ、オース

トリーを挫いた。近年仏（フランス）を破った時は、露、米と友好をたもち、英国を中立させた。今後必ずや孛は、小弱国をあわせて、終には欧州を呑むの略を建てるべし。

（新平は明治四年に、世界大戦を予想していた）

一、セバストポールの役では、プロシアは中立して秘かにロシアを助けた――ただ英国が中立してフランスを救わなかったのは失策である。

一、米は英との交わり初めより敵国にして（独立戦争をさす）一時和するとも国情互いに相容れず。南北の戦争するや、英はその強を忌んで分たんと欲す。

一、露は米と親しく、米は孛とまた親しい。ゆえに露、米、孛の三国が親しむことは勢である。孛のビスマルクは、露の首相と密約をかわし、互に中立して相助けんとの風説あり。

一、考えるに、露の欲するはアジアである。孛はヨーロッパを米はメキシコを欲している。このように三国の目的が違えば、争うところ少なく交わる所親し。これ自然の勢である。

一、英は露、米との交わりが親しくない。その間に孛が盛んになり、すでに仏を破っている。孛と英の交わりが絶えることは必然である。そうなれば英は孤立する。印度、カ

ナダの植民地を守ることができないかもしれない。

一、且、露、米、孛は軍事の権、上にあり。只英はその権議会にあり。是国情の異なる所にして、後来三国盛に、英の不振も想うべきなり。（この一言をとりあげて、新平が議会開設に反対していたと言う学者があるが、新平は、独裁国が一時的に軍事力が盛んになることを憂いているのである）

一、今後日本が、一旦露より難題を申し掛けられれば、何の術を以て応ずるや。露、米、孛の交わりは相親しみ、英国は自らを守るのに暇がないという状勢であるから、英国が中に入って禁制する見込みはない。

一、支那の現状は、技芸は拙く、国政は振わず、盗賊頻りに起り、衰潰の極にある。もしロシアが米、孛と結んで支那を攻撃せば、必ずこれを得る。そうなれば皇国は累卵（不安定で危険な状態）の危きに陥るであろう。

一、世界状勢がこのようであるから、我が国が今後ロシアから難題を申し掛けられたとき、どのように応ずべきか。その対策として次のように書いている。

「深謀遠慮の人をして、米、孛、露の三国に遣わされ、幾度も往来し倍々親厚ならしめ、露より難題を申懸る時は、米、孛より是を止めしむるの策を施し、海内を無事ならしむ。固より英には通例の交をなすべし」

新平はロシアの脅威を非常に強く感じていた。それは当時の人々全体の意識であり、またロシアが不凍港を求めてアジアの侵略を考えていたのも事実であった。新平は、ロシアの侵略を防ぐためには、将来、すすんで日本が支那へ出兵し、支那の民衆の心を安んずる政治を行う。そのため今から兵力を蓄える必要があると論じた。

これは現代の感覚では、いかにも帝国主義的な発言といえる。しかしその頃世界がどのような状態であったかといえば、中東、インド、東南アジア、中国と侵略してきたヨーロッパ諸国が、その矛先をアフリカに向けていた。その結果一八七六年から一九〇〇年までのわずか二十五年間に、アフリカ大陸の七九・六パーセントがイギリス、フランス、ドイツ、ベルギーの領有となったのである。スエズ運河が正式に開通したのが明治二年、イギリスが南アフリカのダイヤモンド産出地帯を併合したのは明治四年十月であった。

一方アメリカはハワイ、フィリピンを植民地とし、将に帝国主義の時代であった。今動物保護でやかましい捕鯨も、当時アメリカは灯油の原料として近海の鯨をとりつくし、日本に捕鯨のための水や食料、燃料の基地を求めたのが、開国を迫った大きな理由であった。日本がインド、清国のごとく欧米諸国の侵略を受けずにすんだのは、ちょうど欧米諸国の目が東洋からアフリカへ移った時であったからである。

明治四年八月二十日ごろの閣議に、大隈重信は、条約改正のために欧米をまわり、先進文明を調査する使節団、いわゆる「聘門の礼」の使節となる議案を提出した。

廃藩置県が思いがけずスムーズに行われた後、条約改正は、政府の重要な課題であった。当時大隈は、条約改正御用掛参議である。閣議では大隈の全権使節就任が内定した。

ところが大久保がそれに反対した。大隈に外交の主導権を握られることを恐れたのである。また大久保は、自らの目で欧米の実況を視察することによって、大隈、副島、江藤ら佐賀出身者が持つ知識、教養の上位に立つことを願った。

大久保は岩倉をさそい、自ら条約改正にあたろうとした。そのことで問題は大きくなり、使節の任務に失敗は許されなくなってきた。大隈の計画では大使一名、副使一名、理事官若干名の小規模なものであったが、大使が大隈から岩倉にかわると、大規模にならざるを得なかった。

そのうえ大久保は木戸を残して行くことに不安を持った。木戸は西郷とも意見があわず、またそのころ薩摩出身の黒田開拓次官が提唱した旧幕臣榎本武揚らの赦免や、ロシアと係争中の樺太の領有を放棄する件などに反対していた。木戸は薩摩派との抗争に疲れ、健康がすぐれないこともあって、厭世的になっていた。そして側近の長州出身の伊藤らに、隠退の手

段として洋行の希望を表明していたが、三条や西郷、板垣らの反対をうけていた。

木戸は大久保から使節として勧誘をうけると、念願の外遊ができることで榎本の無罪釈放、樺太の放棄に反対することを止めた。一方大久保は、留守中に長州派の勢力が盛んになる心配がなくなった。

ついに使節団は政府関係者五十名、その他をあわせると百名にもおよぶ人数となった。当時外国からの借金は五百万円にも達していたが、総勢五十名の大名旅行の費用がいくらかかり、それをどうやって捻出したか、不思議にその記録はない。

特命全権大使岩倉、副使大久保、木戸、伊藤、そして四人目の副使山口尚芳（なおよし）は佐賀出身の外務少輔で、一行の事務長格であった。

出発に当たって大久保は、帰朝まで現状を維持することを残留組に約束させた。その約定書に新平の署名はない。署名者は大輔以上で、その時左院副議長の新平には資格がなかった。その約定に西郷は怒った。あわや出発延期という事態となったが、それでは訪問先の諸外国に対し面目ないということになり、予定通り出発することになった。西郷をなだめたのは新平であった。

明治四年十一月十二日、一行は祝砲におくられて横浜を華々しく出発した。

アメリカに着いた一行は、思いがけない大歓迎を受けた。東洋の珍しい風俗の未開の国から来た使節、という多分に好奇心と優越感が手伝っての歓迎であったが、一行はアメリカの好意を過大評価してしまい、親善訪問の目的を越え、条約改正の実現を考えるようになった。が、使節団が持参した全権委任状に、その権限がないことをアメリカ側に指摘された。

大久保、伊藤の二人は、ワシントン到着後の二月十二日、休むひまもなく日本へ向けて出発した。功名にはやる若い伊藤はともかく、日ごろ泰然自若とした大久保までが、新しい全権委任状を持ち帰るためにアメリカ大陸を横断し、太平洋を渡ったのである。大隈使節団をつぶして大使節団を仕立てて出発した大久保にとって、何らかの外交上の成果を得るためには、なりふりかまっておれないといった様子であった。

アメリカに残った木戸が、条約改正の予備交渉に入ると、外交の場でのアメリカ側はうって代わって厳しい態度であった。木戸はそれに衝撃をうけ、二月十八日付けの日記に、

「……今日の事、一着（スタート）を失す。彼（アメリカ）の欲するものは尽く与え、我（日本）欲するものは未だ一も得る能わず。此間の苦心、且その遺憾なる只管涙のみ」

と記すのであった。岩倉一行は大久保、伊藤の帰任を待って、ワシントンに四ヵ月以上も空しく足留めされた。

一方東京政府は、大久保、伊藤がわざわざ帰国したにもかかわらず、新しい全権委任状を

再交付しようとはしなかった。外務卿副島種臣は、「条約改正を外国にて決せられ候は前議にもとり、内外不都合の廉少なからず」と岩倉使節団の軽卒と無定見を厳しく批判した。大久保のねばり強い運動によって、帰国後五十日もたってから、ようやく五月十四日に再交付されたが、その委任状は、全権大使らが、特定国との間に条約を調印することを許さないという条件付きであり、事実上使用不能のものであった。しかも政府は、外務大輔寺島宗則をイギリス駐在大弁務使に任命してアメリカ経由で派遣し、岩倉使節団を監視させた。大久保、伊藤の面目は丸つぶれとなり、使節団は信用を失った。

大久保がワシントンに帰ったのは六月十七日であったが、対米交渉は中途で打ち切るほかなかった。監視役としてワシントンに立ち寄った寺島は、六月二十一日付で上司の副島外務卿あての手紙に、

「……今般御渡しの国書は、欧州各国にても差し出さず、矢張昨年御渡しの御国書遵奉の事に相決し……」と最初の全権委任状の線に復帰したことを報じたあと、「使節一同は、永々当府（ワシントン）に延滞の上、右の次第にて甚後悔致し居り候」と書き送ったほどであった。使節団の威信がいかに低下したかを推察することができる。

対米単独交渉の失敗は、使節団にさまざまな後遺症を残した。まず旅程が大幅に狂い、は

じめ十四カ国を十カ月半で巡遊し、明治五年の初秋には帰国する計画が、アメリカだけで六カ月半、帰り着くまでには予定の二倍に当たる二十カ月半を要した。大久保の目算によれば、十カ月ならば、木戸を海外に隔離しておく間に、自派の手で内政改革を行い、また自分の影響力を維持できるはずだった。しかし対米交渉の失敗によって、ねらっていた政局の主導権の確保どころか、反対に威信の失墜を招く結果となってしまった。

使節団の内部においては、木戸から叱責された伊藤が大久保につき、子分を取られた木戸と大久保の関係が悪化した。二人は口もきかなくなったという。特に繊細な神経をもつ木戸にとっては、耐えがたい日々であったことが、木戸の日記に現れている。

大久保によってひっぱり出された岩倉も、三条あての手紙に、「基より（自分）人形置物の事と心得、罷り出で候得ども……百万後悔仕り候得ども、今更如何ともなす能わず……是よりは鉄面皮に各国使節を遂げ候心得なり」と心境を伝えている。

一番の打撃を受けたはずの大久保が、一番冷静であり動揺しなかった。討幕から維新への道程で、それ以上の難関を何度となく乗り越えてきた大久保である。また彼には欧米各国の文化、文明を学び、将来日本を独力で支配するだけの知識と教養を身につけようとする秘めた目的があった。

岩倉使節一行は明治五年七月三日、ボストンから大西洋を渡り、二番目の訪問国イギリス

に到着した。ところがアメリカ滞在が延びたため、ヴィクトリア女王はじめ主要政治家は避暑に出かけていて会見もできない。一足先にロンドンに着いた寺島駐英大弁務官は、副島外務卿にあてて、

「明後日は大使岩倉公等、英着の積り。英政府右の遅着を大に怒り、クウィン（女王）謁見（えっけん）もなかるべし。……条約一条、大失策、万国の一笑のみ、恥（し）も及ばざるべし（取りかえしがつかぬ）」

と通信した。

そんな中でも、大久保は精力的に各地を見学して歩いた。当時、イギリスは資本主義国としての最盛期であった。

フランスでは一般国民や植民地からの収奪による富の蓄積に驚くとともに、パリコミューンを〝暴徒の禍（わざわい）〟と受けとめた。フランスには学ぶところはないと感じた大久保であったが、パリで大切なひとときを過ごした。それは後年、一般の人々に大久保に対する好印象を植えつけた、あの一枚の写真を撮るためであった。彼はパリのオペラ座の前にある、当時世界肖像写真では第一人者といわれたヌマ・フランのスタジオに足を運び、大礼服姿の実に素晴らしい写真を撮った。彼はいつも写真の出来ばえを気にしたという。

大久保の若い頃の写真をみると、落ち窪んだ目に、そげた頬の暗い顔をしているが、明治

政府の高官となってからは、頬髭を蓄えてそげた頬を隠している。もう一枚は、これも当代一流といわれた外人画家、キヨソーネの描いた油絵の肖像画で、これも素晴らしい出来ばえである。

次に訪問したプロシアは、前年ドイツ帝国となっていた。大久保は同年三月十五日、ビスマルクと念願の会見を果たした。ビスマルクのことは、先に西郷従道（つぐみち）が帰朝したとき話に聞いて以来、大きな関心を寄せていた。ドイツが英、仏両国にくらべれば後進国でありながら、軍備を重視してフランスとの戦に勝った点を重視し、日本が最も規範とすべき国と感じていた。

ビスマルクも東洋の若い政治家大久保に、自分と似たところを見出して好意をもち、上からの強い権力で民を治める独裁的な政治体制と、富強は資本主義による工業化によって達成すべきことを教えたと言われている。

岩倉使節団が、アメリカをはじめ、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ドイツ、ロシア、イタリア、東欧、北欧などを歴訪した、岩倉が自ら評して「鉄面皮の旅」と称した長旅を終えて帰国したのは、明治六年九月十三日であった。大久保は五月二十六日、木戸は

七月二十二日に帰着した。三条が呼び戻したのである。

これまで多くの史書には岩倉使節団は、文明開化の進展に大きく寄与したと書かれてきた。しかし当時の世論はそのように甘いものではなかった。明治の思想家三宅雪嶺（せつれい）はその著書に、

「……大使及び副使は、徒（いたずら）に漫遊せず、為し得べき限りを為し来たれと考うるも、留守居の大官より観れば純然たる漫遊と同様にして……空気は頗（すこぶ）る穏かならず。……大使一行さえ『条約は結び損い金は捨て、世間へ大使（対し）何と岩倉』という狂歌の行わるる位にて、内地に悪評少なからず、恥の上塗とも取り沙汰せり。……」

と記している。

使節団の大失敗は、一行に留守政府に対する負い目をもたらした。留守政府が何の施策を講じることもなく、ただ帰りをまっていたのならまだ救いがあったが、現実には予想を越える実績をあげていた。それゆえに使節一行の立場はなおさら苦しくなった。「勝てば官軍」式の歴史は、使節一行が欧米の文明に接して、日本の近代化の急務を痛感したがために、征韓論に反対し、内示優先を唱えたとあるが、現実の事態はもっと複雑なものであった。

江藤司法卿

明治五年（一八七二）四月二十五日、新平は左院副議長から初代の司法卿に就任した。明治初年以来、司法権の独立を唱え続けてきた新平が、ようやくそれを実現し得る地位に就いたのである。この年三十九歳、五月三日には、正四位に叙せられた。ちょうどこのころ、大久保は、条約締結に必要な全権委任状を受けるためアメリカから帰国中であった。大久保は出発にあたって、留守政府に現状を維持することを誓約（せいやく）させていたが、新平は大久保の帰国中に司法卿になったわけである。大久保は江藤の司法卿就任に反対するより、新しい全権委任状を受けることが焦眉（しょうび）の急であったに違いない。

司法省は、江藤らの建議によって前年七月、使節団の出発以前に設置されたが、卿はまだ選ばれず、佐々木高行が大輔として旧刑部省を、少輔の宍戸璣（ししどたまき）が旧弾正台の事務を担当し、局、課の統廃合等の省内組織に関する事務のほかは、何一つ新しいことはしていなかった。大久保が、江藤という佐賀出身であり、自分の思うようにならない人物に、司法卿の地位を

与えたのは、大蔵省などに比べてさほど重要な部署であるとは思っていなかったからと思われる。

新平が司法卿に就任すると同時に、司法大輔佐々木高行にかわって、新たに司法大輔に就任されたのは福岡孝弟であった。福岡は土佐藩出身、後藤象二郎とともに二条城において徳川慶喜に対し大政奉還の建白をした人物である。また五カ条の御誓文の起草にも携わったことがあり、新平にとって力強い補佐役であった。

司法卿に就任早々病気になった新平は、床の中で、条約改正のための意見書とも言うべき『興国策』を著した。

その中で新平は、法治主義（法による支配）によって国制を整え、海陸軍を充実してのち対等の条約を結ぶことを論じている。

「試みに見よ、オランダ、ベルギー、スイスの如き小弱国の能く幷立の体（法律と軍備を兼ねそろえている）を完くする者は、法律の精しく行はるればなり。……所謂法なるものは国法、民法、商法、訴訟法、治罪法（現在は刑法に含まれる）刑法にして、御国もその会議是までの如く相運ばば、自今満二年を経れば之を施行し終り、満五年を経れば市民大概熟すべし」

また軍備の充実について、四面海の海国である日本を守るためには、海軍を整備すべきだと強調している。当時海軍はないに等しく、ようやく陸兵を運ぶ用を足す程の働きをするに過ぎなかった。新平は軍備にも五年をかけて充実させた上で、条約改正にもっていくという考えであった。

興国策には官制改革案も付いていて、外務省、内務省、工部省兼農商務省については、細かく担当の職務の分類をしている。

病気が全快した新平は、いよいよ司法制度の創建にとりかかった。そしてまず施政方針を明示した。

「訟を断ずる（決定する）敏捷、便利、公直（私がなくまっすぐなこと）。獄を折する（さだめる）明白、至当にして冤枉（無実の罪）なく、且姦悪を為す者は必ず捕へて折断（裁判にかける）敢て逃るるを得ざらしむ。是を本省の職掌（役目）とす。……」

また司法省の組織は、各地に裁判所を増設し、裁判所ごとに判事と検事を置くことを定めた。判事は裁判の判決をなすにあたり、

「判事たる者は、固より心を用ふる公平、精を索る緻密なりといえども、その過誤なきを保ち難きが故に、訴人罪人その権利を圧せられて安堵せざるの患なきを保ち難し。……此三患

を防ぎ纏めんために、検事の職を設け、折断（判決）の場に臨みて之を監視し、基精理に悖るものは之を長官に報告せしめ、又罪人の探索追捕して苟も悪を為すものは逃るるを得ざらしむ。……」

と現在の検事職とは少し違うが、ここでも新平の民権を重んじる精神が現れている。

「夫羞悪の心は人皆これあり、恐懼の心は人皆之あり、而して法令を犯す者少なからず、その故何ぞや。蓋し法の未だ密ならず、律の未だ厳ならざる故なり」

それゆえ明法寮（法学校）をもうけ、そこにおいて既行（すで行われている）の法律が、「義理、得失に適するやを詳らやかにせんが為に評議論弁し」、未行の法律は「尚また条理を尽さん為に、各国の法律を参酌、議定し、苟も密と厳とを目的として草案をたてしむ」と設立の趣旨を記した。

その後二カ月を費やして『司法職務定制』を著し、省内にくばった。それは事務の刷新、統一を期した（決めた）ものであって、これにより司法省は面目を一新し、見違えるほどになった。

新平が司法省の組織作りに苦心しているとき、「マリヤ・ルース号事件」が起った。ペルー人、ペロレー船長が、広東付近で二百三十人ほどの苦力をだまし、その実は奴隷として買い

集め、マリヤ・ルース号に乗せて横浜に寄港したのは、明治五年六月四日のことであった。

船内での虐待に耐えかねて脱走した二人の苦力が、英国軍艦に救いをもとめたため、事情を聞いた英国公使ワットソンは、日本政府の処分を求め、外務卿副島種臣が、人道上の立場から解決に乗りだした。彼はペルーが条約未締結国で、我が国に裁判権があり、またこれが日本の国権を拡張する好機であるとも考え、神奈川県権令（副知事）大江卓に調査を命じた。当時は司法省設立直後のことで、事件が起きた県が裁判権を持っていたのである。大江はマリヤ・ルース号を抑留し、中国人苦力を全員解放するとともに県庁に保護し、中国政府に通知して本国に送りかえした。

ところが船主であるペロレーは、帰国するとペルー政府を通じて損害賠償を要求してきた。大江の調査をもとに、日本政府はペロレーが中国人を虐待し、また奴隷売買は不法であるという判決を下したが、ペルー政府は承知せず、その後、ロシア皇帝による仲裁裁判によってようやく落着した。

マリア・ルース号事件は、維新政府が最初に直面した国際問題であり、これによって日本の名を上げたのであるが、事件の審理中にペルー側のイギリス人弁護士が、「人身売買は日本政府が公認していることである。自ら非行を為している日本政府が、ペロレーの行為に対し抗争する権利はない」と仲裁裁判所に抗議してきた。

新平は、このことを取りあげた。かねてから人権擁護を司法の目的としていた彼は、これを好機として、人身売買の悪習を根絶すべく立ち上がったのである。大江卓も政府に対して新平と同じ建議をした結果、十月二日に至って、人身売買禁止の法令が発布された。

一、人身を売買致し、終身又は年期を限り、その主人の存意に任せ虐使致し候は、人倫に背き、有るまじき事に付き、古来厳禁の処、従来年期奉公等、種々の名目を以て奉公住み致し、其実、売買同様の所業に至り、以の外の事に付き、自今厳禁となすべき事

一、農工商の諸業習熟の為、子弟奉公致し候儀は勝手に候得共、年限満七年に過ぐべからざる事但、双方和談を以て、更に期を延るは勝手たるべき事

一、平常奉公人は、一カ年宛たるべし、尤も奉公取続候者は証文、相改むべき事

一、娼妓、芸妓等年季奉公人、一切解放致すべく、右に付ての貸借訴訟すべて取上げず候事

右之通、定められ候条、屹度相守るべき事

「古来厳禁の処」というのは、対外的な修飾であるが、これを機会に人身売買の悪習をなくそうとする新平の決意は固く、それは法律の抜け穴を塞いだ実質的な条文に表れている。

新平は金のために自由を奪われ、男たちに身体を売ることを強制されている女性に対する同情が特に強かった。彼女たちを解放するためにはいかなる抗議、反抗も許さないという強

迫的な処置に出たのである。ついで出された司法省達は次の通りであった。

一、娼妓、芸妓等雇人の資本金は、贓金（不正な手段で得た金）と看做す、故に右より苦情を唱ふる者は取糺の上、其金額を取上ぐべき事

一、娼妓、芸妓は、人身の権利を失う者にして、牛馬に異らず、人より牛馬に物の返弁（返済）を求むるの理なし、故に従来、娼妓、芸妓へ貸す処の金額は、一切償ふべからず、右に就ての貸借訴訟は総て取上げざる事

一、人の子女を養女の名目に為し、娼妓、芸妓の所業を為さしむる者は厳重の処置に及ぶ事

人身売買の禁止は、外国からの指摘によって始めた法ではあるが、それを実施するにあたって新平は名目だけの禁止ではなく、人権を無視して牛馬の如く売買の対象としてきた者に対する怒りと、これを機会に、哀れな底辺の女性を徹底的に救い出そうとする意志をはっきりと打ち出した。六年三月の『郵便報知』新聞の記事は、東京府内藤新宿三丁目で貸座敷業を営む八杉弥助が、解放した抱女の身代金ならびに貸金十円を、同人の親から強引に取り立てた科により、司法省の取調べをうけ懲役四十日に処せられ、十円は親に返還されたと報じている。

フェミニスト新平は、そのあと十一月二十一日、大輔福岡孝弟とはかって「自今、妾の名

義を廃し、一来一夫一婦と定めたし」の建白を行ったが、二ヵ月後に政府は「伺の趣、お沙汰に及ばず」と却下した。新平にも愛人小録がいたが、当時の妾は権妻と称して妻妾同居はあたりまえ、戸籍にも妻は一等親、妾は二等親として記載されていた。新平の「一夫一婦と定めたし」との意は、妻の座の保護にあったのである。

八月三日、二カ月間の推敲を経て、全編に二十二章より鳴る『司法職務定制』は発表された。それは本省各部の職制から、逮部、代言人、裁判所、明法寮、警保寮の職制に至るまでを網羅したものであった。それにより当時はその存在すら知られていなかった司法省が、どの官庁より整然とした組織を持つに至ったのである。

『司法職務定制』は、第一章、司法全省の通則綱領にはじまり、本省職制、本省事務章程（規則）、判事職制及び事務章程、検事職制と続くが、いかにも新平らしいのは第六章の検事章程である。

一、検事は、法憲及人民の権利を保護し、良を扶け悪を除き、裁判の当否を監するの職とす。

二、聴訟（裁判）には検事かならず連班し、出席せざれば判事独り裁判をする事を得ず。又孤弱婦女の訟に於いては殊に保護注意し、貧富、貴賤平等の権利を得、枉屈（無実

の罪におとされること）なからしむ。

三、裁判官、犯罪すれば之を卿に報ず。

四、検事は裁判を求むるの権ありて、裁判をなすの権なし。

第七章以下は裁判所の構成、訴訟の取り扱い法などを細かく記している。それによると、司法省裁判所が最高の裁判所で、その下に出張裁判所、その下に府県裁判所を置き、その下に各区裁判所を設けた。

司法省裁判所は、所長を置かず司法卿が兼務し、「府県裁判所の裁判に服せずして、上告するものを覆審処分す（再調査する）」とあり、すでに現在の控訴審の裁判制度を取り入れていた。そのほか府県で決し難い裁判を判決し、勅奏官（政府高官）と華族の犯罪もここで取り扱うなどとした。これは一見、身分による差別のようであるが、当時は政府高官や華族が、裁判にかけられること自体、考えも及ばないことであった。

出張裁判所は、司法省裁判所が直接管掌（管轄しつかさどる）し、遠隔の地の府県裁判所は、便宜上数県合わせて出張裁判所が管掌する。

各区裁判所は府県裁判所に属し、軽犯罪を取り扱うとした。

また別に司法省臨時裁判所の規定があり、国家の大事に関する事件と、裁判官の犯罪を審理するとした。大久保が、のちに佐賀城内で新平を梟首にしたのは、この臨時裁判所の規定

を利用したものであるが、事実は野戦裁判に過ぎず、本来ならば東京の司法省において審理すべきであった。

第十二章の明法寮（法学校）職制及び事務章程には、裁判制度のみならず、法律全般の研究を行わせ、維新以来に布告された法令を編集して考証に備え、それを『憲法類典』と名付けた。それが完成したのは翌六年三月であったが、その諸言の末尾に、「国運と民智とは日に開明に進み、而して大典の成るを告る亦遠きに非ざるを徴すべし」と憲法制定、即ち法治組織の完成を確信して、江藤、福岡、楠田（明法寮の長官）の三人が署名している。

警保寮職制と警保寮章程は少し遅れ、十月十九日に発令された。新平は警保寮章程の諸言に、

「警保寮を置くの趣旨は、国中を安静ならしめ、人民の健康を保護する為めにして、其安静健康を妨ぐるものを予防するにあり」

と書いた。次いで巡査、番人の人民に対する義務と、人民の権利を明かにし、また東京番人規則の中には、人権保護の義務を怠る番人を処断する法を定めた。

新平が在職中に完成した法規の中に『改定律例』がある。これは明治三年十二月に発布された刑法の大典、『新律綱領』を補足し、欧州各国の諸刑法を加味したもので、明治五年八月

校了し、改定律例と名付けた。

そのなかで「磔刑（はりつけ）は固く之を廃し、重科の梟首（さらしくび）は斬首に改め、絞首は終身懲役に下す。従来の笞杖（むち打ち）、徒流（流刑）は悉く懲役に改める」とした。

この法律は新平が上奏してのち、十カ月間、左院、太政官の議に付され、翌六年六月ようやく裁可を得た。

「朕曩に司法に勅し、国家の成憲に原き、各国の定律を酌み、改定律例を修撰せしむ。今や編纂成るを告ぐ。朕乃ち内閣諸臣と弁論裁定し、之を頒行せしむ。爾臣僚其れ之を遵守せよ」という勅語が下されたのである。

これによれば大久保が新平を梟首にしたことは、まったく違法行為である。この明らかな事実を無視して、ある学者は、そのような法律はなかった。とし、明治七年に梟首に処せられた者は、江藤、島の他に男女あわせて十三名もいると書いている。法律は確かにあった。ただ、明治六年六月に勅許を得たばかりの法律が、当時の国情から推して翌七年三月までに、日本のすみずみまで施行されていたかどうかはわからない。それまで府県知事にあった裁判権を、司法省に移すだけでも、非常な妨害があったという情況下である。しかし、少なくとも新平を裁いた裁判官、新平のもと書生だった河野敏鎌が、梟首の刑が廃止されたという事

実を知らぬはずはなかった。

新平が司法卿として発令した制度には、五年（一八七二）八月に定められた代言人（弁護士）と証書人（公証人）、代書人の設置がある。

それまでの裁判では、民事、刑事ともに裁判官の意のままに決定せられ、人民は原告、被告にかかわらず、発言はおろか自分の権利を主張し事情をのべる機会さえほとんど与えられなかった。

新平は各種の改革とともに、人権擁護の必要を認め、欧米各国の法律から、これらの制度を取り入れたのである。

一、証書人職制――各区長は役所に於いて証書人を置き、田畑、家屋等不動産売買貸借及び生存中、所持物を贈与する約定書に奥印せしむ。

二、代書人職制――各区代書人を置き、各人民の訴状を調整して、其の訴訟の遺漏なからしむ。但し代書人を用ふると用いざるとはその本人の請願に任す。

三、代言人職制――各区代言人を置き、自ら訴ふる能はざる（できない）者の為めに、之に代り訴えの事情を陳述して冤枉（無実の罪）無からしむ。但し代言人を用ふると用いざるとは本人の請願に任す。

この規定は、我が国の訴訟事務の一大革新であり、そのとき司法省自らが人権擁護の先鋒となっていたのである。

新平が人権擁護のための法律を出したなかに、監獄の改善がある。明治三、四年ごろ、政府は西欧の監獄制度の調査に、小原重哉らを香港に派遣し、英国の新式の監獄を視察させたが、改革の実行までには至らなかった。

新平は司法卿就任以来、検討をかさね、明治五年十二月から監獄規則の改正を遂行したのであった。

それまでの監獄は、幕府の牢屋を受け継いだもので、一度投獄されれば生きながらこの世の地獄におちたも同然とされていた。幕府の牢屋にも「牢役人」の規定があり、石出帯刀という世襲の牢奉行のもとに牢屋同心と下男がいた。しかしいずれも極めて薄給であったため、いつしか牢内の綱紀がゆるみ、牢内独特の奇妙な自治の世界が現出した。すなわち公認の囚人による牢名主以下の「牢内役人」がすべてを取りしきっていたのである。新入りはツルと称する金を土産に隠し持って入らないと、死ぬような目にあわされ、十両以上持って入れば客分として優遇される「地獄の沙汰も金しだい」の状態であった。牢内役人の長、名主は広い場所に畳をかさねて座を占め、一般囚人は狭い場所にぎゅうづめにされて身動きもできず、

それだけで病気になり死亡する者も多かった。

新平は「其罪をにくんで其人をにくまず」の精神をもって、改革にあたった。彼が当時発令した『監獄則および監獄図式』のまえがきに、「獄とは何ぞ、囚人を禁鎖して之を懲戒せしむる所なり。獄は人を仁愛する所以にして、人を残虐する所以に非ず。刑を用ふるは已むを得ざるに出づ。国の為めに害を除く所為なり」とある。

彼の監獄規則の改正の要点をあげると、

一、夜間に分房制をとる。
一、既決、未決の監房を分ける。
一、初犯者と再犯以上とを分別する。
一、男囚、女囚を懲治場においても厳格に区分する。
一、病監を新設する。
一、廃疾、身体虚弱のために軽役場を特設する。
一、囚徒の服役には階級を設け、一定期間をまじめに経過すれば役業を軽減して、工銭を増給する。
一、特別の技能を有する者は、役業、工銭を優遇する。

などであった。今日よりすれば極めて当りまえの獄則にすぎないが、当時においては、暗

黒の獄にさし込んだ光明であった。

明治六年二月七日、新平は復讐禁止の令を発した。いわゆる仇討を禁じたのである。それまで主人や親の仇を報ずることは、美徳とされ、侍が親の敵を討つためにさまざまな苦労をする話も多く伝わっている。しかし法律が整えば親の仇を討つといえども殺人となる。

「……因て今後不幸至親を害せらるる者あらば其実を詳かにし、速に訴ふべし。若し旧習に泥み（こだわり）法を犯して擅殺する者あらば、適当の罪科に処すべきなり」と固く禁じた。

そのころアメリカでは私刑（リンチ）が多くおこなわれ、ドイツでは決闘が流行していた。現在でもアメリカでは黒人に対するリンチの話を聞くことがある。それに反して日本においては仇討ちの風習が、司法によって禁止された結果、たちまち過去の風習となったのであった。

明治六年三月十四日、長崎周辺のキリシタンが、四年にわたる流罪の「旅」から解放されたのも、新平が司法卿の時代である。このように、新平が司法卿として発令した法律は、すべて日本を法治国家となし、国民の権利を保護しようとしたものであった。

新平は司法卿に任ぜられると同時に、日本の司法制度改革を完璧なものとするため、自ら欧米先進国の制度を視察することを希望した。そして司法卿就任の五日後、すなわち四月三十日の日付で、

「司法卿江藤新平を理事官と為し、欧州各国へ差遣（さけん）され候事」

という太政官の辞令を受けてさえいた。随行員八名には、川路利良（かわじとしよし）の他、井上毅（いのうえこわし）と、のちに佐賀戦争で大久保の命令通り、江藤新平に梟首の判決を下すことになる河野敏鎌（こうのとがま）らを選んだ。ちなみに、河野は窮迫している所を新平に拾われ、司法省で頭角を現した秀才で、江藤家には親しく出入りしていた。

新平の海外出張は、ワシントンから一時帰国していた大久保、伊藤が再びアメリカに渡る際に同行する予定であった。大久保は、木戸を誘ったと同じ理由で、新平をも日本に残す事に不安を持ったのかも知れない。事実、大久保の留守中に発令された民権主義的な法律は、大久保の意に反するものばかりであった。

しかし三条は、手薄になっている政府に不安を持ち、司法卿就任直後であるからとの理由で、新平に九月まで渡航を延期するように要請した。やがて九月に近づき、海外旅行免状も用意した。左は当時のパスポートである。

「第百五十八号

大日本国理事官司法卿　江藤新平

申三十八歳

右之者此度海外旅行之儀願出候間差許申候、就ては通行無二差支一様御免許被レ下、且緊要之節は相当之御扶助被レ下候様其筋へ致二依願一候也

明治五年壬申九月

大日本国外務卿副島正四位菅原種臣」

ところが九月になっても三条は江藤を必要としたのだろう。九月三日、三条は大隈へ手紙を送り、板垣と二人で江藤の渡欧を思いとどまらせるよう依頼した。このようにして新平は、遂に海外出張の機会を失ったのである。先に選んだ随行員八名はそのまま渡航することになった。

出張にあたって、鶴田皓と井上毅の二人が新平の家に訪問して海外視察についての教訓を請うと、

「諸君洋行の要は、各国の制度文物を視察し、その長を取りて短を捨つるに在る。いたずらに各国の状態を学んで、悉くこれを我が国に輸入することを趣旨とすべきでない。故に須らく彼に学習するの意を去り、之を観察批評するの精神を以てせざるべからず、我国もまた文明の進むに従い、欧米諸国の制度文物を採用して諸政を改善するの要ありといえども、悉く

彼に心酔して其欠点を看破せずんば、折角の制度文物も之（これ）を用いるに足らざるなり」

と語ったという。

もし新平が最初の計画通り、大久保と同じ船で欧米視察旅行に出たならば、佐賀の惨刑に遇わなかったとする説もある。しかし、新平が民権主義を捨てて伊藤や大隈の如く大久保の傘下に入らぬかぎり、いずれは同じ運命をたどったことであろう。

山県の公金流用を摘発

岩倉使節団が欧米視察に旅へ出発したあとの留守内閣のメンバーは次の通りであった。

太政大臣　三条実美（さねとみ）
参議兼陸軍大将　西郷隆盛
外務卿　副島種臣
参議　大隈重信、板垣退助
文部卿　大木喬任（たかとう）
左院議長　後藤象二郎
大蔵大輔　井上馨（かおる）（大蔵卿大久保）
陸軍大輔　山県有朋（陸軍卿空位）
海軍大輔　勝　安房（あわ）（海軍卿空位）

開拓次官　黒田清隆
陸軍少輔　西郷従道
左院副議長　江藤新平

（五年四月司法卿に就任）

留守内閣は、三条太政大臣は別格として、木戸派が井上、山県、大久保派が大隈、黒田で、それらの派閥に属さない内閣のメンバーが、西郷、副島、後藤、板垣、江藤とされている。しかし木戸は出発前から側近に、病身のため（多分に神経的なもの）引退したいという希望を表明していたから、大久保大蔵卿の下で大輔を務める井上は勿論のこと、長州藩出身という繋がりは強くとも、木戸の下に結束するという気持ちは弱くなっていただろう。仲間の身分から引きあげてもらった伊藤でさえ、木戸を離れて大久保に付いているのである。留守中、現状を維持することを大久保に発議したのは、井上、大隈であったという。大木は、大久保の側近として出世街道を登ってきたし、西郷従道は、兄隆盛と余り仲が良くなく、大久保に近づいていた。

西郷は「現状の維持」に不満であった。もともと政府の役人になった連中が、士族たちの困窮をよそに豪奢な生活をしているのに憤慨して鹿児島から出てきたのであるが、すでに大久保の下にいる官僚たちの勢力は強大で何の手も打つことはできないでいた。大久保が西郷を鹿

児島から連れ出したのは、維新政府の精神的な統一に、西郷の全国的な人気を利用するためでしかなかった。

岩倉使節団一行を横浜まで見送った留守内閣の送別の宴で、西郷が井上に「三井の番頭さん、一杯」と盃をつきつけたのは有名な話である。それほどまでに井上馨と財閥との癒着は、目に余るものがあった。

岩倉使節団の監視の役を帯びて、大久保、伊藤とともにアメリカ経由で、イギリス駐在大弁務使として着任した外務大輔寺島宗則から、副島外務卿に届いた一通の手紙が、ことの発端であった。

「日本の紳士にして野村三千三なるもの、多く世人の知らざる所なるに、当地に於ける豪遊は目覚ましきものなり。有名なる巴里の旅館に宿泊し、屡ば劇場に遊んで一流の女優に戯れ、又競馬に万金を一擲（一度にすべてを使う）して敗れ、近日は巴里一富豪の金髪美人と婚約を結ぶとの噂あり。彼が巴里に来着してより、費消したる金額既に数十万に達せるは事実なり」

巴里在住の公使館中弁務使鮫島尚信も、同様の手紙を日本の友人に寄せていた。

野村三千三はそのとき山城屋和助と称する陸軍省の御用商人で、長州出身、奇兵隊の隊長

をつとめたことがあり山県陸軍大輔とは古くからの友人であった。戊辰の役では北越に転戦して軍功があったが、維新後、商人となり山城屋和助と名乗り、横浜に店を持った。そのとき山県有朋は兵部大輔であったので、同郷のよしみで兵部省の御用商人となることができた。山城屋は、兵器の輸入とともに、文明開化に伴う百貨を輸入し、そのみかえりとして国産の生糸を輸出することを考えた。そして山県にそのための資金を兵部省から出資することを依頼した。山県は、兵部省会計局長木梨精一郎と相談し、山城屋の言うままに五十万円の大金を貸し与えた。それほどに長州閥に属する兵部省には金があったのだろう。

一躍巨額の大資本を持つようになった山城屋は、商店を拡張し、あらゆる軍需品を兵部省に納め、それだけでも巨万の利益を得るようになった。一方潤沢な資本をもって各県の生糸を買い集め、諸外国の商館と取引契約を結んで盛んに輸出した。兵部省の長州系官吏は、山城屋が巨額の官金を借りていることをよいことに、山城屋から無証文で金を借り出しては遊興にふける者もあるといったありさまで、山城屋がそのために支出した金額も少なくなかった。

ところが、ヨーロッパでは普仏戦争の影響から生糸が暴落した。その間の、野村の兵部省からの借金は六十四万九千余円（一説では八十万円）になっていた。この金額がいかに多額であるかは、明治四年十月から五年十一月までの十四ヵ月間の政府の経常歳入が二千四百四

十二万円であり、明治四年の陸軍費八百万円、海軍費五十万円、臨時軍事費二十五万円というのと比べてもわかる。

山城屋はこの失敗を取りかえすため、自らが海外へ行って直接商取引をする、と横浜を出帆してヨーロッパに向かった。そのあげくの巴里での豪遊であった。金はすべて兵部省、そのときは陸、海二省にわかれていたから、陸軍省から出ていたのである。

陸軍省の会計局長木梨精一郎の下にいた、陸軍少佐種田政明という薩摩出身の会計官が、それを調べあげて、同郷の陸軍少将、桐野利秋に詳細を告げた。薩摩隼人気質を代表したような桐野はそれに怒り、兵を出して山城屋商店を包囲しようという騒ぎになった。

外務卿副島から、山城屋こと野村三千三が出途不明の大金を蕩尽していることを聞き、山城屋の商況と陸軍省との連繋について調べを進めていた新平は、桐野が兵を出そうとしているのを聞くと、「司法権を無視し、軍人の職権を濫用するもの」として、西郷参議のもとに使者をはしらせて阻止させたうえで、司法大丞島本仲道に公然と陸軍省の会計の調査を命じたのである。

山県は山城屋を急ぎ呼びもどして、融通した官金の返納を迫った。山城屋はただちに返金することは出来ないが、ヨーロッパで取引した商品が着けば、必ず返金するから、と一時を糊塗するために空手形を出した。山県は木梨と相談した上で、これを承諾し、薩摩隼人の追

及に対しては「返納済みなり」と答えたので、商取引に無知な軍人たちはなすことなく引きさがった。しかし司法省は破産に瀕している山城屋がそのような大金を返済することができるはずがない、と調べを進めると、空手形であることが忽ち露見した。そこで新平は司法卿の職権をもって、陸軍省の会計全部の調査を決定した。

山県からの急使によってそれを知った山城屋は、かねて覚悟によって事件に関する帳簿と、長州派軍人への貸金の証文類一切を焼き捨て、陸軍省の応接室で切腹自殺をとげた。

薩摩派の軍人はそれに飽き足らず、山県をはじめとする長州派を非難攻撃し、山県は辞表を出すという事態に発展した。そのころ陸軍大将である西郷隆盛は、明治天皇の西日本（伊勢、関西、九州）御巡幸に供奉して鹿児島に帰っていた。

天皇巡幸の目的は、廃藩を行ったばかりの政府の威光を内外に示し、天皇の権威と仁徳を国民に印象づけるためであったが、一方では、鹿児島に引き籠って政府の召命に応じようともしない薩摩藩主の父島津久光を慰撫するためでもあった。久光の態度は保守派の反政府運動の拠り所ともなりかねないため、旧臣の西郷や大久保の悩みの種となっていた。

六月二十二日、各地の訪問を終えて鹿児島に着いた天皇は、早速久光と会見した。ところが久光は政府の開花政策を猛烈に非難攻撃し、西郷や大久保の免職まで直言するありさまであった。そこへ三条太政大臣から山形の辞職、近衛兵の騒ぎが報じられ、西郷は急遽帰京す

ることになった。

西郷はもともと政界と財閥の癒着を苦々しく思ってはいたが、天皇が保守的な鹿児島におられる時ではあり、みずから山県にかわって近衛都督の職につき、桐野利秋以下薩摩出身の近衛士官の山県攻撃を中止させた。

山県は、明治二年に渡欧し、兵制を調査研究し、三年八月に帰国すると大村益次郎没後の軍政の長官としては、他の追随を許さない秀でた能力を持っていたからである。

西郷の配慮によって事なきを得たので、以来山県は西郷隆盛に深く恩義を感じた。西郷が西南戦争で死亡したのち、元勲となった山県が、西郷の遺族に伯爵を綬与することを決定したのも、それがためである。

当時の山県と陸軍省御用商人との醜関係は、山城屋だけではなかった。山城屋について起った陸軍御用の三谷三九郎の破産事件にも、山県は深い関係を持っていたのである。

三谷は十二代を数えた江戸の富豪で、代々両替商として金銀のみを取り扱う家柄であった。慶応年間に、長州から預かっていた三千三百両を、幕府の長州征伐のときに取りあげられたことがある。戊辰三月、東征軍が江戸に入ると、そのことを咎められて斬首になるところを、長州藩士である野村三千三（山城屋和助）の手引きで、あやうく逃亡することができた。そ

ののち三千三百両を返納し、そのうえに五千両の献金、三万両の御用金の献金などによって大総督府の御用達となり、引き続き陸軍省の用達となることができたのである。

三谷は、山城屋同様に巨額の金を陸軍省から借り出し、その勢いは三井、小野をも凌ぐほどであった。三谷はその金を自邸に置かず和田倉門内の旧会津邸にある金蔵に納め、鍵は三谷の手代がもっていて、陸軍省会計監督長である船越衛の監督のもとに開閉していた。

山城屋事件が起り、船越が金蔵の現在高を調べると、三十万円の大金が不足していた。これは鍵を預かっていた三谷の手代渡辺弥七らが、油の相場に失敗し、金蔵の金を使い込んでいたのであった。三谷は驚いて、横浜の外人商人から十万円を借りて一時の急をつくろったが、遂に東京市中にある五十余ヵ所の三谷家の地所を抵当として陸軍省に提出し、破産のやむなきに至った。

奇怪なことに、新平が翌六年司法省を去り大木喬任が後任となると、陸軍省では山形、船越が、大蔵省においては井上、渋沢が謀議し、三谷所有の地所五十余ヵ所の代金として五万円を三井が支払い、三井が代わって陸軍御用商となると、大蔵省より三十万円、陸軍省より三十万円、合わせて六十万円を十カ年無利息で三井に下げ渡したのである。

井上と三井との関係は、西郷をして「三井の番頭さん」と言わしめたほどであって、明治四年末から五年にかけて、政府は内国公債として大蔵省証券六百八十万円と北海道開拓使

兌換証券二百五十万円を発行したが、この時発行業務をすべて三井組に請け負わせ、井上は総額の二割、すなわち二百万円以上の公債を三井組に与えた。そのことに非難の声があがると、井上は三井組に与えた公債の代金を大蔵省に納めさせ、そのかわりとして高い利子を払うことにした。この種の三井に対する特典は、井上馨大蔵大輔とその片腕である渋沢栄一によって、以前から行われていた。当然、何らかの見返りがあってのことであろう。

後年、三谷家の奥で娘分の扱いであったまさからの聞き書きによると、三谷の破産の裏には、山県をはじめ陸軍の士官が、砂糖にたかる蟻のように群がって食い荒らした事実があったことが、はしなくも描かれている。

三谷の今戸の寮は、陸軍省御用のために建てられた料亭のような大構えで、五十畳敷きの座敷には絨毯が敷きつめられているといった贅沢な建物であったという。

そこへ毎週土曜から日曜日にかけて山県は子分を引き連れて泊りがけで豪遊する、堀の芸妓衆はみな寮のお客の相手をさせられた。山県はひいきの芸妓の一人から百五十円を無心されると「よしよし、三谷から借りよ」と鶴の一声で、もちろん貸し下されだった。

山県卿の奥方と木戸卿の奥方京の芸者――幾松あらため松子夫人――が来たときには、当時評判の田之助一座を寮に招いて芝居をさせた。歌舞伎の名優田之助は脱疽にかかって、両脚をヘボン博士の手術で切断したが、その後は、狂言作者黙阿弥にせがんで、座ってできる

狂言を作ってもらい、出演したのが、『国性爺』の錦祥女であった。両足切断というショッキングな出来事のあと、再び舞台へ出たというので大評判となり、大入り、大当たりとなっていた。その舞台を、そっくり三谷の今戸の寮に移して、田之助に錦祥女をさせ、堀の芸者多数が花をそえて、二人の奥方に観劇させたのである。

花柳界で遊べば人目にたつが、御用商人に大金を貸し出し、陰で官金を湯水の如く使っていたのであった。山城屋はともかくとして、十二代も続いた三谷は破産に追いこまれ、あげくのはてに、三井に取って替わられたのである。

司法省は、三谷の破産事件に対しても陸軍省の不正貸し付けの疑いをもって調査を始めた。その追及に、陸軍省会計監督長の船越が、山県の身代わりに山城屋、三谷への公金貸付の責任を負って辞職し、閉門九十八日の処罰を受けた。罪を免れた山県は、船越が代わって罪を引き受けてくれたことを恩にきて、次女を船越の長男と結婚させている。翌年新平が明治六年政変で政府を去ると、大久保利通は新設した内務省の戸籍権頭に船越を抜擢し、その後船越は各県知事を歴任したのち、男爵、貴族院議院、宮中顧問官へと出世したのは山県の引き立てであった。その半面、山県の不正を告発した種田は熊本鎮台に左遷され、九年の神風連の乱で非業の死を遂げた。

心ならずも山県の不正事件を収拾した西郷には、ちょうどその時期が天皇巡幸と重なった

こと、また翌六年春に予定されている徴兵制施行まで、近衛兵（薩、長、土出身の士族軍隊）を無傷で全員を復員させたいという考えがその底にあった。西郷を士族のリーダーとして保守反動と見る考えもあるが、この時の西郷は徴兵制に賛成し、士族の秩禄処分（それまで政府が藩庁から肩代わりしていた家禄を買い上げて消却させること）の遂行に熱心であった。大久保にあてた五年二月十五日付の手紙に、秩禄処分の資本にするためにアメリカで三千万円の外債の募集案をたて、大蔵少輔吉田清成を派遣したと報告し、「此の機会失うべからず、両全の良法」と自信をもってしたためている。

一方これまで徴兵制の実施は、山県の功績とみられていて、長州藩の奇兵隊の体験から国民皆兵を主導したとされているが、山県ら陸軍省首脳は、実は士族中心の軍隊を計画していた。彼らは、新しい国軍の計画書である「四民論」と題する文書を正院に提出した。それによると懲兵の対象を戸主以外の士族と卒、手作りの地主と上層の自作農の次、三男と限定し、それ以外の階層からは代人料として金銭を徴収するという意見であった。

それに反対したのは左院であった。江藤副議長が去ったあとも、新平が残した法治的理想主義、民権尊重の精神が漲っていた。左院は、陸軍省の、身分によって服役に差を設ける案は市民平等の精神に反すると反対し、「一朝軽易ニ之ヲ議定スベキニ非ズ」と慎重審議を要求した。

山城屋和助事件によって、薩摩、土佐系の士官から追いつめられていた山県にその余裕はない。一刻も早く近衛兵を解隊させて、反長州派の勢力を打ち砕くためには、早急な徴兵制施行以外に道はなく、山県は士族中心の軍隊の構想を放棄したのである。

徴兵の「詔」に「苟も国あれば則ち兵備あり、兵備あれば則ち人々其役に就かざるを得ず……全国四民男児二十歳に至るものは尽く兵籍に編入し、以て緩急の用に備ふべし」との国民皆兵の原則が、政府の告諭として発令された。明治五年十一月二十八日である。その翌日に山城屋は陸軍省の応接室で自殺した。「詔」、「告諭」と同時に発令すべき「徴兵令」は、翌六年一月十日に出された。当時の状況は、徴兵制によって安価にして大量の軍事力を動員する必要などなかったし、財政的にも無理があったにもかかわらず、これほど急いで決定した裏には、山城屋事件とのかかわりを考えざるを得ない。

明治五年（一八七二）十一月二十八日、司法省から「司法省達第四十六号」が発布された。それは奇しくも国民皆兵の詔、告諭が出されたと同じ日であった。

この達こそ、新平の人権擁護の精神から発せられた画期的な法律であった。その内容は、「地方官の専横や怠慢によって、人民の権利が侵害されたとき、人民は裁判所に出訴（訴え出る）して救済を求めることができる」という思い切ったもので、それは全六箇条、簡明に

して具体的なものである。

㈠地方官及び戸長等が太政官布告、諸省布達に違背して規則を立て処置をなすとき

㈡地方官、戸長が人民の願、伺、届等を壅閉する（にぎり潰す）とき

㈢地方官が人民の移住往来を抑制するなど人民の権利を妨げるとき

㈣地方官が太政官布告、諸省布達をその隣県における掲示の日から十日を過ぎても布達しないとき

㈤地方官が誤解等により太政官布告、諸省布達の趣旨に違背する説明書を頒布するとき、

は「各人民ヨリ其地方裁判所へ訴訟シ、又ハ司法省裁判所へ訴訟苦シカラズ」とした。

㈥地方裁判所や地方官の裁判に不服なとき、

は司法省裁判所へ出訴してもよいと定めた。司法裁判所は、今日の最高裁判所に相当する。

この「司法省達四十六号」は、廃藩置県後、新しい支配者となった知事をはじめとする地方官にとって、実ににがにがしい限りであった。彼らは薩長藩閥系の下級武士から成り上がったものが多く、任地においては封建領主きどりで人民に君臨し、あるものは江戸幕府時代以上に人民の権利を侵していた。

伊藤博文が『憲法義解』（明治二十二年）にその時のありさまを「明治五年、司法省達四十

六号（により）

……地方官吏を訟（うった）える文書法廷に蝟集（いしゅう）し、俄（にわか）に司法官、行政を牽制（けん）するの弊端（へいたん）（弊害）を見るに至れり」と記しているところをみると、この達（たっし）には大きな効果があったようだ。

中でも新平が薩長藩閥を向こうにまわし、民権擁護の施政を貫いたのが、翌六年の尾去沢（おさりざわ）鉱山事件と、京都府事件となってあらわれた。

民権擁護の戦い

このような新平の施政方針は、当然、薩長藩閥の反発と妨害となってあらわれた。明治五年末、司法権の確立と全国裁判所網の整備をめざして呈出した、新年度の司法省の予算額九十六万五千七百四十四円に対し、長州出身の大蔵大輔井上馨は、何の説明もないまま、ただ財政難を理由に、四十五万円の削減をした。同時に、佐賀藩出身の文部卿大木喬任に対しても百三十万円の要求に対しほぼ半額を削減したが、陸軍省には、巨額の公金消費事件の直後にもかかわらず、山県が井上と同じ長州出のためか、ほとんど全額の八百万円を認めたのである。

大蔵卿大久保が不在中の大蔵省は、西郷参議が事務監督の職にあったが、西郷は天皇巡幸や陸軍省問題のため大蔵省から離れ、この問題が起った十一月には、再び島津久光を慰撫するため鹿児島に帰っていた。したがって大蔵省は井上とその腹心の渋沢栄一が全権を握っていた。当時、民部省を合併した大蔵省の権限はきわめて強大であって、太政官をも下に見る

ほどであった。したがって司法省の裁判所新設は無論のこと、司法省にたいしてまで無用の役所という考えが強かった。

新平はそれに対し、未だかってない長文の辞表を書いて、それに反発したのである。その文中、もっとも新平の信念を現したのが次の条である。

「（欧米各国と）並立（肩をならべる）の元は国の富強にあり、富強の元は、国民の安堵にあり、安堵の元は国民の位置を正すに在り。夫尚国民の位置不正なれば安堵せず、安堵せざれば其業を勤めず、其恥を知らず、何以富強ならんや」

またそれを解説して、

「国民の位置を正すとは、婚姻、出産、死去の法厳にして、相続、贈与の法定り、動産、不動産、貸借、売買、共同の法、厳にして、私有、仮有、共有の法、定まったのち初めて聴訟（裁判）が敏正に行われる。また国法が精詳（くわしく詳らか）であり、治罪法が公正なるによって初めて断獄（裁判）が明白に行われる。これによって民心は安堵し、財用は流通し、民はじめて政府を信じ、民はじめてその権利を保全し、各々永遠の目的をたて、高大の事業を企つるに至る。この時にあたり収税法、中を得ば（正しければ）民、各々業を励まん、業を励みて民はじめて富む。税法中を得ば、税はじめて豊かなり。民富、税豊かにして、しかるのちに海陸軍備も盛んに興るべきなり。文部の業も盛んに興る可きなり」

と記している。これに見る通り、新平は、あくまでも法治国家の成立をめざし、内治優先を唱えているのである。

また新平はその辞表の文中に、噛んでふくめるように司法省の仕事を説明し、予算の必要を述べている。それによっても当時の政府、高官たちの大多数が、薩長下級武士の成り上がりで、いかに法律の知識に乏しかったかが想像できる。

司法大輔福岡孝弟（たかちか）――五カ条の御誓文を作った学者でもある人――は、病床にあったが、新平の辞表についで、政府に書を送った。「司法卿、辞表陳述に於いては、一に同意に御座候……」と全く新平と同意見をのべ、続いて同じ日に、司法大丞（たいじょう）兼明法権頭楠田英世（くすだひでよ）、警保頭島本仲道（しまもとなかみち）、司法小丞（しょうじょう）渡辺、丹羽の四名は連署して正院に書を送り、新平の主旨を援護した。

ついで二十五日には、権大法官鷲津宣光（わしづのぶみつ）、権中法官河野楯雄（たてお）、三等出仕荒木博臣（ひろおみ）らは、連署して司法卿留任の建議をなした。その書に書かれた主意もまた、新平が辞表に論述したところと、ほとんど変わるところがなく、三権分立のもとでの司法権の確立と法による人民の自由と権利の保護が司法省の使命であると書いている。これは新平の持論であり、卿である新平の平素の感化によって、司法省が一丸となり、法治国達成への道を歩んでいたことを証明するものである。

新平の司法省時代の写真が、現在ただ一枚残っているが、相変わらず粗末な着物に身を包

み、これが司法卿かと驚くほどである。事実、あるとき公用の馬車に乗って外出した先で、天皇の行幸の列と出逢い、巡査に押しとどめられ、司法卿だと名乗っても信じられなかったという笑い話がある。

明治六年一月二十五日、三条太政大臣は、

「至急之用事出来候間、明朝九字（時）入来有レ之度候、今日辞表之趣も有之候得共、要用に付、是非入来可有之候。仍此段申入度如レ此候也。

実美

江藤司法卿殿

」

という手紙によって新平を呼びだした。新平は三条に所信を開陳したことだろう。しかし三条はもともと優柔不断なところのある人物であった。一時しのぎに三万円の内渡しを太政官から出すという。しかしそれで事がおさまるはずもなく、司法大輔福岡は病をおして正院に出頭し、催促状を呈出、また楠田、島本らは「事務上、方向相立ち難し」を理由に辞表を提出、三日おいて福岡もまた辞表を提出するに至った。

予算の不平等な削減による不満は司法省、文部省ばかりではなく、反長州派の地方官にもあり、愛知県令安場保和、鹿児島県参事大山綱良ら十二人も連署して、大臣及び各省長官のもとに財政会議を開くことを要求していた。このような事態に、太政官も閣議を開き、「両省

の主張につき、詳細な調査をなして可否を裁決すること」をきめ、同時に新平ら司法官吏に対し「辞表之趣、不被及御沙汰候事」と指令して、留任を命じた。

政府（太政官――正院）は、大阪に出張中の前大蔵大輔、参議大隈重信を呼びもどし、大蔵事務総裁に任じて財政状態を調査させた。大隈は二カ月にわたって詳細に調べ、はじめて歳入歳出予算表を公表した。それによると明治六年の経常、臨時の歳入見込総計は四千八百七十三万六千余円で、歳出総計よりも二百十四万一千円余り多いことが判明した。政府は大蔵省に対し、司法、文部両省の要求をいれて全額を支給せよと命じた。

のちに明治六年の歳入は、予算を大幅に上まわり六千六十万円に達している。これはこの年、豊作であったことと地租改正が行われた結果であろう。明治政府は、税金を江戸時代同様に土地を基本として取り立てた結果、農民に重い税がかかった。これは佐賀藩の天保改革のおり、藩主鍋島閑叟が行った農民の税を半減し、商人から取引高税、営業税、運輸税を取り立てたのに比べると、数段遅れている。新平はそれゆえ司法卿辞表の中で、「収税法、中を得ば、（正しければ）民、各々業を励まん」と司法省の職域をこえた信念を述べているのだろう。これは現代に於いても真理である。納税の不公平と不正ほど、庶民にとって腹のたつことはない。この間の事情を「井上は、江藤司法卿の放漫財政に反対して、辞職した」と書いている歴史学者がいるが、私は納得できない。

予算問題によって、政局が紛糾している間にも、司法省達四十六号の公布によって、力づけられた一般国民の中から、官吏の不正、横暴を訴えるものが、ぞくぞくと出てきた。そのなかで、もっとも世間の耳目を騒がしたのが、尾去沢銅山強奪事件と京都府の政令違反事件である。

尾去沢銅山は秋田県鹿角郡にあり、元南部藩の支配に属していた。旧幕時代に、南部藩が外国商社から借金をしたとき、村井茂兵衛という南部藩出身の商人が其保証人となったが、その借金を肩がわりする代償として、採掘権を与えられたのである。銅山は村井の資本投入とその手腕によって盛んに採掘が行われ、利益をあげていた。

戊辰の役で、奥羽諸藩と同盟を結んだ南部藩は、官軍と戦をまじえた。明治政府は、その処罰として石高二十万石を十三万石に減じ、あわせて七十万両の献金を命じてきた。南部氏はこの大金を調達するため、またもや村井に依頼して外国商社から借金をすることに決定した。村井は藩のために奔走して、ようやく神戸在住の外商から七十万両を借り入れることに成功したが、外商の希望で、違約の場合、二万五千両を支払うという契約を結んだ。ところが藩では「外商から借金せず、万難を排しても藩内で調達すべし」との説が起り、ついに契約を破棄することになった。そうなれば二万五千両の違約金を払わねばならぬ。しかし藩に

その金はなく、村井は藩主の「一時立て替えよ」との命令に従うほかなかった。其時藩と村井のあいだに結ばれた契約書には、「奉内借」の文字が書かれていた。これは封建時代の遺風で、殿様に金を貸すとは恐れ多いという考えから、借りるとしたもので、それは南部藩に限ったことではなく、いわば常識のことであった。

明治四年、廃藩置県のあと、諸藩の政権が中央政府に帰するとともに、藩の財政は債権、債務ともに大蔵省のものとなった。四年秋、大阪に大蔵省判理局が設置され、六等出仕北代正臣が局長として赴任してきた。北代は、南部藩の財産の整理にあたって、村井の「奉内借」の証文を盾にとり、二万五千両の返済を命じてきた。村井が「奉内借」の事情を申し述べても、「借（かりる）の一字がある。百の弁解も信じることはできぬ」と耳をかすどころか、盛岡の本店はもちろん、大阪の支店に至るまで、村井の全財産を差し押さえてしまった。

村井は、今ここで官憲と争っても勝ち目はないと考え、目をつぶって二万五千両を支払うとともに、差し押さえの解除を大蔵省本省に願い出た。ところが当局者は此の嘆願をいれず、さらに村井に対して「尾去沢銅山は、藩債の整理上、汝の得たる採掘権と差引き計算し、五万五千四百円の代償として大蔵省に提出すべし、」と筋の通らぬ難題を吹きかけてきた。

村井は、もう自分の権利を主張しても、官憲を相手にしてはどうすることも出来ない、とあきらめ、五万五千余円を五カ年賦で支払うから鉱山業を続けさせてもらいたい、という嘆

願書を提出した。

当時大蔵省は、大輔井上馨が全権を握り、何事も井上の決定のままに行っていた時であった。井上は村井の嘆願をすべて却下し、それを競売にするでもなく、長州出身の近親者岡田平蔵に三万六千百八円で払い下げた。しかもその払い下げ代金は無利息の十五カ年の年賦であった。

予算問題で辞職した井上は、明治六年八月、「岡田より買いうけた」と渋沢栄一らをひきつれて尾去沢へ行き「従四位、井上馨所有」の高札を銅山に立てた。

村井茂兵衛は、折から司法省が公布した「司法省達四十六号」のことを聞いた。そしてこれが最後の救いかもしれないと自ら上京して司法裁判所に提訴した。村井の訴えを聞いた新平は、あまりの不正に驚き、「国家人民のため、また官紀の粛正のためにも捨て置くことはできない」と司法大丞、兼警保頭島本仲道に調査を命じた。

島本は、みずから陣頭にたって詳細に調べたところ、村井の申したてに間違いのないことが判明した。それは予算問題で、井上が辞職する前のことである。その後、井上が尾去沢銅山を我が物とした厚顔無恥な無法に、新平は、ついに井上の拘引を決意したが、井上が従四位の高官であることから拘引できず、やむなく太政官に提議した。

あわや裁判所に拘引されるばかりになった井上の怒りはすさまじく、「いま一箇小隊あれば、

司法省を粉砕するものを」と左右に語っていたというが、その怒りはのちに新平の遺族に向けられることとなった。すなわち、明治二十二年、憲法発布の大赦令によって、西郷隆盛は罪をゆるされ、正三位を追贈されたうえ遺族は伯爵を与えられたが、新平の罪名消滅は秘せられたまま遺族にも伝えられず、その証明書が妻子の手に渡ったのは、それより二十三年後であった。それほどまでに、元勲となった井上、山県の新平に対する憎悪は強かったのである。

新平の行った司法権の独立に、もっとも強く反抗した地方官は、京都府参事槙村正直であった。明治四年の廃藩置県によって京都府知事には公卿長谷信篤が任ぜられたが、実権は井上大蔵大輔の同郷の友人である槙村が握っていた。明治五年十月十二日、太政官より京都に裁判所の開設と、事務引き継ぎの通達が届いて以来、槙村は陰に陽に裁判所へのいやがらせを続けていた。

新平は六年一月、京都裁判所長に北畠治房を任命した。北畠は、天誅組志士の生き残りの硬骨漢で、大和に引き込んでいたのを、司法省設立と同時に新平が登用したのであった。その年の秋、山形県で起こった農民一揆のおり、新平は甲府に裁判所を設置し、北畠を裁判所長に任じて事に当たらせたが、その時の手腕を買って、十二月甲府事件がほとんど解決した

のを機に、京都に赴任させたのである。しかし京都府側の敵意のある対応には、何の変化もなかった。

明治六年五月末、京都府裁判所に、小野善助、小野善右衛門から訴えがあった。

「先般御布達も此れ有り候儀に付、恐れ多く候えども、余儀なく御訴訟申上げ奉り候。何卒出格（破格）の御憐憫を以て速に送籍御聞き届け相成候様、伏して願い上げ奉り候」

というものであった。

小野家は、三井家、島田家と肩を並べる江戸時代からの豪商であった。維新の際、新政府は太政官札の発行を計画し、京阪の富豪を集めて紙幣流通の担任を命じた。多くは新政府を疑って応じなかったなかで、小野家だけは金十万両を献納し、富豪の間を説いて太政官札を流通させたという功があった。のちに政府は各地方から大蔵省に収納する税金の取り扱いと各官庁の支払い業務、すなわち為替用達制度を設けたとき、小野組をその主班としたのであった。小野家は東京に支店を置いて国庫金の取り扱いを行ったが、交通、通信の不便な当時のことではあり、京都から本籍を移すことを決意した。

ところが京都府は、小野家の転籍願いを受理するどころか、当主小野善助を召喚した。病気中の善助に代って善右衛門が出頭すると、罪人同様に白洲の荒蓆に座らせ、食事も取らせずに長時間にわたって転籍の理由について尋問し、理由も明らかにせず中止を勧告した。夜

もふけてようやく帰宅した善右衛門が家人を集めて善後策を講じると、元会津藩士であった波多野央が、

「四月四日、全国戸籍法が改正され、平民も士族も内地に於いて自由に転籍することができるはずである。司法省達四十六号によって裁判所に出訴すべきである」

とすすめたので、前述の訴えとなったのである。

京都府参事槙村が、これほどまでに小野家の移籍を阻止しようとしたのには理由があった。当時の地方行政官が、旧幕時代の大名になったつもりで、管轄下の富豪から公式の租税以外に臨時の上納金を命じていたからである。それは地方官のふところを肥やし、また槙村はそれを木戸の京都別邸の買収費や政治資金として献金していた。また一方、小野組が東京へ進出することは、三井組の不利益となるため、「三井の番頭さん」井上大蔵大輔が、同郷の槙村をそそのかしたふしもあった。

新平の人民の権利擁護の精神を体した京都裁判所長北畠は、原告小野善助の請求を認め、再三にわたって訴状に対する答弁書の提出を促したが、司法省をなめきっていた槙村はそれを無視し続けたので、裁判所は遂に欠席裁判によって、次の判決を下した。

「被告は原告の送籍願を拒むの理由なし。故に被告は原告訴願の通り速に送籍の手続きを為すべし」

それに対して府庁は、「……裁判には、承服致し難く、依って執行に及ばず候」とあくまでも高圧的であった。

裁判所は「もしその宣告に不服があれば、司法省裁判所に控訴すべし」との期限を通知したが、それに対しても府庁はただ、「送籍の許否は行政上の権内にある」と答え、司法権を無視した。京都裁判所は遂に「違式」すなわち法律蹂躙の罪で、京都府知事長谷と参事槙村を東京の司法裁判所に告発するに至った。これによって

府庁が軽い気持ちで今まで通りに人権を抑圧したに過ぎなかった転籍をめぐる事件が、行政訴訟から刑事訴訟へと発展し、府庁と裁判所との抗争は、中央の重大な政治問題となっていったのであった。

参議就任

癸酉歳旦（みずのとさいたん）

東京城裏欲迎春　東京城裏春ヲ迎エント欲（ほっ）ス
我本布衣西海人　我本布衣（モトフイ）（江戸幕府の服制の一つ）西海ノ人
無限天恩未酬得　無限ノ天恩未ダ酬（ムク）ユルヲ得ズ
空悲才短慨慷頻　空（ムナ）シク才短（サイタン）ヲ悲シンデ慨慷（ガイコウ）（志を失って嘆くこと）頻（しき）リナリ

明治六年（一八七三）元旦にあたって、この漢詩には、彼の心境がよくあらわれている。司法卿になっても、彼はあくまでも勤王の志士であった。

この年、太陽暦となった正月に、西郷は鹿児島に帰っていた。政府は明治五年十二月三日をもって太陰暦を万国共通の太陽暦に改め、明治六年一月一日とした。

西郷が旧藩主の父、島津久光を慰撫するために、再び東京を出発したのは、五年の十一月

であった。久光は天皇が巡幸の途中、わざわざ立ち寄ったにもかかわらず、新政府の政策に反対し続け、三条のもとに西郷弾劾の書簡を送るなどしていた。そのような久光は、日本中の、新政府に批判的な人々の心の拠り所となり、無視することができなかったのである。

鹿児島に帰った西郷が、ようやく久光と上京の約束をとりつけて帰京したのは、六年の四月はじめであった。その五カ月近く東京を離れていた間に起った予算問題は、参議大隈重信の奔走によってほぼ解決していたが、山県有朋をめぐる陸軍省と御用商人の汚職問題は、西郷の留守中に再燃し、山県は四月十八日に辞表を提出するに至った。折から、鹿児島から久光が多数の兵を率いて上京するという報告が入った。それに対抗するためには、陸軍大輔山県の手腕が必要であった。他に適任者がいないのである。

参議の一人、板垣退助の懐旧談に、

「初め山城屋自殺事件、三谷三九郎破産事件の発生し、陸海軍人、及び文官の腐敗掩うべからざるに及んで、余は深く憤慨する所あって、西郷を薬研堀の邸に訪問し、共にこれが制裁を加えんこと、並びに将来に処するの方法を相談した。西郷は『板垣さん、私の意見は一向行われぬ。北海道に隠居して、鍬をとって残生（余生）を送らんかと思う』と言うので、余は『それは先生の言とも覚えず。先生は多年最も国家に貢献された人で、余もその驥尾（すぐれた人の後ろ）に附して聊かやった積りである。回顧すれば、我が先輩同志の士が、回天

の大志を齎して空しく国難に斃れたのは、生残れる我等同志が必ずその志を継いで、維新の大業を成就してくれるだろうと信じて、瞑目したろうと思う。然るにもし我等にして、国家を贓官汚吏（不正な手段で金品を得る官吏）の手に委し、坐ら国家の危急を顧みざるが如きことがあったならば、我等は何の面目があって地下の先輩同志に見ゆる事ができるであろう』と言ったが、その言の未だ終らぬのに、西郷の面色は朱を漲らし、肥大なる体軀は戦きふるえ、座床ために震動した。西郷は余の言の終るや否や、膝を叩いて声を励まし。『板垣さん、共にともにやりましょう』と言ったのである」

それまで中央の政治に消極的であった西郷が、板垣の一言にふるいたち、太政官制の大改造に踏み切ったのであろう。岩倉使節団との間でかわした「現状の維持」の取り決めも、西郷の決意を引きとめることはできなかった。またそれは留守政府のみならず、日本中でもっとも尊敬されていた西郷隆盛なればこそ、なしえた大英断であった。四月十九日、左院議長後藤象二郎、文部卿大木喬任、司法卿江藤新平の三人を、新たに参議とし、正院の強化をはかったのである。

島津久光が、二百五十人の鹿児島士族を引きつれて上京して来たのは四月二十三日であった。全員が髷を結い、刀を帯びている。明治四年八月九日に布令が出された散髪、脱刀は、けっして強制的な命令ではなかったが、明治天皇も六年三月二十日、近代化の手本としてザ

ンギリ頭となり洋服を着られたから、久光一行の行列は、さながら反政府デモであった。西郷は二十九日に山県を陸軍省御用掛（陸軍卿代理）に任じ、陸軍の兵力をもってそれに対抗した。運の強い山県は、二度とも西郷に救われたのである。

久光は、新政反対、士族復権、西郷、大久保の罷免などを建言したが、政府は当たらずさわらず聞き流し、五月十日に久光を麝香間祗候（従一位大勲位侯爵左大臣）に祭りあげた。西郷が、親友である桂久武にあてた五月十七日付の手紙によると、久光は、西郷の暗殺を考えていたという。西郷は、久光に対する示威（威力を示す）のため、四月二十九日から五月一日までの三日間、若き明治天皇を擁して、千葉方面で近衛兵の大演習を行った。西郷が豪雨の中、天皇のテントを徹夜で護衛したという話は、この時のことである。その夜は雷鳴が凄まじく、西郷が天皇を気遣ってそっととばりをあげて伺うと、天皇は床に座っておられた。のちにその夜の天候が宮中で話題となったとき、天皇は「凄まじかったのは雷雨より西郷の大目玉だった」とからかわれた。西郷は大きなからだを縮め、真っ赤になって恐縮したという。

この間に、三条は久光の機嫌をとるため、大政諮詢案を新平に書かせ、その上で新平が久光に面会して弁明するよう依頼した。その手紙が今も残っている。ともあれ、久光に随行した士族たちのうち百人は、結局何の得るところもなく一ヵ月後には退京していった。

新平は、思いがけず参議という高位に就くことになった。そのとき彼は司法卿の辞表にも書いたように、三権分立のもとでの司法権の確立と、法による人民の自由と権利の保護を目的として、予算の裏付けさえあれば「三府七十二県、数年を出でずして、各、民の位置、各国（諸外国）同等にも相至らせ申す可く」との抱負をもっていた。そこへこのたびの予算獲得の勝利によって「法治国家の実現近し」と司法省一丸となっているときであった。むしろ参議に祭り上げられるのは、迷惑であっただろう。

西郷がたびたび新平の家を訪問したのは、このころと思われる。新平の妻千代子は、お茶の仕度にとなりの部屋にひかえていたが、「襖ごしに西郷の低い声、新平の高い声がいつまでも続いていた」と後年語っている。新平は煙草が好きで、ただ一つの贅沢、銀の煙管を愛用していたが、酒はほとんど飲めなかった。そんな夫をもった千代子が、賓客にお茶でけんめいに接待したのだろう。

当時の政府高官たちが高額の月給を支給されながら、賄賂に対して罪の意識がなく、旧大名さながらの生活をしていたなかで、西郷と江藤が清廉潔白であり生活が質素なことは、有名であった。二人とも身を飾るでもなく、勤王の志士のころと、余り違わない身なりをしていたし、髭をたくわえて威厳を取り繕うでもなかった。司法卿として、富豪といわれる人の

事件に関係はしたが、いかなる政敵も、新平の身辺に疑惑を持つすべはなかった。

家にはつねに三十数名の貧乏な書生を置き、学費や生活費の面倒をみていたので、多額の給料を貰っていても、金が貯まるということがない。

明治五年二月二十一日、東京日日新聞が創刊されると、新平は、さっそく出勤の途中に立ち寄って、祝金五十円也を進呈して新聞の前途を祝い、社員を感激させた。東京日日新聞創刊の資金は、設立者の杉浦譲、根本茂樹の出資金、各百円に、辻伝右衛門が五十円と広岡幸助が百円を入社に当たって出資し、大蔵省からの前金百円を入れて合計が四百五十円であったから、新平の五十円は大金である。社員の一人条野伝平の談によると新平は社員を前にして欧米諸国の新聞について、「文明各国においては、言論が最大の利器である」、と語ったという。

新平の死後、大久保は明治八年六月、新聞紙条令十六条を布告し、讒謗律八条をもって、新聞を弾圧した。ただし、木戸はそれに反対だったらしい。

「これも例の道路の風説なるが、去日内閣に於いて木戸参議と大久保参議は御議論ありたり。木戸参議いわく、今日天下の人心は恟々として政府を信ぜらずの勢いあり。この世運を挽回するは他に方法あることなし。速やかに新聞条令と讒謗律とを廃止し、発論出版を自由にして、以て天下の人心を慰むべしと。大久保参議いわく、否らず。今政府は日に威力の衰うるを憂

う。なんぞ人民に仮すに言論の自由を以てすべけんや。今日の計は他にあらず、速やかに元老院を廃し政柄（政治上の権力）を大政府に握り、威権を以て天下を鎮静すべきのみ。その余はいかなりしや、いまだこれを探知するあたわず」（明治八年十一月評論新聞）

讒謗律八条をもって逮捕された新聞記者の中で、東京日日新聞の編集長甫喜山景雄は、三十日の自宅禁獄を命じられている。

このように新聞一つを取っても、大久保と新平の考え方は、正反対であった。

しばしば江藤家を訪問した西郷は、二人で何を語りあったのだろうか。おそらく西郷は山県復権のやむを得ない事情を説明しただろう。そして綱紀粛正のためにも、新平の参議就任を要請したに違いない。

当時正院は、各省が創った政策を追認し調整するのが役目で、正院が各省を指導し統制するといった事例は少なかった。一つには太政大臣三条実美の力量の不足からきていた。西郷はこの改革によって正院に属する参議の権限を強化し、井上や山県ら大輔クラスの専横や汚職を封じることを考え、新平に協力を求めたに違いない。

西郷は新平の先輩格である後藤、大木を加え、正院の留守内閣のメンバーは、三条太政大臣と以前からの参議、西郷、板垣、大隈の六人となった。

太政官の職制は、正院、右院、左院の三院で構成することに変わりはなかったが、正院における参議は、「内閣の議官ニシテ諸機務議判ノ事ヲ掌ル」と規定されて政務の決定権を手中にし、具体的には、「凡ソ立法ノ事務ハ本院ノ特権ニシテ、総テ内閣議官ノ議判ニヨリテ其得失緩急ヲ審案シ、行政実際ニ附スベキモノハ、奏書ニ允裁ノ鈐印ヲナシ、然ル後主任ニ下達シテ之ヲ処分セシム」と内閣議官である参議が立法権と行政権を独占した。もちろん各省の予算編成も内閣の権限となった。三院で構成する形式は変わらないが、内容は大きく変わった。これを改革といわず潤飾と称したのは、岩倉使節団に遠慮してのことであろう。

潤飾と名付けたのは江藤新平であり、またこの改革の起草者も新平であるとされているが、別に根拠となる資料があるわけではなく、ただ単に、これまで新平が所属した中弁職、文部省、左院、司法省のいずれもが、彼の抜きんでた知能と手腕によって、権威と実力を兼ねそなえるようになったからであろう。

参議となれば今までの職務とは違う。西郷や後藤は、これまでの経緯をみても、新平の意見に同意したと思われるが、板垣、大隈は参議としても古参であり、特に大隈はその性格からみても、新しい参議体制の主導権を握ろうとしたに違いない。大隈は筆頭参議でもあった。

潤飾されたこの政治体制では、司法権に対しても関与することになる。「凡ソ裁判上重大ノ訟獄（裁判）アレバ、内閣議官（参議）其ノ事ヲ審議シ、或ハ臨時裁判所ニ出席シテ之ヲ監

視スルコトアルベシ」とされ、裁判所の権限までも正院に移されたのである。三権分立を唱える新平の主張が、この内閣で通るはずがなかった。

五月二日に太政官制潤飾が発表されると、翌三日、大蔵大輔井上が、片腕である渋沢栄一（少輔）とともに抗議の辞表を提出した。同時に二人は「方今ノ策ハ且ラク入ヲ量テ出ルヲ制スルノ旧ヲ守リ、務テ経費ヲ節減」するべきであるのに、「院省使寮司ヨリ府県ニ至ルマデ、各自其功ヲ貪テ往々其官ヲ増ス……今日ノ開明、唯ニ其喜ブ可キ者ヲ見ザルノミナラズ、其大ニ憂フ可キ者将ニ弾指ノ間ニ在ラントス」という意見書を提出した。

しかし正院は、五月九日、井上らの主張を退けて辞表を受理し、かわりに参議大隈重信を大蔵省事務総裁に任命した。それに対抗して井上、渋沢は、この意見書を新聞紙上に発表した。当時井上は尾去沢鉱山強奪事件に関係ありとされて司法省の追及をうけ、世上の噂ともなっていたから、その事件から目をそらす効果を狙っていたかもしれない。太政官は、四月十日に発令された「官吏が在職中に官中の事務、外国交際の妨害になることを新聞紙に発表することを禁止する」という法令に違反するとして、七月二十日、司法省臨時裁判所は、井上に贖罪金三円を課したのである。

もし新平が参議たちの主導権を握っていたならば、新平の気質として、井上の意見書に一言の反発も加えないはずがない。そのような時には、いつも長文の弁駁書（誤りを突いて論

じる）発表している。それによって、地位を失い、身に危険が及ぶことがあっても断乎として弁駁し、またいかなる高位高官に対しても遠慮するところがなかった。それが何の発言もなく罰金刑にするなど、正院において新平の意見が行われていたとは思えないのである。

潤飾された制度は、西郷や板垣、江藤の思わくとは違ったものになっていった。そして新平は大久保、岩倉らの帰国を待ちわびるようになった。岩倉使節団が、欧米先進国を巡遊し見学して、必ず新しい日本にふさわしい憲法や議会制度を学んでくるに違いないとかんがえたのである。そうなれば、自分の理想とする議会制度も三権分立も達成できると単純に希望を持ったのだろう。

熊本県の出身で、司法省に入り、明法寮大属のとき、欧州各国の司法制度を調査するため、新平の随員の一人として推挙された井上毅は、のちに大久保利通に登用され、大久保の死後は伊藤博文の下で、大日本帝国憲法の制定に参画した秀才官僚であるが、その井上の後年の実話がある。

「岩倉大使一行の洋行中、留守内閣で実際政務の衝に当たって、その手腕を発揮し、改革の実績を挙げたものは、江藤であったが、彼は国会開設論の首唱者であった。当時江藤は『大久保が欧米帰朝（帰国）したならば、屹度洋行帰りの御土産として、国会開設の計画を為すであろう。因て彼等の帰朝に先立って、かの英国のテイムス河畔の国会議場に見習って、鴻台

（？）に其の土地を選定し置くが善い』と言って、その敷地を相（選択）したものである」

新平は、大久保や木戸が、欧米を視察した結果、政治の近代化、民主化が進むものと期待したのであるが、実際にはほど遠いものであった。西欧に渡った一行は、目もくらむばかりの豪華絢爛たる宮殿や寺院に目をうばわれて、木戸さえ、政治はデスポチズム（専制）でなくてはならぬと感想を記し、大久保は、かねてから手本としていたドイツの鉄血宰相ビスマルクから、多くのものを学んだのであった。

明治六年三月二十五日、大久保ら一行は、ビスマルクの邸に招かれた。当時のドイツ帝国は、普仏戦争に勝ったプロシアを中心として、ドイツ諸邦が連合して、明治四年一月に成立したばかりの国であった。それは四つの王国、六つの大公国、五つの公国と三つの自由市と一つの帝国領からなる連合国家で、圧倒的なプロシアの軍事力によって、統合され維持されていた。したがってその軍事力が、議会や政府によって侵されるのを防ぐために、憲法によって王権、ことに王の軍事統帥権を、議会や政府から独立したものとしていた。そのうえ、最高の行政機関としての帝国宰相ビスマルクは、皇帝ウィルヘルム一世ただ一人に対して責任をもつものであって、議会に対して責任をもつ必要はなかった。大臣が皇帝と会見するときには、必ず宰相が侍立（そばにつき従う）するという権利までもっていた。他方、議会の権利、能力は非常に限られていて、法案を審議するに過ぎなかった。

このように大久保が訪れたドイツ帝国は、それまで巡ってきたアメリカ合衆国、イギリス、フランスとは根本的に違っていたのである。立憲主義の衣の下には、宰相独裁の鎧がかくされていた。大久保は、アメリカ、イギリス、フランスは、日本とかけはなれ、「及ばざること万々なり」と考え、ドイツを手本として富国強兵、殖産興業をやり抜くことを決意したといわれている。しかし大久保が政権を握ってまず最初にしたことは、ビスマルクを手本として、自らを独裁者の地位につけることであった。

明治六年政変によって、西郷以下、板垣、後藤、副島、江藤が辞職すると、その半月後の十一月十日に、大久保は、内務省を設立し内務卿となった。そして「内務省ハ国内安寧人民保護ノ事務管理スル所」であり、内務卿は「其事務ヲ調理（ととのえおさめる）スルニ於テハ、天皇陛下ニ対シテ担保（任務を引受ける）ノ責ニ任ズ」と規定した。すなわち内務卿は、天皇への直接責任を負うことで、他省はもとより、太政大臣、左右大臣より一段高く位置づけられ、事実上の首相となり、天皇の代理として政治を行うことを宣言したのである。この宣言は、実にドイツにおけるビスマルクの宰相独裁体制をそのまま模倣したものであった。

帰朝後の大久保にとって、革命後に作られたフランス民法を手本として民権主義を唱える江藤新平は、最大の政敵であった。江藤を倒さぬ限り、彼のビスマルク流の政治は行われない。悪いことに江藤は、いつまでも勤王の志士の精神を持ちつづけていた。国のため国民（新

平は人民といった）のため、良いと思えば誰はばかることなく主張してやまない。岩倉使節団の副使であった山口尚芳（なおよし）が、のちに語っている。

「江藤先生は、清廉潔白な人物で、胸中一点の疚（やま）しきところがないから、廟堂（びょうどう）でも無遠慮に議論を闘わし、その機鋒峻烈（きほうしゅんれつ）当（あた）る可（べ）からざる概（がい）（おもむき）があったから、是（こ）れが大久保等の目の上の瘤（こぶ）となったのである」

〔五章〕明治六年政変

日韓問題

さきに明治四年（一八七一）七月十四日、天皇の名によって廃藩置県の詔書（しょうしょ）が発布され、同年十一月十二日、岩倉使節団が欧米へ出発したあと、六年九月に岩倉使節団が帰国するまでの二カ年は、内外の政務は停滞するどころか、維新以来、近代日本建設における最も目ざましい発展を、政治、経済、社会上に成し遂げた時期であった。

明治四年八月二十三日――華族、士族、平民相互の通婚許可。

同二十八日――「穢多（えた）、非人（ひにん）」の称を廃止し、身分、職業を平民と同じにする。

同年十二月十八日――華士族、卒（そつ）の職業選択自由の許可。

翌年一月二十九日――卒（召使の兵）身分の廃止。

同年八月三十日――家抱（けほう）（百姓の下人）水呑（みずのみ）百姓の解放と農民の職業自由の許可。

同年十月二日――人身売買の禁止と娼妓、年季奉公人の解放。

翌六年二月七日――仇討ちの禁止。

これら一連の布告によって、それまで人民を苦しめていた封建的身分差別は撤廃され、人権の確立が進められた。

また五年三月――神社仏閣の女人禁制廃止。

同四月――僧侶の肉食、妻帯、蓄髪の許可。

六年二月――切支丹禁制高札の撤去、など宗教の自由も進められた。

これらは、すべて司法卿江藤によって推進し、実行されたものであった。太政官は、「拘束せし民権を復して、簡易に帰せしめ、百事更正する所あり」と発表したが、明治三年、新平が中弁の職にあったとき開いた民法編纂会の席で、「ドローシビル」を民権と翻訳したのに「民に権があるとは何事だ」と反対した人たちに対して、「民権という言葉は、他日必ず活用する時が来る」と言ったが、この太政官布告は、新平自らが草したものに違いない。

新平は、明治四年七月、文部大輔として、国民はすべて平等に教育を受ける権利と義務があるという教育の根本方針を確立した。また明治五年四月、初代司法卿に就任すると、司法権の独立と、司法制度の創建に力を尽くした。それは司法権をあくまでも握り続けようとした、地方長官との戦いでもあった。そんな中で、裁判所体系を整備し、法典を編纂するなど、着々として成果をあげていったのである。

留守政府は、士族の帯刀義務を解除し、明治五年十一月二十八日、国民皆兵を看板とした

懲兵告諭を布告。六年一月に懲兵令を布告した。これは西郷隆盛の同意のもとに陸軍大輔の山県が行ったものである。

経済上の改革としては、土地制度の改革がある。新平が左院副議長時代に発令した法令の中に「貢米、金納方にての件」という項目があるが、これが土地制度改革の嚆矢（物事の始まり）であった。すなわち米を基準とした物納を金銭で納めるように改めたのである。

四年九月七日――田畑勝手作（作付の自由）。

五年二月十五日――土地永代売買の解禁、土地売買にあたっては、地券を交付するという地券渡方規則を定める。

六年七月――二十八日政府は「地租改正」を布告し、田畑貢納制の廃止、地券調査、地価の百分の三の金納地租を規定。

この近代的な土地制度は、大隈重信によって推進されたものであった。

留守政府は、このほかにも、

五月一日――全国戸籍調査。

同年二月十八日――東京長崎間の有線電信工事完成。

同年九月――新橋、横浜間鉄道開通。

同年十一月――国立銀行条例制定。

六年一月一日――太陽暦を採用。

同年三月十日――民間の飛脚営業を禁止し、全国均一の郵便税率をもうける。

このように留守政府の改革はめざましく、短期間にこれほどの仕事をした政府は史上にも稀であった。その中心となったのは、維新の政治家の中でもっとも民権的な思想の持ち主であった江藤新平であったと言われている。使節団の出発に当たっての現状維持の取り決めも、これほどの成果の前には影が薄くなってしまった。

大久保が帰朝したのは明治六年五月二十六日であった。三条太政大臣が、国内多事を理由に、大久保、木戸の中途帰朝をもとめて勅令を発したのは一月十九日であったが、それが使節団の手に届いたのは三月十九日、ベルリン滞在中のことであった。三条は二人そろって帰国することを望んだにもかかわらず、木戸は大久保との同行をかたく拒んだ。巡遊中に二人の関係は悪化し、互に口もきかぬほどになっていたのである。大久保はひとり三月二十八日に一行と別れて帰途につき、一年半ぶりに故国の土を踏んだ。それは井上が辞職し、久光と上京していた旧鹿児島士族の一団が帰県したのと入れ違いであった。三条が帰還命令を出してからすでに四ヵ月たち、政情の混乱は、太政官潤飾によって克服されていた。大久保の出る幕はなかったのである。

八月三日、大久保は、左院少議官宮島誠一郎に、

「実は使節派遣先へ御用これあるに付き、早々帰朝の旨、御呼び戻しあったので、大使に先立って二、三ヵ月を残し、取りあえず帰朝したが、すでに御改革も相済み候由にて、態々帰朝に対したる御用もこれなく、当面休息中である」

と語ったという。

大久保は、条約改正を狙って、アメリカから取ってかえし、留守政府の反対を押し切って全権委任状の再交付を得たが、結局、すべてが徒労に終わったという負い目があった。世論もまた厳しいものであった。薩摩出身の政商五代友厚は、失意の大久保に、四千円を贈って激励したという。

「今度、大敗北にて帰陣の処、御心頭に懸けられ……援兵御差出下され……困迫の砌、欣然拝受（喜んで受けとる）」と礼状を出している。当時、四千円は大金である。ただの見舞金の額ではない。今も昔も政治献金を受けることは、政治家の特権なのであろうか。大久保はそれをもって休暇をとり、関西へ温泉旅行にと出かけた。このときの大久保の失意落胆ぶりは、大隈重信の『大隈伯昔日譚』にも詳しく書かれているが、彼が東京を離れた一番の理由は、「条約は結び損い金は捨て……」という岩倉使節団への世論の攻撃を、一人で引き受けないためであったかも知れない。

木戸孝允が帰国したのは、大久保に二カ月遅れ、七月二十三日であった。木戸は岩倉とロシア国を訪問したあと、デンマークで一行とわかれ、二カ月近くヨーロッパ各地を巡遊し、ウイーン万博博覧会を見物したり、名所旧跡や温泉に遊び、歯の治療に通うなどして官費旅行を楽しんでいた。

日本で木戸を待っていたのは、長州出身の子分、前大蔵大輔井上馨の尾去沢鉱山強奪事件と、同じく長州出身の京都府参事槙村正直に対する職権乱用事件であった。

井上と槙村の二人は帰朝早々の木戸に縋った。旅行中、木戸が仲間の身分から引き上げた伊藤が大久保の下につき、寂しい思いをしていたところへ、佐賀出身ながら、文久のころから目をかけて「知己の一人」と言っていた江藤新平が、こともあろうに長州出身の子分たちを糾弾するとは、と木戸はただ激しく江藤を憎んだ。また木戸は、井上を通じて三井から、槙村を通じて小野組から、政治資金を得ていたという事情もあった。その上新平は、木戸の渡欧中にも、子分の一人山県を汚職の疑いありとして辞職寸前にまで追い込んでいる。山県の妻と木戸夫人松子が親友であることも、帰朝直後の木戸の心理状態を左右したに違いない。そのとき木戸の脳裏には、事の、正邪、黒白を考えるのではなく、ただ長州閥が陥れられる、という江藤への憎しみしかなかったのである。木戸は帰朝早々、井上、槙村の罪のもみ消し

運動に忙しかった。

ある学者はこれを「江藤は長州閥を憎むあまりに、井上や槙村を罪に陥れた」と書いている。しかし、新平がもし、いわゆる政治家であったならば、実力者である木戸の庇護を得るためにも、井上、槙村の不正に目を瞑ったであろう。

これ等の事件は、ついで起った西郷の朝鮮使節派遣に関する政変によって新平が辞職したのち、すべてが闇に葬られたのである。

三条は、大久保、木戸の中途帰還の勅令を伝える直前に、政府が当面している諸問題を岩倉使節あて書簡によって知らせている。その中の外交関係については、一つが台湾問題であり、他の一つが朝鮮問題であった。

台湾問題とは、明治四年十一月、遭難した琉球八重山の漁民が台湾に漂着し、そのうち五十四人が台湾原住民に殺害された事件である。翌五年六月になってこれを知った鹿児島県参事大山綱良は、事件を政府に報告するとともに、責任追及のために台湾に出兵するよう建議した。江戸時代から引き続き琉球は鹿児島県の管轄であったので、鹿児島県人が多くを占める陸海軍人は、台湾への即時出兵をのぞんだ。外務卿副島種臣は、外務省顧問として雇い入れた前清国駐在アメリカ領事リゼンドルの助言をいれて、軍事行動に先だって清国政府に台

湾原住民を処置することを交渉すべきであると建言した。副島は、六年三月十三日、特命全権大使となって清国に渡った。ただし大使任命の公式の理由は、四年に締結された日清修好条約の批准書交換と清国同治帝親政開始の慶祝のためであった。

副島は、皇帝謁見にさいして跪拝の礼（膝まずいて拝む）を求められたが、国際慣行に反するとして立礼で押し通した。しかし彼の漢学についての豊かな素養や、マリア・ルース号事件で清国人を救った実績によって、清朝首脳は好意的であった。台湾原住民による琉球漁民の殺害については、台湾を「化外の民」であるとして、清国の責任が及ばないと答え、さらに朝鮮との宗属関係は、朝鮮の外交上の自主性を損なうものでないと述べた。つまり、清国が、日本の台湾や朝鮮に対する行動に干渉しないと受け取れる回答であった。

特命全権大使としての副島の清国に対する交渉は、国権を高め大成功と評判になり、七月二十七日、意気揚々と帰国した。留守内閣は、内政の改革を成し遂げたばかりでなく、外交面においても成功を収めたわけで、何の成果もなく帰国した岩倉使節団は、ますます肩身の狭い立場に立たされたわけである。大久保が東京をたって有馬温泉へ行ったのはその直後であった。

三条が岩倉に申し送った外交関係のもう一つの問題、朝鮮との国交の正常化は、明治政府発足以来、重要な外交課題であった。もともと日本と朝鮮との関係は、徳川幕府と朝鮮の李朝

との、ある種の友好関係によって保たれてきた。それは朝鮮侵略をした秀吉の政権を倒した徳川家に対して、李朝が好意を持ったからであって、その徳川家を倒した明治政府には、最初から好感を持ってはいなかったという経緯があった。

江戸時代、李王朝は主として将軍が替わると、新将軍の「襲職の賀」として計十二回にわたり来日したもので、国王の親書を奉じた正使、副使以下、総数四百五十名の多人数であり、それを「通信使」と称した。徳川幕府は、各大名に命じて厚くもてなしたが、それは将軍の権威を示すものであって、決して対等の外交と言えるものではなかった。使節の何人かは日光廟参詣を慫慂（誘い勧めること）された。また従者の中で、馬上才と称される馬術に長じた者が、将軍や大名以下の武士たちに曲芸の妙を見せたが、それに対しても、単に遊芸に対する拍手をしたに過ぎなかった。

第一、その間李王朝において、九人の国王が即位しているが、日本側からこれらの国王の代替わりに、賀使を派遣したという事実はないのである。

一方李王朝は、日本の使節が京城へ来ることを恐れた。かって足利時代に日本からの使節が往来した道を、秀吉の軍勢が北上したのに懲りたのである。そのかわりとして釜山草梁項の広大な敷地に草梁倭館を建て、日本の使者はことごとく、ここにおいて応接した。日本側は、それを自分たちは京城へ行かずとも、相手方は江戸までこなくてはならない、と思うように

なり、朝鮮王国対徳川将軍の関係において、すでに対等ではないという意識が、日本の武士階級を支配していた。当時、朝鮮との交際をとりしきっていたのは、対馬藩主、宋氏であった。同藩はその報奨として朝鮮貿易の独占を許され、大きな利益をあげていた。また草梁倭館には、対馬藩の役人や商人が滞在し利用することを許されていた。徳川幕府が衰えはじめた十一代将軍家斉の時代になると、相手方の李氏も長年の派閥抗争に疲弊し、文化八年（一八一一）を最後として通信使の派遣も途絶していた。しかし対馬藩の役人や商人はひきつづき釜山の草梁倭館の使用を許されていて、交易を行った。

明治新政府は維新の初め、王政復古を各国公使に告知するとともに、朝鮮に対しても慶応四年三月二十三日、宋対馬守を外国事務補に任じて、王政復古の事を告げるように命じた。ところがその書中に、かってなかった皇祖、皇上、皇室の文字があり、押印も違うとして韓廷は受理することを拒んだ。宋氏の役人は、そののち数十回にわたって文書を送ったが解決には至らなかった。

明治二年秋、外務卿沢宣嘉は「近年朝鮮はロシアに狙われているから、早く解決するために朝使（外務省官吏）を派遣せねばならぬ」と建言し、政府はそれをいれて三年一月、権大録佐田伯茅、少録森山茂を送った。二人は対馬からは宋氏の勧告に従い、特に和船に乗って釜

山に向かった。釜山の草梁倭館に入った二人は、先発の宋氏の使節とともに、韓廷に対し公文書をもって使節の受否を確答するよう催告したが、三月になってようやく来た返事は、前回同様の内容であった。

なすすべもなく帰朝した佐田伯茅は、その後しばしば政府に建白し、要路の間を奔走して、対韓外交には兵力を用いるほかないと説いてまわった。その結果、遂に政界にいわゆる征韓論なるものを引き起こしたのである。

もともと征韓論は、安政二年、吉田松陰が野山の獄中から実兄杉梅太郎に出した手紙によって、広く勤王志士の間に広がっていた。

「魯（ロシア）墨（アメリカ）講和一定、決然として我より是を破り夷狄に失うべからず。ただ章程（規則）を厳にして信義を厚うし、其間を以て国力を養い、取り易き朝鮮満洲支那を切り随へ、交易にて魯墨に失うところは、また土地にて朝鮮に償うべし……」

松陰の思想に感化されてか、木戸は明治元年に、征韓論を唱えている。松下村塾に学んだ人びとの出身地は、藩内全域に及んでいたが、その思想は長州藩に止まらず、いつの間にか征韓論が全国の志士たちの間に根強く広がって行った。それが佐田伯茅の熱心な運動によって、はじめて実際問題となった。そして全国の士族たち、侍という特権を失い、禄を離れて生活苦がじわじわと押し寄せてきた者たちの、唯一の光明となっていったのである。ただし

佐田の征韓論は、政府の上層部を動かしたわけではない。すでに佐田は政界を去っている。

日韓国交の断絶は、直接対馬県民の生活に影響したので、宋氏は、佐田、森山の引き上げ後も、三年五月、通詞浦瀬最助を釜山に送って内交渉を続けさせた。浦瀬が八月、外務省に経過を報告した結果、沢外務卿は内閣にはかり、いよいよ正式の使節を派遣し公式に交渉を行うことに決した。使節には権少丞吉岡轍蔵、大録森山茂らが任命され、一行は十月釜山に着いた。

吉岡らは、到着早々書を韓吏に渡して交渉を始めようとしたが、韓吏は依然として旧例により宋氏とのみ行うと主張して応じず、一行はその後一年余りを倭館に過ごして、ねばり強く交渉再開を計ったが何の進展もなかった。

日本政府は、朝鮮側の主張に折れ、四年五月宋氏を外務大丞に任じて朝鮮に派遣することに決した。ところが同年七月、廃藩置県の大変革が行われ、内政に忙殺されて到底外交どころではなく、宋氏の派遣は中止された。しかし宋氏は朝鮮の礼曹参判に宛「我国の制度が変更したことにより、外務大丞に任ぜられ、近く渡航して会見する」との予告の書を送ることにした。その書簡がまだ発送されないうちに、前の使節に対する朝鮮の回答書をもって森山が帰朝してきたが、その回答は前回同様、外務官吏の派遣は旧規を破るものであるから聞き入れない、というものであった。

ちょうどそのころは岩倉使節団が欧米歴訪の旅に出発する直前であった。木戸日記によると、明治四年十一月九日の日付けで「四字（時）西郷を訪う不在、直に岩卿（岩倉）に至り条公（三条）、西郷、大隈、板垣等と会す。且朝鮮へ着手の順序を論ず。五字過退散」とある。十一月十日東京出発の直前という慌ただしい時に会合が開かれ、朝鮮に対する問題が議せられたのであった。その後の方策は、その時の使節団一行との相談によって行われたのである。

森山茂は、再び宋氏の書簡をもって東京をあとにした。途中、対馬に立ち寄り、宋氏の家臣相良正樹をつれて釜山に向かった。朝鮮の言うがままに、宋氏の家臣を交渉に当たらせるためである。相良の応接に、朝鮮側は、下級官吏である訓導を当たらせた。三ヵ月の交渉の後、ようやく訓導から「貴国の要求に関し、此程特使を以て京城に伝達したり。往復日数は約三十日を要す」との通知があった。一行は期日の来るのを唯ひたすら待ったが、期日が来ても何の通知もなく、翌五年五月末になって「期日は予知できない」と言ってきた。宋氏の家臣相良は哀訴嘆願して府使に会見を求めたが、下役を通じて「公書受否の回答は、国議を経たる後たるべく、而して国儀の決定は、少なくも六、七年、或は十年の後ならざるべからず」と放言するのみであった。

長期間にわたってねばり強く交渉してきた吉岡、森山はあいついで帰朝した。森山は、朝鮮が対馬人の利を得ようとするのに乗じて威を張る状態を述べ、対韓外交には宋氏を廃し、

どのようなことがあっても日本政府が当たるようにと建言した。ここに於いて初めて、新任の外務卿副島種臣をはじめ西郷、板垣は、強硬政策の必要を認めたという。確かに明治政府は、朝鮮に対して隠忍自重し、五年の歳月をかけて隣国との友好親善を求めてきた。短気な日本人にしては珍しいほどである。

当時朝鮮は欧米諸国から「日本の胸元に擬せられた短刀（the dagger to the heart of Japan）」と言われ、その柄を握るのはロシアとされていた。朝鮮の日本に対する強い出方も、ロシアの威を借りていたのかも知れない。

政府は対馬県（厳原県と改む）を長崎県に編入し、外務省に直接交渉させることにした。外務省は改めて大丞花房義質、少記に森山を任命し、釜山に向かわせた。花房の一行は、西郷の意向によって北村長兵衛中佐、別府晋助少佐の二人を加え、軍艦春日に乗り、明光丸を護衛として八月十日品川を出発し、対馬に立ち寄って漂流民を収容し、十五日に釜山に到着した。

そして花房から朝鮮にあてて、次の通告を提出した。

「倭館は嘉吉以来、我人民の往来居住せる所、今俄に之を廃絶するに忍びず。由て追って使節を派して韓廷に談ぜしむる迄、下の如く取計ふべし。

一、草梁館司並びに代官所は従前の通、相立置き申し可く候事

一、無用の士官雑人等は悉く引纏め帰国致さすべき事
一、商人の去る勝手たるべき事
一、勘合印は旧章通りの事
一、歳遣船は差渡さず事
一、歳遣滞品、宋氏負債と相成候分は、勘定払い渡すべき事
一、対州（対馬）に滞居候漂流民共は尽く送り返し候事
一、右の目的を達すべきため、一時格段なる官員を草梁まで差遣し、穏当処分致すべき事
以上」

この内容を見る限り、別段、政府の強硬手段というほどの感じはないが、気になるのは、その命令口調である。やはり「徳川幕府に朝貢してきた国」という意識が残っていたのではないだろうか。注目すべきは外務大丞の花房ではなく、「格段なる官員」の使節を派遣して、穏当に処分したいと言っていることである。政府はすでにこのころ、政府高官の派遣を内定していたとおもわれる。西郷はそれに備えて、北村中佐、別府少佐を同行させ、秘かに朝鮮の内状を探らせていた。自ら使節となって行く以上、それだけの準備が必要であるとの考えであった。

ところが朝鮮側は花房の通告に対し何の回答もせず、連れてきた漂流民十三人の受け取り

もしようとしない。

その上食料、薪炭は、これまで旧交ある対馬人に対して恵与したのであるから、対馬人が撤退した以上、供給する能わず、と通告し、そのうえ対馬からの船の出入りも警戒して、日本からの食料その他の輸入まで杜絶させたのである。しかも朝鮮側のいやがらせはそればかりではなかった。東萊、釜山両府使の名をもって、我国を侮辱した書を門に掲示するに至った。それには、日本は西洋の制度や風俗を真似て恥じることがない、朝鮮当局は対馬人以外に貿易を許していないのにそれに違反した。近頃の日本人の所為を見ると日本は「無法之国」というべきである云々、と記載されていた。

これを見た森山は「事此に至りては、もはや之を不問に付すことはできない」と即刻帰朝の途につき、外務省にその処決を促した。このとき明治六年六月、外務卿副島は清国に出張中であり、大輔寺島宗則は駐英大使として転出していたので、外務少輔上野影範が責任者であった。上野は重大事件と考え、太政大臣三条実美に、正院での審議を求めた。それは大久保が帰国してひと月も経たぬときである。

これが明治六年政変の発端であった。

西郷遣韓の決定

明治六年に起った維新以来はじめて新政府を真二つにわけた政変は、西郷以下征韓派と、大久保らの内治派の対立の結果、内治派の勝利になったとされている。はたしてそれが真実なのであろうか、「勝てば官軍」の言葉通り、勝利者の都合のよいように歪曲されているのではないか。

八月三日、太政大臣三条実美は、外務少輔上野の要求をいれ、ただちに閣議を開いた。三条は閣議に議案を提出したが、それにはそれまでの日韓関係をくわしく記し、殊に朝鮮が提出した書に対して、

「……等の言に至りては、言語に絶し、実に憎むべきの甚しきに候。彼既に我を目して無法之国となし、又我をして妄錯事を生じ後悔あるに至らせしめよなど、掲示候様の機にこれあり候ては、自然不慮の暴挙に及び、我人民如何様の凌虐を受け候哉も測り難き勢にこれあり

候。抑も御一新より以来、彼の国へ対せられ候ては、前条始末の如く飽まで旧好の誼を修め、善隣の道を厚くし、彼我人民の便益を謀りなされたき思召よりして、強て彼が不遜を恕し、彼が非理を宥め、ひたすら聖意の誠を尽され候えども、更に一点感通（ほんの少しの思いも相手に通じる）の色これなきのみならず、却て漸次に驕心を長じ、遂に今日の如き侮慢軽蔑の至りに立至り候ては、第一朝威に関し国辱に係わり、最早此儘閣がたく、断然出師（軍隊を繰り出す）処分これなくては相成らずの事に候。さりながら、兵事は重大之儀、軽易に之を開くべきことに之なく候えば、先づ今般取りあえず我人民保護のため、陸軍若干、軍艦幾隻、彼地へ差置かれ、一旦事有り候はば九州鎮台へ神速応援に及ぶべき旨を達し、猶此上使節を派遣し、公理公道を以て屹度談判に及ぶべき様遊ばされ候条篤く此旨を体し一同協議致すべく仰せ出され候事」

と言うものであった。

その時、閣議に出席したのは、三条をはじめ、西郷、板垣、後藤、大隈、大木及び新平であった。大久保はまだ東京にいたが、出席していない。板垣は第一に発言し、「我が居留民を保護するは、政府当然の義務なれば、宜しく速かに一箇大隊の兵を釜山に送り、而して後修好条約の談判に及ぶべし」

と述べた。板垣はのちの自由民権論者として有名であるが、彼はもともと武人であり、戊

辰戦争では会津を攻め、西郷の二千石、大村益次郎の千五百石に次ぐ千石の戦功賞典を与えられたほどで戦術にすぐれていた。

しかし板垣のこの発言に、西郷は反対した。陸海軍の派遣は朝鮮官民の疑懼をまねき、日本側の趣意と反する結果となるであろうと反論し、まず使節を派遣して公理公道をもって談判すべきである。これまで朝鮮に派遣されたのは大丞以下の外務省官吏だから交渉が進まなかったと思うので、今度は全権を委任された大官を派遣せよと論じた。

それに対して三条は、使節を派遣するとならば、護衛兵を率い、軍艦に搭乗して赴くべきだと発言した。

ところが、これに対しても西郷は反論した。

「大使は、宜しく烏帽子、直垂を着し、礼を厚うし道を正うして之に当たるべし。今、俄に兵を率いて赴くが如きは、断じて不可なり」

西郷は、征韓どころか、礼を厚くして修交に当たろうと主張したのである。西郷が礼儀作法正しく、軍隊を連れずに王宮を訪問するという方針を出したことは、現在の韓国において非常に高く評価されている。韓国精神文化研究院院長であった故李瑄根氏は、反日の巨頭ともいえる激烈な人物であったが、「とにかく日本には悪い奴が多いが、西郷さんにだけは頭をさげる。西郷さんが礼儀作法正しく、軍隊を連れずに韓国の王宮を訪問するという方針をだ

したことは、自分の心にちゃんと宿っている」と語っている。（「文芸春秋」六十一年十二月号）それにもかかわらず日本の教科書は、今なお西郷の修交使節派遣に賛成して辞職した板垣、後藤、副島、江藤を征韓論と決めつけている。

そのときの正院の会議において、西郷の使節派遣論に、板垣も自説を撤回し、他の参議たちもみな賛成した。

西郷はさらに「余、不肖なりといえども、願わくば全権大使の任に当り、誓って一身を国家に捧げ、以てその使命を竭さんと欲す」と提議し、ペリーやプチャーチンの例をあげて反覆切論して、三条の熟考を求めた。

三条は、国家の重鎮、西郷が使節として朝鮮へ行くことに対して、即答することを躊躇したのであろう、結論は保留された。

使節の人選を考えるとき、誰もがまず考え付くのは外務卿副島であった。最初の閣議には、清国へ出張中のため欠席したが、七月二十七日、清国との交渉に成功して帰国した。参議の中で大隈、大木、江藤は副島と同郷の佐賀出身であり、西郷としては強力な競争相手が現れたわけである。

この頃西郷は肥満からくる高血圧症状に悩まされていた。天皇はそれを心配して、侍医の

西洋人を遣わされたが、その医師は激しい下剤を処方したので、板垣への手紙によると「数十度の瀉し方にて、甚だ以て疲労いたし候」という状態であった。そのとき西郷は四十七歳、人生五十年の時代ではあり、体調も悪く、このたびの朝鮮が最後の御奉公と心に決していたのだろう。板垣に応援を頼むため、あいついで三通の手紙を書いた。それが西郷征韓論の根拠とされた「使節暴殺論」であった。

「先日は遠方迄御来訪成し下され厚く御礼申し上げ候。扨朝鮮の一条、副島氏も帰朝相成り候わば、御決議相成り候哉。若し未だ御評議これなく候わば、何日には押して参朝致すべき旨御達し相成り候わば、病を侵し罷り出候様仕るべく候間、御含み下されたく願奉り候。

弥御評決相成り候わば、兵隊を先に御遣わし相成り候儀は、如何に御座候や。兵隊を御繰り込み相成り候わば、必ず彼方より引き揚げ候様も申し立て候には相違これなく、其の節は此方より引き取らざる旨答え候わば、此より兵端を開き候わん。左候わば、初めよりの御趣意とは大いに相変じ、戦いを醸成候場に相当り申すべきやと愚考仕り候間、断然使節を先に差し立てられ候方御宜敷はこれある間敷や。左候えば決って彼より暴挙の事は差し見え候に付、討つべき名も慥かに相立ち候事と存じ奉り候。兵隊を先に繰り込み候訳に相成り候わば、樺太の如きは、最早魯（ロシア）より兵隊を以て保護を備え、度々暴挙も之れ有り候事ゆえ、朝鮮より先に保護の兵を御繰り込み相成るべくと相考え申し候間、旁行先之処、故

障出来候わん。

夫（それ）よりは公然と使節を差し向けられ候わば、暴殺は致すべき儀と相察せられ候に付、何卒（なにとぞ）私を御遣わし下され候処、伏して願い奉り候。副島君の如き立派の使節は出来申さず候えども、死する位の事は相調（ととの）い申すべきかと存じ奉り候間、宜敷（よろしく）希（こいねが）い奉り候。此旨略儀ながら書中を以て御意を得奉り候。

七月二十九日　　頓首（とんしゅ）」

この板垣あての書簡の数行にある、朝鮮に使節を送れば暴殺するだろう。そうなれば開戦の名義がつくれるから、自分を使節に任じるように頼む、というくだりが、西郷征韓論者の根拠となった。実にそれだけなのである。しかし西郷はこの手紙のほとんどを費やして、派兵を先行すれば「行先之処、故障出来候わん」理由を種々述べている。彼の真意はそこにあった。

西郷には、朝鮮へ使節となって赴き、最後の仕事として立派に仕遂げる自信があった。彼は、長州征伐のときにも、江戸城総攻撃に際しても、初めは西郷のイメージとは違う相当に過激な発言をして周囲の討伐派に同調するかにみせながら、戦いに対する万全（ばんぜん）の備えをした後、みずからの交渉によって平和裏に事を収めている。このたびも、先に外務大丞（たいじょう）花房の一行とともに北村中佐、別府少佐を朝鮮に送り、二人は韓人に変装して京城（けいじょう）まで行き朝鮮の日

本に対する戦意や戦備をくわしく探って来た。西郷は二人の報告を検討した結果、暴殺などありえないとは思いながらも、征韓派板垣の賛成を得るため、あえて「暴殺」をもちいたのだろう。

次いで八月三日に、西郷が三条に提出した意見書には、暴殺一件は全然書かれていない。「近来、副島氏帰朝相成り、談判の次第細大御分り相成り候由……」と副島が清国政府から、台湾、朝鮮に対する宗主国としての干渉はないとの自信を得て帰国した以上、朝鮮に対する使節派遣を延期する理由はない。また名分条理を正すことが、討幕の根元であり、御一新の基である。それゆえ、「今日、彼が驕誇侮慢の時に至り、始めて変じ、因循の論に渉りては、天下の嘲を蒙り、誰有りてか国家の隆興することを得んや。即今、私共事を好み、猥に主張する論には決して之なく……」ただ最初の趣意を貫いて、曲直を分明にすべきであると論じ、最後に西郷が三条に対して、最も言いたかったことを記した。

「誠に恐入り候えども、何卒私を差遣わされ下されたく、決して御国辱を醸出し候義は万々これなく候に付き、至急に御評決成し下されたく存じ奉り候。左候へば、寸分なりとも御鴻恩を報じ奉るべき事にて、此上なき有り難き仕合せに御座候間、速やかに御許可成し下され候様、伏して願い奉り候。

右之趣、参殿の上、言上仕るべき義に御座候処、近頃激剤を用い、その疲労に及び候間、

恐懼を顧みず書面を以て呈上仕候に付、何卒御採用成し下され度く願い奉り候」

西郷は自選するような人物ではない。その西郷がこれほどまでに願った全権大使に、もし就任していたならば、西南戦争の悲劇もなかったであろうし、新平が梟首されるという無残な最期を迎えることもなかった。また日本と朝鮮との関係も、もっと和やかなものと成ったと思えるのである。

清国から帰ってきた副島は、当然最初は西郷の派遣に反対し、自ら全権大使となることを主張した。しかし西郷は病を冒して副島を訪問し、懇願した結果、副島もこころよく了承し、西郷に委任した。

副島の同意を得た西郷にとって、対朝鮮強硬論の板垣を説得することが、何よりも必要になってきた。八月十四日、板垣に手紙を送り、速やかに閣議を開き、大使派遣問題を解決しようとする。

「昨日建言致し置き候朝鮮使節之儀、何卒此上の処、偏に御尽力成し下されたく祈り奉り候」。

「祈」の文字に西郷の切羽詰まった気持ちが表れている。

「又々罷り出で候て、暴論を吐き申さずては、相済まずと思召しも御座候わば、卒度御知らせ成し下されたく、早速罷り出で候仕るべく候。就ては少弟（自分の事）差し出され候儀、

先生の処にて御猶予成し下され候ては、又々遷延（のびのびになる）仕るべく候に付き、何卒振切って差遣し下され候処、御口出し成し下されたく。是非、此処を以て、戦に持込み申さず候ては、迚ても出来候事に御座無く候に付き、此温順の論を以てはめ込み候へば、必ず戦うべき機会を引起し申すべく候に付、只此一挙に先立ち、死なせ候ては不便（不憫）抔と、若しや姑息の心を御起し下され候ては、何も相叶わず申し候間、（死ぬのは）只前後の差別あるのみに御座候間、是までの御厚情を以て御尽力成し下され候えば、死後迄の御厚意有難き事に御座候間、偏に願い奉り候。最早八分通りは参り掛り居候に付き、今少しの処に御座候故、何卒希い奉り候」

と激しい下痢症状で閣議に出席できないなかで、板垣を頼みにして、主戦論者の板垣の気に入るように、またもや暴殺論をもちだしている。しかし「此温順の論を以てはめ込み候へば、必ず戦うべき機会を引起し申すべく候」というくだりに、はからずも西郷が「温順の論」をもって朝鮮に交渉しょうとする真意が現れている。それが戦いの機会を作るとは到底思われず、あくまで板垣を説得するために無理に書き加えたことがわかる。

十六日の夜、西郷は、三条を私邸に訪ね、大使問題に対する決心を促した。三条は一旦は、岩倉使節団の帰朝を待って決定すると答えたが、西郷の決意の固いことを知り、閣議を開いて決定すると明言した。

翌十七日の朝、閣議の開かれるまえに西郷はまたもや板垣に手紙を送り、尽力を請うた。その中で、岩倉の帰朝を待つのでは安心できない、と板垣の後押しを願って、次のような暴殺論を持ち出した。

「劣弟（西郷）差遣わされ候処、御決し下されたく、左候へば、弥、戦に持込み申すべく候に付き、末の処は先生に御譲り申すべく候間、夫迄の手順は御任じ下されたく、合掌奉り候」

板垣の主戦方針はよほど固かったのだろう。だから、戦争になれば、あとは板垣に譲るから、それまでの朝鮮に対する交渉はまかせてくれ、と西郷の使節派遣の後援を、合掌してまで願った。西郷が暴殺論を書き送ったのは板垣に限っていた。これと同じ時期に西郷が出した手紙は十四通残っている。しかしその中で、朝鮮への使節派遣が征韓のきっかけになると記されているのは、前述の板垣宛ての三通のみであった。

いよいよ八月十七日、閣議が開かれた。三条は、西郷の遣韓大使に賛成しながらも、岩倉大使の帰朝を待つように発言したが、西郷は熱心に主張し、この日の閣議においては、一人も異議を唱えるものなく、全員一致をもって西郷を遣韓大使に任ずることに決定し、発表は、岩倉大使の帰朝をまって行うことにした。

このとき、天皇、皇后は箱根の行在所に避暑のため滞在されていたので、三条は箱根に行

き、閣議の結果を奏上、天皇はこれを嘉納（喜んで受け入れる）された。三条は東京にもどると西郷を招いて、勅旨を伝えた。なお明治天皇が避寒、避暑をされたのは全生涯でこれがただ一度であったという。

西郷の喜びは言うまでもない。早速板垣へ礼状を書いている。

「昨日は参上仕り候処、御他出にて御礼も申上げず、実に先生の御蔭を以て、快然たる心持始めて生じ申し候。病気も頓に平癒、条公の御殿より先生の御宅まで飛んで参り候工合、足も軽く覚え申し候。もうは横棒の憂も之れ有る間敷、生涯の愉快、此事に御座候。用事も相済み候故、又々青山に潜居仕候。此旨略儀ながら書中を以て御礼のみ此の如く御座候。頓首

西郷拝」

三条は、九月一日、西郷にあてて、使節に内決したので、外務卿と協議して準備をすすめるよう、うながす手紙を送った。

明治六年政変

(一)

岩倉大使が、みずから「鉄面皮の旅」と称した長旅を終えて帰国したのは、明治六年（一八七三）九月十三日であった。大久保は同年五月二十六日に、すでに帰国していたが、政界に復帰する気力も失って温泉旅行に出掛けたのは前述の通りであった。一方、七月二十三日に帰国した木戸は、同郷出身の山県、井上、槙村の引き起こした事件の後始末やもみ消しに忙しく、政界には何の関心も示していなかった。閣議にも病気と称して欠席していた。

岩倉は十五日に三条を訪問し、帰朝報告をするとともに、政府が当面する諸問題を話しあった。四日後、岩倉は滞欧中に世話になったフランス駐在公使、鮫島尚信にあてて帰国後の政情を精しく報せる書簡を送っている。まずその中で、「廟堂上の事、御案じの通り紛紜も之れあり」と政府をめぐる混乱二件をあげている。第一には大蔵大輔井上と渋沢及び鉄道頭井上勝の辞職であり、第二は、島津久光の問題であった。

つぎに外交官鮫島が関心を抱くはずの外交問題について、台湾、朝鮮、樺太、清国の四件を書いている。ところがその中で岩倉が、最も重大事であり、ただちに着手すべき事と書いたのは、意外にも樺太におけるロシアとの問題であった。岩倉は西郷の遣韓問題について一言も触れず、台湾問題についてと同様、「即時の事にては之なくや」と片付けている。三条は、西郷の心情を少しも察することなく、岩倉に西郷の朝鮮派遣の内定という重大事を話さなかったのだろうか。

岩倉はまた清国問題についても、「支那事件、副島尽力の義、略々承り候、未だくわしく承知いたさず」と簡単に記している。副島が、大国清国を相手にして大成果をあげたことを、三条がだまっているはずがない。やはり岩倉にも、留守政府に対する対抗意識があったと思われるのである。

岩倉とともに帰国した伊藤博文は、翌日の六年九月十四日、早速木戸を訪問した。外遊中、大久保に接近した伊藤と木戸との関係は、すっかり悪くなっていたが、伊藤が大久保と別れて岩倉と行をともにし、その間五カ月ほども冷却期間があったからか、木戸はその日の日記に、

「伊藤春畝（博文）来訪、欧州一別以来の事情を了承し、また本邦の近情を話す」と記すほ

ど、わだかまりは解けていた。木戸はそういう性格なのだろうか、今まで何度か大久保の仕打ちを怒って長州に帰るが、大久保がみずから出掛けていくと、あっさり「了承」して協力している。木戸は、旅行中の伊藤に対する怒りはまるでなかったかのように、真情を訴えた。

「大使なり留守の諸先生なり、弟（自分）も信用を失い、弟また信用も致さず」それゆえ「素志相遂げ度く」辞職したいと言うものであった。旅行中、木戸は岩倉とも意思の疎通を欠いていたらしい。

木戸が何よりも伊藤に訴えたかったのは、征台、征韓反対でもなければ、内治優先論でもなく、長州派の子分槙村正直の裁判事件であった。伊藤への手紙に、「（裁判所は槙村に対し）只管権威を以て、暴に圧倒いたさんとのみ」また「裁判所の如きものは御廃しに相成り候方、天下のため人民のためにも相成り申すべし。旧幕の暴政にても此の如く暴威を以て、身分ある官員を取り扱い候事は之れなく」など、口を極めて裁判所を攻撃した。新平が創った裁判所が、人民にとっては人権のとりでであったことに対しては、少しの理解もなかった。したがって不正を容認しない裁判所をつくった江藤に対する木戸の憎悪は激しかった。

伊藤は、そこにこれまでばらばらだった岩倉使節団を団結させる方略を見出したのである。種々な改革をなしとげて成果をあげている留守政府に対し、条約改正を標榜しながら、結果手ぶらで帰国した岩倉使節団は、帰国の日も違ったが、真情的にもばらばらであった。大久

保と木戸は口もきかない仲であったし、岩倉と木戸も、互いに信用できず、岩倉は大久保に、無理矢理連れ出され恥をかかされた、という気持ちが強かった。

欧州旅行中、伊藤は、大久保がビスマルク流の政治を行うのに、江藤の民権的な考え方が、最大の障害であることに気付いたことだろう。ところが江藤と古くから親密であった木戸が、今は江藤を憎んでいる。伊藤は、そこに木戸と大久保の和解への接点を見出した。岩倉と大久保は、離れられない古くからの因縁のある間柄である。今こそ岩倉を中心に、大久保と木戸の和解によって陣営を固め、留守政府に対抗させることができると考えたに違いない。

伊藤が、使節団に加わる以前の地位は、四年七月の廃藩置県のあと、大久保によって行われた官制大改革によって、大久保が卿となった大蔵省の租税頭にすぎなかったが、大久保が使節団を組織している段階で工部大輔に栄転し、副使にまで抜擢されている。伊藤にとって大久保は、病身で神経質な先輩木戸よりも、頼りがいのある人物であった。そこで彼は大久保の政界への復帰を強力に運動しはじめたのである。

そのとき大久保は、参議ではなかった。前にも書いたように、大久保は名を捨てて実を取る方針を貫いてきた。明治四年六月、廃藩置県直前の改革の際、まず西郷と木戸が参議となり、木戸の意向で板垣、大隈が加わった。木戸は大久保の参議就任をも要請したが、大久保は聞き入れず、そのかわりに、民部省を廃止して大蔵省に所管を移し、大蔵卿となって産業、

財政、地方行政の全権を握った。それによって、参議とは名ばかりのものとなった。

ところが留守政府において大蔵大輔井上馨が、権力におごって財政をほしいままにした結果、太政官潤飾ということになった。そして参議の地位と権限が飛躍的に高められ、参議の合議によって政治が行われることになった。大蔵卿といえども閣議には参加できないわけである。こうなると、なんとしても大久保を参議にする必要がある。

大久保が関西旅行から帰京すると、三条、岩倉は早速大久保に参議就任を要請した。しかし大久保にすれば「今さら参議になど、なれるか」という思いであったろう。このころの大久保、伊藤、岩倉の手紙には参議を「三木」と書いている。二，三日して二十六日には「小臣の心諸（心持ち）、かねて御了察もあらせられ候あいだ、何卒御憐憫、断然御止め下され候」と就任の交渉を中止するよう返事を出した。御憐憫と書いた心中には、「旧県云々の事」すなわち島津久光とのトラブルがあった。参議になることで、官位にたいする嫉妬の強い旧主久光の憎しみを買うことを恐れたのである。

二十七日、伊藤は岩倉に書簡を送り、「即今重大切迫の事件数々これあり候なかに、何人と併力与謀（力を合せて謀る）してそれぞれ御処方相成るべきや、ひっきょう両公（三条、岩倉）及び両氏（木戸、大久保）合一、意衷（心中深く秘めた真意）一徹に出で候様と申す事」であり、そのためには「是非大久保拝命これなくては更に其の詮なく（為すべき手段が見つ

からない）」と力説した。また伊藤は、岩倉を動かし、薩派の重鎮、北海道開拓次官黒田清隆に大久保の参議就任の説得をさせた。この黒田は九月二日に、樺太における日本人とロシア人の紛争に対して、出兵するよう建言している。それは西郷の朝鮮使節派遣への妨害ともいえる動きであった。

当時樺太には、日本人とロシア人が雑居していた。慶応三年二月二十五日、幕府はロシアとの間に樺太島仮規約（かりきやく）を結び、樺太を日露両国の共有と定めた。明治二年十一月、アメリカの国務長官ウィリヤム・シュワードが、世界一周の途中日本に立ち寄った。そのとき日本政府が樺太問題に対して、彼に助言を求めたところ、彼はその前年、アメリカがロシアからアラスカを買収した例にならって、日本政府が樺太を二百万両で買収する案を勧めた。その資金の支出について、副島は当時の大蔵大輔大隈重信の協力と同意を得てロシア側に打診した。しかし、ロシア本国政府は、樺太は流刑地として必要だと回答するとともに、買収は副島の考えであって日本政府の意見ではないと逆襲した。

黒田は六年三月、副島が特命全権大使として清国に出発する前月、樺太統治の困難なことを述べ、ロシアとの紛争を避けるため、同島をロシアに譲り、北海道の開拓に全力を尽くすべきことを建言している。黒田はその中で、樺太の開発が一向に進まないのは寒烈な気候と土地の不毛のためで、「漁猟の利ありと雖（いえど）も衣食を給するに足らず、石炭を産するも亦（また）其の得

る所を償はず」と樺太全島の放棄を説いている。その黒田が樺太への出兵を主張したのだ。

黒田の出馬要請にも大久保は動かなかった。そもそも伊藤の言うほど、当時切迫した事件があったのであろうか。前述の、岩倉がフランス駐在公使鮫島尚信にあてた帰国後の政情を詳しく報じた書簡にあるように、大蔵問題、島津久光問題があるだけで、それもほぼ解決していた。民政関係について岩倉は、「内地のところ、当時は処々の一揆も片付き麦米とも豊作、先ず以て平穏」と書いている。留守政府への批評としては「新令百出、煩に堪えずの苦情之あり候趣、何卒日本相応（ふさわしい）開花の籌（考え謀る）」を得たきもの」としか書いていない。

当時、留守政府の行った改革も一応終り、世の中は落ち着いていた。『近代日本総合年表』（岩波書店）を調べても、政治の項目には、

八月十七日、閣議、西郷の朝鮮派遣を決定。
八月二十一日、ペルーと和親貿易航海仮条約を東京で調印。
九月十三日、遣欧大使岩倉具視帰国。
十月十四日、祝祭日を定め、休暇とする。
十月十四日、閣議、あらためて遣韓使節を議し決らず。
十月十五日、再議し、西郷派遣を決定。

などとあり、世の中は平穏そのものであった。

八月六日、日米郵便交換条約調印。

八月十三日、大日本政府電信取扱規則を定める。

八月二十五日、機械製糸六工社開業（長野県松代）

九月五日、三池炭山を官営とす。

十月、大倉組が貿易商事会社を設立。七月、平野富二が活版印刷と活字印刷機の製造を始める。

八月十八日、大阪と宮城に官立師範学校を設立。このほか、「このころ開化物の出版盛んに行われる」とある。

なかでも芸術の欄の九月に、「俳優の給料高騰、九世団十郎は八百五十円、宗十郎は六百円のほか、前借金二千円をとる」の記事には、当時の平和な世相がはっきりと現れている。

伊藤が言うところの「重大切迫の事件」とは京都裁判所事件にほかならなかった。京都府参事槙村正直は、小野家の東京への転籍を認めず、それを「不当である」とした京都裁判所の判決を終始無視してきた。其れに対して裁判所は、京都府知事長谷と参事槙村を、六年七月初めに法律蹂躙の罪で東京の司法裁判所に告発した。当時、新平は参議となっており、司法省は大輔福岡孝弟――五カ条の御誓文を作った人――が全権を統べていた。福岡は、島本

仲道、樺山資綱、楠田英世、鶴田皓らとともに、新平の精神をつぎ、司法権の独立のために尽くしてきたので、この事件に対しても大いに奔走した。

司法省の断乎とした態度に、京都府側もはじめて驚き、同年、裁判所が行政の内部に干渉するのでは、任務に堪えずとの陳情書をもって下役が上京、太政官に提出した。これに対して裁判所は京都府知事、参事に召喚状を発したが、槙村は我等は勅任官であるからと出廷をこばみ、みずから反対運動のため上京しようとした。そこで裁判所は、被告を欠席者とみなして、八月五日、長谷、槙村に対し、左の裁判申し渡しをした。

「控告（控訴）の法に拠らず、徒らに支蔓事を生じ、裁判請書差出さぬ科に依り、違式重きに擬し、懲役三十日（槙村は二十日）の処、官吏私罪贖例に依り、贖罪金八円（槙村は六円）申付る」

それに対して京都府側は、槙村みずから上京して運動するため、八月十四日出京許可願を太政官に提出したが、十五日、槙村のもとに届いた太政官指令は、

「伺之趣、処刑を受けぬ段不都合候条、書面差戻候事」

というものであった。また陳情書に対しても太政官の指令は、「裁判所の処置至当に付……」というものであり、また長谷の請願書に対しても、「処刑申渡を受けず、出京上奏願出候段、不都合に付、伺之趣聞き届け難く候事」という峻厳なものであった。

もちろん太政官――正院には、江藤参議がいて、司法権の独立のために、この際、司法のいかなるものかを、はっきりさせるという考えであった。

八月十七日をもって長谷、槙村は服罪して贖罪金を納付したが、司法省内においては、第一回の宣告を蹂躙し、第二回の宣告に対しても理由なく十余日を延引した罪によって、司法裁判所において審理する方針を決定した。七月二十三日に帰国した木戸が、長州出身の子分槙村のために奔走したのは前述の通りである。その運動が功を奏したか、八月三十一日、三条太政大臣は新平に書を送り、臨時裁判所において審理するよう勧告した。それについても反対側から議論が起ったので、司法省は、九月十五日、陪審規則の制定に関して、司法省と正院の間において追答のすえ、正院法制課において立案することに決定し、十月九日に公布した。同時に、正院、左院、大蔵省から選抜した参座（陪審官）九人を任命した。

十月十四日、ようやく準備万端整って、臨時裁判が開始された。十七日には第二回の審問が行われたが、槙村の態度は傲岸を極め陳述は不明で、裁判官の中に槙村の拘留を求めるものがでた。参座の中には反対する者もあったが、結局裁判官側が勝ち、遂に槙村を拘留することに決定した。

以上が京都裁判所事件のその後の経過である。長州派、伊藤、木戸にとっては実に切迫した事件であった。これが大久保の参議就任のため、伊藤が奔走する理由の一つであった。

しかし薩摩出身の大久保は、この事件には無関心であったから、あくまでも三条、岩倉の出馬要請には応じようとしなかった。参議になったところで、大久保の出る幕はない。ただ単に新参の参議になるに過ぎないのである。伊藤はその辺も察して、「新参（新任参議、すなわち後藤、大木、江藤）を廃し、大久保を出し候方然るべく」と大隈に働きかけた。大隈重信は、大久保を出すためには、それ以外に「妙案」がないと賛成した。以上は伊藤から木戸への報告の手紙である。このときの伊藤の大活躍が、伊藤が大久保亡きあと初代の内閣総理大臣となる素地を作ったのである。

一方、西郷隆盛は、八月十七日に朝鮮派遣使節に内定して以来、三条から、岩倉大使帰国後に正式に決定発表するから、外務卿と相談して準備しておくよう指示されていた。西郷は九月十二日、朝鮮に連れて行く陸軍少佐別府晋介に手紙を書き、「是非二十日迄には出帆のつもり」と予定していた。

ところが岩倉の帰国後、三条、岩倉ともに、大久保の参議起用問題に心を奪われて、西郷との約束を忘れてしまった。岩倉の帰国後は閣議さえ開かれず、西郷が予定していた二十日を過ぎても、何の進展もない。西郷はたまりかねて三条を訪問し、厳しく抗議した。三条は二十八日付で岩倉に書簡を送り「朝鮮事件、西郷頗る切迫、昨日御談申し上げ候通りにつき、甚だ痛心」と訴えた。

そして三条は、西郷が使節として内定した旨を記した西郷宛の書簡のうつしを岩倉に送った。岩倉帰朝から、すでに一ヵ月がたっている。天皇の裁可を得た議事をどうして一ヵ月も放置したのか。その間に大隈、大木は、次第に立場を変えていった。右の三条の岩倉宛の手紙に、

「右一件（朝鮮事件）大木参議之論面白き処之れあり。何卒同人御招きにて、一応御聴き相成り候様、仕りたく存じ候」とある。機をみるに敏な大木喬任は、この時から岩倉、大久保にくらがえしたのである。

このときに当たって、西郷を和平の使節として朝鮮に派遣する、という立場をかえていなかったのは、参議中わずかに江藤新平と後藤象二郎だけであった。しかも後藤は無関心に近く、三条に閣議を開いて朝鮮遣使を決定するように迫ったのは、結局は西郷、江藤の両人であった。板垣はもとからの征韓論者である。また副島は、明治初年から征韓論を唱えていた木戸が帰国すると、外務少輔上野影範を連れて木戸邸を訪問した。上野は、居留民保護のために朝鮮へ即時派兵せよと提案した人物である。副島は、自ら朝鮮に使節となって行くことを希望した人物であり、清国へ行って、清国が日本と朝鮮の問題には手を出さないと知って以来、強硬派となっていた。

二人が何を木戸に語ったかの記録はない。しかしその直後、木戸は三条に征台征韓反対の意見を提出した。それまで木戸は西郷と接触していないから、八月中に提出されたこの意見書は、あきらかに西郷にではなく、外務省の方針に対しての意見を表すものである。

これまでは西郷と江藤がもっとも強硬に征韓を唱えたことになっているが、事実は、平和な使節派遣を唱えたのであって、この時点で征韓を唱えたのは板垣、副島であった。

西郷の、朝鮮使節派遣の遅延に対する抗議によって、この問題が急に政局の表面に浮上してきた。十月十四日、三条は、朝鮮問題に対する所見を文書にして、岩倉に呈示した。その文書で三条は、閣議において議論すべき問題を列挙している。

「使節は国辱を雪ぎ国権を張り、彼（朝鮮）をして旧交を継ぎ、隣誼（親しい関係）を修めしむるに在るか、将た又彼をして遂に我附庸国（保護国）たらしむるに至るか。

別に又他の外交上に関し、深謀遠慮する所あるか、或いは我内治上に関し、一時の政略に出づるか。

使節は戦争を期すの意か、又は戦争を期せざるの意か、或はまた戦争を期せずとも、已むを得ざるときは、戦争を開くの意か。朝鮮と戦争を開くの利害如何に。……戦争を開く上の目的は、邦土（一国の領土）の必取（必ず取る）を期するか。又は彼を制するに止まるか」

そして審議にあたって、「西郷参議より前段件々其の目的を具陳すべき様」にしたいとした。ここ迄に見える三条の見解では、使節派遣と征韓論とは何の関係もなかった。

ところが文書の中途から、三条の論調に変化が生じた。「今度の使節は、すでに三度目に属し、又屈辱を受けて国権を損すべからず。仍て必死を期すべきの使節なり。使節をして必死を期せしむ。政府は戦争を期せずして可ならんや。使節を派遣するの事は、すでに議決せり」と使節派遣は既決のことであるから、いまさら「論ずるの必要なし」としながら、同時に「戦争に移る」と決めてかかっている。小心な三条は、西郷の厳しい抗議と伊藤の巧みな扇動に、思考は混乱し、使節派遣と征韓を混同してしまったのである。元来この文書は、岩倉が提出すべきものであって、三条がこのような疑問をもつならば、八月十七日に西郷派遣が閣議で内定する以前に提出すべきものである。三条は、岩倉の言うがままに、西郷派遣内定の責任を取って、このような文書を提出したのだろうか。

にわかに起った西郷派遣問題に、三条、岩倉は十月八日、大久保を岩倉邸に呼んで、改めて参議就任を説得した。帰朝以来、始めて大久保が登場すべき幕が揚がった。大久保は、参議就任を承諾したのである。

明治六年政変

(二)

大久保は、参議就任にあたって、三条、岩倉に二つの条件を要求した。その一は、三条、岩倉が、朝鮮使節についての方針を定め、それを中途で変更しないという約定書を、大久保に渡すことであった。二人は大久保の言うままに、明治六年十月十日約定書を手渡した。大久保はその請書に、「御書面拝読仕り候。……御確定の御目的を詳細に示し聞かされ、判然と了得仕り候。此の上は御旨趣を尊奉し、ただ命にただ従い、謫劣（浅劣）を顧ず砕身仕り候」と、自分は三条、岩倉の命令に従って尽力すると約束した。大久保はこの請書によって、三条、岩倉の言動を拘束するとともに、二人に責任を負わせたわけである。

三条、岩倉が約定書によって大久保に告げた「確定の御目的」とは、「使節の儀、既に御内決あり、決して変動すべからず、然りといえども時期は延引致したし」と西郷に出発延期を求めることであった。そしてその理由として、「君（天皇）に代るの使節殺されて……（開戦

するとなれば）如何せん海軍未だ備わらず、所詮戦う難し……宜しく急に其の人を撰んで欧米に派出し、堅牢の小軍艦数艘を求め、急に海軍を備え、然して後発途すべし」というのであった。これによれば征韓は必至のこととされている。問題は時期にあるだけで、開戦の準備を整えてから、使節を送ろうというのであり、征韓を唱えているのは三条、岩倉であった。

大久保が就任の条件としたその二は、副島の参議就任と伊藤に閣議に出席できる権利を与えることであった。外務卿副島が、これまで参議に任命されなかった理由は、どの資料にもない。彼が清国出張中に、太政官潤飾があり、帰国が欧米使節団の帰朝と重なったためかも知れない。この時大久保が改めて副島の参議就任を条件にしたのは、閣議において西郷に対する反対派の数を増やすためであった。副島及び外務省は征韓を唱え、又八月十七日に西郷の派遣が閣議決定される前には、副島はみずから使節として行くことを希望し、西郷と争いもしたことがあった。はたして岩倉は大久保と「御内話」した通り、事前工作として副島と、やはり強力に征韓を唱える板垣を使って、西郷の使節派遣を断念させようとした。それについて岩倉は大久保にあてて、十三日に手紙を書いている。

「……朝鮮事件、兼て御内話申し入れ候通りに決定し、先今晩六時、条公（三条）方に板垣、副島招き寄せ、両人より終始の見込み十分申し談し、其の上明朝七時両人西郷へ出頭、百方（あらゆる手段）尽力……」

と板垣、副島を三条邸に呼びよせ、翌十四日の閣議が開かれる前に、二人を西郷のもとに行かせて、西郷を説得し、使節任命を断念させようとした。

はじめ閣議は大久保の参議発令にあわせて十月十二日に予定された。ところが三条は、前日十一日になって閣議開催を十四日に延期する旨、西郷に伝えてきた。副島の任命が遅れたためであった。しかし西郷は長い間待たされた上のことなのでカッとなった。

「……今日に至り、御沙汰替(かわ)り等の不信の事共相発し候ては、天下のため勅命軽き場に相成り候。若しや相変じ候節は、実に致し方なく、死を以て国友へ謝し候迄に御座候」と三条に返書を送った。それは気の弱い三条を、動転させるに十分な言葉であった。

前日になって西郷は、翌日の閣議開催の念を押すため三条邸へ行った。ところが、三条邸には板垣、副島が岩倉に呼び寄せられ、西郷説得を依頼されている最中であった。二人は実にばつの悪い思いをしたことだろう。この事がかえって会議の席で、板垣、副島を西郷側にたたせるという皮肉な結果となった。この日西郷は、ただ明日は必ず閣議を開き、遣使問題を解決することを要求して帰った。

岩倉はそれでもあきらめず、西郷を出席させずに閣議を行うことを計画し、翌朝早く手紙を西郷のもとに届けた。西郷はその手紙を見るとすぐ岩倉邸に駆けつけた。

岩倉が、

「本日の閣議は、遣使問題であり、足下の身上に関することであるを以て、余は本日、足下が登閣を見合わせられんことを望む」

と言うと、西郷は色をなして、

「遣使問題は、国家の重要問題であり、小官の一身に関する私事に非ず。これより閣下と共に登閣して、意見を陳べまする」

と、かえって登閣をうながしたので、岩倉も拒むことができず、その計画も失敗に終わった。まさに西郷が言う通り、外交問題が岩倉らにとっては内政の問題なのであった。

岩倉、大久保は、なぜこれほどまでに西郷の使節派遣を妨害せねばならないのか。それは岩倉、大久保が条約改正を目的とする欧米使節として、全くの失敗をして帰国したからであった。二十カ月間の大旅行、それも五十人以上のお供を連れて、莫大な国費を消費したあげく、何の成果もなく帰国してみれば、留守政府は、着々と改革を成し遂げている。そのうえ、その留守政府の最高責任者である西郷が、朝鮮語に堪能な陸軍少佐別府晋介ただ一人を共に連れただけで渡韓し、明治政府が維新以来の懸案としてきた朝鮮との修好に成功すれば、自分たちの立場がなくなる。それを恐れたのである。

西郷が和平の使節として、衣冠束帯の姿で、誠意をもって朝鮮の王に隣国としての修好を求めれば、成功の確率が高いことを最もよく知っていたのは、恐らく大久保であった。大久

保はこれまで、西郷が何度となく、あわや戦争という場面に、みずから敵地に乗り込んで、会談によって和平に導いた事実を見てきた。また万が一、朝鮮側がそれを拒否し、西郷を殺したとしても（西郷は北村中佐、別府少佐に探らせて、その可能性はないと判断していた）日本側が手を出さない限り、戦争は起りえないのである。それ故に戦争があるものと決めてかかっている、岩倉、大久保派こそが征韓論者と言えるのである。

十月十四日、いよいよ閣議が開かれ、朝鮮使節派遣問題が審議に付されることとなった。出席者は、太政大臣三条実美、右大臣岩倉具視、参議の西郷隆盛、板垣退助、大隈重信、後藤象二郎、大木喬任、江藤新平、大久保利通、副島種臣の十名で、木戸孝允は病気欠席をした。

なおこの日、京都府参事槙村は臨時裁判所の法廷に被告として立たされている。木戸も頭が痛かったに違いない。

この日閣議が開かれると、岩倉がまず発言、提議した。

「樺太事件、台湾事件、及び朝鮮事件は、皆国家の重要問題なりといえども、宜しくまずその緩急前後を揣り、而して後、之を処分せざる可らず。惟ふに朝鮮問題たるや、急は急なりといえども、樺太事件の急務なるに如かず。不幸にして日露の間、干戈（戦争）相見ゆるに

至らんか、朝鮮問題の如き亦、顧みるに遑（ひま）なからん。故に樺太事件の解決は、急務中の最急務なり」

と朝鮮から視点をそらそうとした。

岩倉の言う樺太事件とは、この年六年四月、函泊の我が方の倉庫の火災の際、ロシア兵が日本人の消火作業を妨害して、龍吐水すなわち消火器を奪って火中に投げ入れ、海辺に集積してあった薪に放火するなどの乱暴を働いたことを指している。日本側はそれに対してロシア側の責任を追及してはいたが、それが戦争に発展する程の事件とは、とうてい言えるものではなかった。

大久保もまた西郷の使節反対の発言をした。彼の覚書によると、「朝鮮の我国命を意とせず、傲慢礼節を知らざる、殆ど黙示すべからざる状あり……特命の使節を派出し其の接遇の情形に従ては、即ち征討の師（いくさ）をおこさんとす」と使節派遣が即開戦となると言う論を前提として、征韓が日本政府にもたらす不利益七ヵ条をあげて、朝鮮使節派遣を延期すべき論拠とした。それが大久保の有名な征韓論反対の七ヵ条である。第一条は開戦の混雑に乗じた不平士族の反乱が起きる危険がある。第二条は、戦費の負担が人民の反抗を招く恐れがある。第三条は、政府財政は戦費に堪えられない。第四条は、軍需品の輸入が国際収支を悪化させる。第五条はロシアを利するのみである。第六条は戦費のために現存外債の償却を怠れ

ば、イギリスの内政干渉を招く。第七条は条約改正に備えて、国内体制を整備するのが戦争より先決である、というものであった。

大久保は使節を派遣すれば必ず戦争が起きるとの前提のもとに議論を展開している。しかし大久保は開戦が不可避であるとする理由を説明していない。説明する根拠がなにもないのである。したがって戦争反対論としてはいかに立派な説だとしても、隣国に修好を求める和平の使節を延期する理由にならず、見当はずれの言いがかりに近い。

閣議における岩倉、大久保の発言に対して、その論理の乱れを指摘したのは、江藤新平であった。新平は翌日、岩倉へ、閣議での自らの発言の要点を書いて送った。その書簡の末尾に、「昨日も申し上げ候事を、又々繰り返し申し上げ候」とある。これに書かれた新平の論点は大別すると二つある。一つは樺太問題を先決するという論への批判であり、もう一つは、戦争準備のために、使節派遣を延期すると言う論への批判であった。

「一体能々相考え候得ども、朝鮮への使節と（樺太における）魯人との関係は之れあるまじく、訳は唐太（樺太）の事は、民と民との儀に付、交際上談判にて相整うべく、猶新橋ステーションにて狂人（日本人）が英人を傷けしと大同小異の事にて之れ有る歟」

つまり樺太現地でのトラブルは、新橋駅で狂人が英国人を負傷させた事件と同類の私人間

の紛争であり、国家間の問題である朝鮮使節派遣とは、次元を異にするという指摘である。それゆえ、樺太の方が重大事件であり、先に解決すべきだという理由にはなりえないといっている。次いで、「若し又魯人朝鮮への援兵を慮る時は、朝鮮との戦は御決し之無きよう然るべく存じ奉り候。

既に朝鮮と戦の御決定これあり候上は、万々止むをえざる節は、魯と戦の御決定は在らせらる事と存じ奉り候」と、ロシアが朝鮮を援けることを心配するならば、朝鮮との戦を決定すべきではなく、既に朝鮮と戦うというのであれば、ロシアとも戦う覚悟がいると警告している。

次いで、「魯と内約定相整え、然る上朝鮮と戦と申す義は、実は座談と存じ奉り候。一体内約定と申す者は、事情に因て定るものにして、国際約定の様の者にて之れ無く、右の事情と申すは、仮令ば、一つを挙げて申し候はば、彼（ロシア）支那に事あげんとす、而て我の支那を助けんと患う。因て我支那を助けざるに付き汝（ロシア）又我討つ所の朝鮮を助くべからずと言う如き者に付き、是も我怒れば彼患うと言う平日の威権なくては出来ぬものと存じ奉り候。然れば今、魯は内約定致し候ものは、只懇信を重ね候迄の事に止まる者にて、敢て当になる者にては之れ無くと存じ奉り候。此の如き事情之れ有り候はば、此の手順を立て然る後、使節御取立てならせられ候義、仰せ聞かされ候ては、事を延すの名義に相成り申す可く歟

に存じ奉り候」

ロシアと内約定を結んでから、朝鮮と戦うなどということは、「座談」すなわちその場限りの話だと書き、ただ単に使節派遣を延期するための名目に、内約定を結ぶなど持ちだしたのだろうと新平は指摘している。

また次に「朝鮮は野蛮に付き、若し西郷を殺さん歟の患ひこれあるに付き、其の使節を御留めと申す義は、国家の為必死を以てなす人を御対偶遊ばすの道にても之れある間敷、又英雄を御するの方にても之れある間敷存じ奉り候。今日の処は同人請求、御内決定の通り速やかに御許し之れあり」と、新平は、西郷の気持ちに同情し、また西郷が平和修好の使節として成功することを信じていたのである。問題は次につづく、

「或は又討鮮の義、名義十分に付、西郷の不服を御顧み之れ無く、使節御止め即今より直ちに討鮮御決定の御運び之れある上は、是は又一条の道理にて存じ奉り候」

というこの一言をもって、新平が討鮮、すなわち征韓を主張したとする説が有力となったことだ。新平が言っている「或は又」という言葉によって、次に続く文章を否定しているのである。すなわち、もし朝鮮国に出兵することの大義名分があるならば、西郷の使節派遣など中止し、すぐ討鮮を決定すればまだ少しは道理がある。新平が言いたかったのは、朝鮮に出兵する大義名分などないということであった。

最後に新平は、一旦決定したことを延期していることは、「両殿下（三条、岩倉）の御威権相欠け候のみならず、即ち朝廷の御威権にも関係致し候義」であると警告した。

閣議の席で、板垣、副島は、江藤の説に賛成した。大隈、大木は終始うつむいて無言であったと言う。新平は一人熱弁をふるった。議論をして他人に言い負かされたことが無いと言われた大久保は、はらわたの煮えくりかえる思いをしたことだろう。しかし大久保の説は、西郷を使節として朝鮮へ行かせて、隣国との修好を成功させたくないという腹があるために、どうしても意見に無理があり、筋が通らなくなるのである。そのところを容赦なく突いてくる江藤新平に対する、大久保の怒りは凄まじいものであったろう。正しければ何を言ってもよいと思っている新平も、思えば馬鹿正直にすぎる男であった。その日は遂に決議されなかった。

閣議のあと、三条がこの日の会議の経過を奏上するために参内すると、残った一同は、宮廷から賜った酒肴を食しながら待っていた。その中で西郷一人、決議されなかったことを思い悩んでいる。新平はそれをみて、何とか慰めようとしたのだろう、西郷に向かって言った。

「条公に決断を迫るは、比丘尼に陽物を出せと云うに等しからずや」

それを聞くや西郷も笑い出し、参議一同思わず手を打って笑和したという。

翌十五日、第二回の閣議が開かれた。閣議が開かれるまえに、新平は前述の書簡を岩倉に提出し、再考を求めていた。

この日西郷は、もう言うべきことは前日の閣議ですべて述べ尽くしたとして出席しなかった。そして代わりに、これまでの経過をまとめた「始末書」を太政大臣に提出した。

筆者はここに到って、中公新書、毛利敏彦著『明治六年政変』の一節を記すことにする。なお、敏彦氏は、長州藩主毛利一族の縁につながる人である。

――この「始末書」は、朝鮮使節問題に関する西郷の公式かつ最終的な見解を表しているという意味で、注目すべきものである。

「朝鮮御交際の儀

御一新の涯より数度に及び使節差し立てられ、百方御手を尽くされ候得ども、悉く水泡と相成り候のみならず、数々無礼を働き候儀これあり、近来は人民互いの商道を相塞ぎ、倭館詰居りの者も甚だ困難の場合に立ち至り候ゆえ、御拠なく護兵一大隊差し出されるべく御評議の趣承知いたし候につき、護兵の儀は決して宜しからず、是よりして闘争に及び候ては、最初の御趣意に相反し候あいだ、此の節は公然と使節差し立てらるる以相当の事にこれあるべし。若し彼より交わりを破り、戦を以て拒絶致すべくや、其の意底慥かに相顕れ候ところ

迄は、尽くされず候わでは、人事においても残る処これあるべく、自然暴挙も計られず抔（など）との御疑念を以て、非常の備えを設け差し遣わされ候ては、また礼を失せられ候えば、是非交誼（こうぎ）（親しいつきあい）を厚く成され候御趣意貫徹致し候様これありたく、其のうえ暴挙の時機に至り候て、初めて彼の曲事分明（きょくじぶんみょう）に天下に鳴らし、其の罪を問うべき訳に御座候。いまだ十分尽くさざるものを以て、彼の非をのみ責め候ては、其の罪を真に知る所これなく、彼我とも疑惑致し候ゆえ、討つ人も怒らず、討たるるものも服せず候につき、是非（ぜひ）曲直判然と相定め候儀、肝要の事と見据建言（みすえけんげん）いたし候ところ、御伺いのうえ使節私へ仰せ付けられ候筋、御内定相成り居り候次第に御座候。此の段形行（なりゆき）申し上げ候。　以上」

すなわち、当初の閣議の原案では居留民保護のために朝鮮に一大隊を急派せよとのことであったが、「派兵は決して宜しからず」、なぜならば「是よりして闘争に及」ぶならば、「最初の御趣意」に反するからである。そこで「公然と使節差し立てらるる」のが至当であろう。

もし朝鮮側が「交わりを破り、戦を以て拒絶」したとしても、先方の「意底（いてい）（本心）」慥（たし）かに相顕（あらわ）れ候ところ迄は」交渉を尽くさなければ、「人事においても残る処これあるべく」、まして使節に対して「暴挙」をはかるのではなかろうかとの「御疑念」をもって、あらかじめ「非常の備え」、戦争準備をしておいてから使節を派遣するのは「礼を失せられ候えば」、そうすることなく両国間の「交誼を厚く」したいという「御趣意」を「貫徹」したいもので

ある。そこまで努力をしたうえで、なお「暴挙の時機」になったときに、初めて先方の非を天下に訴えて、「其の罪を問うべき」ではなかろうか。そうすることなく「いまだ十分尽くさざるものを以て」先方の非を責めても、双方とも納得できないであろうから、「是非曲直（物事のよしあし）」を明かにすることが「肝要」であると確信して使節を志望したところ、八月の閣議で内定したのである、というのが西郷の「始末書」に明快に示されている見解であった。つまり、朝鮮国政府の誠意を信頼して徹底的に話し合いを尽くすべきであり、先方の「暴挙」などを予想して戦争準備など非礼なことをしてはならないという平和的・道義的立場の表明であり、もちろん征韓論とは正反対の意見である。

この「始末書」に見るかぎり、西郷の意図は明白である。かれは、みずから全権の委任をうけて朝鮮現地に乗り込み、誠意を尽くして交渉にあたって、明治初年以来の国家的懸案を一気に解決したいと念願し、又その成功に秘かな自信を抱いていたといえよう。この「始末書」は、私信や非公式な覚書類ではなく、太政大臣に宛てた公的意思表明であり、その史料的価値は高いといわねばならない。しかも西郷は、翌々十七日付で、「この『始末書』の写しを作成して、大久保や島津久光にまで配布し、自己の意図の周知徹底をはかっている。つまり西郷は平和的・道義的交渉への決意を、いわば天下に公約したわけである。このことからも、西郷は征韓を期していなかったし、ましてや使節暴殺による開戦の口実づくりをねらっ

ていなかったはずであると、容易に納得できるように思われる。それにしても、過去百年間にわたって、西郷を征韓論者視してきた通説において、この『始末書』がまともに検討された形跡がないのは、不可解の極みであると言えよう。――」

以上、毛利教授は、西郷が征韓論者ではないということを、西郷が書いた「始末書」によって立証した。また教授は、江藤新平が、十五日の閣議の日の早朝、岩倉に送った書簡を解説し、

「江藤の意図は、相手の議論を逆用してその発言に内在する論理的矛盾を指摘することであった。つまり江藤の真意は、戦争準備のための使節派遣延期論は、論理的に成立しないから閣議は西郷派遣を決定せよという点にあったとみるべきであろう。したがって、このとき、江藤が征韓意見を述べたとはいえない」

と指摘している。

十月十五日、第二回の閣議の席上で大久保は、前日と同じ主張をくりかえした。すなわち、「朝鮮の傲慢礼節を知らざる、殆んど黙止すべからざるの状あり」「故に使節を発せんとせば、先に開戦の説を決せざるを得ず」「朝鮮遣使、俄に行うべからず」の三点であった。西郷が相手国を信頼した上で、身をもって国家の懸案の解決に当たろうとするのに対して、大久保の

説は、朝鮮に対する不信を前提とし、何ら問題の解決にはなっていなかった。また、江藤から、無理な西郷派遣反対論の矛盾した点を突かれ岩倉も前日のように発言することはなかった。大久保以外の参議中、副島、板垣は断乎として西郷の派遣を主張した。新平は言うべきことは、すべて言いつくしたので、西郷派遣に賛成しただけであった。

一旦、三条と岩倉は二人だけで相談した上、西郷が辞職まで言い張るなら、西郷に任せる、と発表した。大久保にすれば、参議就任のとき三条、岩倉から受けた約定書に裏切られ、惨めな敗北を喫したわけである。新政府発足以来、いつも政権の中枢に立っていた大久保が、はじめて孤立したのであった。三条、岩倉両大臣は、あらためて西郷を朝鮮に派遣する件を決定し、参議一同の了承を得た。大久保はその日の日記に、

「……実に西郷進退に関係候ては御大事につき、止むを得ず西郷見込通りに任せ候ところに決定いたし候との御談ゆえ、小子において昨夜申し上げし通り、此のうえ両公御見込相立ち候ところにて御治定これあるべしと申し上げ置き候につき、御異存は申し上げず候えども、見込においては断然相変らざる旨申し上げ候、しかし余の参議一同異存なく、ことに副島、板垣は、断然たる決定にて、いよいよ御治定（落ちつき定まる）これあり候あいだ、小子は初発より此れに決し候えば、断然辞表の決心ゆえ、そのまま引き取り候」

結果的には、大久保を含む満場一致で西郷派遣は決定されたのであった。手続きとして天

皇の裁可という形式が残るだけとなった。ここに到って、六月以来の朝鮮使節についての案件は、八月十七日の内定を経て、本決りとなり、西郷はようやく宿願を達することとなった。

西郷が、なぜこれほどまでに朝鮮使節として派遣されることを望み、日韓両国の修好に熱心であったか。その動機の一つは、西郷と明治天皇との関係にあったと言われている。西郷はある日、天皇のお供をして城内の紅葉の御茶屋に遊んだことがあった。その時、天皇は、西郷に「朝鮮問題は如何に成行きしか」と尋ねられた。西郷が、廟議(びょうぎ)が確定しないことを述べ、且つ日韓両国の関係について考えを奏上したところ、「朝鮮の事については、すべて爾(なんじ)に委任する」との内旨(ないし)を受けた。西郷は感激して、身を挺して、これにあたる決心をしたという話が伝えられている。当時、病身だった西郷が、最後の御奉公として隣国である朝鮮との修好にあたろうと決意し、平生(へいぜい)謙譲な人柄にもかかわらず、副島と争って迄使節になることを望んだのをみると、この話はある程度の根拠があると思われるのである。

明治六年政変
㈢

何度も書くようだが、西郷隆盛が、朝鮮へ使節として派遣されることは、明治六年（一八七三）十月十五日の閣議において正式に決定したのである。今までの通説であり、教科書にまで記載されているように、西郷は閣議において「征韓論」を主張したのでもなければ、ましてや敗れたのでもない。閣議において敗れたのは、朝鮮は傲慢無礼なるがゆえに討つべきものと決めてかかり、戦いの準備が整うまで、西郷の使節派遣を延期すべきだと主張した大久保であった。

大久保が閣議の決定を尊重し、公正な態度でルールに従い、また岩倉が大久保の説に引きずられなければ、政局の波瀾は生じなかっただろう。またその後の日韓関係も、もっと異なったものになったに違いない。しかし大久保は、それで黙って引き下がるような人物ではなかった。

一方、大久保との約定を破った三条、岩倉は、大久保をそれほどまでに傷つけたとも思わず、ただ閣議において公式に審議され、違った結果が出たとしか思っていなかった。閣議終了後、三条は岩倉に書簡を送り、

「僕も今日に至り論を変じ候次第申し訳これなく、大久保にも万々不平と存じ候。さりながら西郷進退については容易ならざる儀と心配つかまつり候、……速やかに僕に海陸軍総裁職命じ相なり候よう懇願つかまつり候……」

という的はずれのことを申し出た。西郷の始末書を読みながら、まだ戦争の亡霊にとりつかれていたのである。

岩倉もまた、この三条の手紙を大久保に回送し、「ただただ条公小生、断然決意以て貫通のほかこれなき覚悟に候ところ、昨今の御評議言うべからざる次第に立ち至り、何の面目もこれなく……恐縮に堪えず」と言いながら、「別紙条公より到来、内覧に入れ候、（海陸軍）総裁云々なお御含み置き宜敷願度く……」と、まだ大久保の協力を得ようとしていた。そのうえ翌十六日には「伊藤の事も条公へ申し入れ置き候条、よろしく御示談給うべし」と大久保が参議就任のおり持ち出した条件の一つ、伊藤が閣議へ出席する権利のことを書き送って、大久保をなだめている。

十六日は休日で、閣議は十七日に再開されることになっていた。ところが、十七日の早朝になって、大久保は三条邸を訪問し、参議辞任、位階返上を申し出た。この日の大久保の日記に、「今朝八字（時）、条公へ参上、辞表差し出し、趣意書差し上げ候、今朝の御様子よほど御周章（うろたえる）の御様子に候」とある。大久保の権幕の凄さに、おっとりして小心な公卿の三条は、非常なショックを受けたのだろう。

大久保は、岩倉にも辞表の写しを添えて、きびしい書簡を送った。それまで岩倉は、三条に「此の上は条公御見込み通り然るべく御処置これあり候様」と返信して、三条の方針に同調していたが、大久保の強硬な態度に狼狽し、にわかに方針を変えた。そして大久保の手紙を受け取ると、三条に対して、「御旨趣の通りにては天下の事は去り申すべし」と辞意を表明し、閣議には出席しなかった。また大隈、大木にも、多分大久保か伊藤から働きかけがあったのだろう、十五日には西郷派遣に賛成したにもかかわらず、その日は大久保に同調して閣議を欠席し辞表を提出してきた。

もともと西郷は、大隈が参議職にありながら「商業に熱心」であることに対して嫌悪感を持っていた。十四日の閣議のおり、時間が長びいて日暮れ時になった。すると大隈が三条の席へ行って、退席する許しを受けようとした。西郷が理由を聞くとある異人の宴席に出る約束があると言う。西郷は「国家重大の問題を、閣議において評議している場合に、毛唐人の

宴会へ行かねばならぬとは何事だ。馬鹿も大概にせい」と大喝したという。西郷のそういう厳しさに対して、大久保はその点は寛大であった。その後、長州出身の山県や井上の汚職を、何一つ取り上げなかったのをみても分かることである。

大木はすでに、みずから三条、岩倉を通じて、大久保に近づいていた。

十七日は、天皇に閣議の経過を奏上し、遣使問題に関する勅裁を仰ぐ日であった。ところが、出席したのは三条、西郷、板垣、後藤、副島、江藤の六人であった。西郷は三条に、閣議の結果を奏上し、勅裁を得ることを迫ったが、三条は大久保の権幕にショックを受けていたので、岩倉の辞意表明や大隈、大木の辞表に接して、決断することができず、なおまた岩倉の出席を待って決めると言う。西郷は、「連日の閣議において、すでに決定せし以上は、また何ぞ右府（右大臣岩倉）以下の参朝を待つ必要がある」と言ったが、三条は、なお一日の猶予を請うた。西郷は承知できず即決を迫った。ここで、後藤象二郎が「わずかに一日の延引のみ」と三条のために弁解し、事態を急転させる結果となったのである。

その日三条は、岩倉邸に行き、辞意を撤回し、協力するよう要請した。しかし、岩倉は冷たく突き放した。そのとき三条は三十六歳、岩倉は三条より六歳年長の四十二歳であった。公卿の位が上位というだけで、三条は太政大臣であり、維新にあたって、より活躍した岩倉は、いつも下位に甘んじなくてはならなかった。三条は、おっとりとした最高の位にはもっ

てこいの風格があり、それなりに人々の和合の基となっていたが、いざという時になると、気の弱い優柔不断な欠点が露呈する。岩倉は、内心不満であったかも分からないが、それまでは三条をたて、妥協を忘れなかった。しかし遂に岩倉は、三条を見捨て、大久保についたのである。ところが三条との協力関係が失われると同時に、岩倉の政治生命も終わることになったのは、皮肉であった。ともあれ、その時の岩倉は、大久保につくことが、最上の策と考えた。

彼は三条の懇請に対して、相当にきつい拒絶をし、難局をすべて三条に押しつけて、はっきり離反の意思表示をしたと思われる。三条は動転のあまりに、高熱を発して卒倒し、人事不省（昏睡状態）に陥った。西郷が心配したことが、現実となってしまったのである。

十八日の暁に、三条倒るの報を聞いた伊藤は、直ぐに次の策略に取りかかった。すなわち三条にかえて、太政大臣代理として岩倉を就任させ、強引に西郷派遣を阻止するため、岩倉独自の考えを奏上させようという計画であった。

伊藤はすぐその日の朝、木戸を訪ねて同意を得ると、木戸の手紙を携えて大久保のもとに行き、計画を打ちあけた。木戸の手紙には伊藤の策に同調してくれるように書かれていた。しかし大久保はその日、木戸に返書を送り、「今朝来一層の大変を生じ、ますます困却つかま

つる折から、伊藤君も入来、種々示論も蒙り候えども、決答も申しかね候事に御座候につき、なおまた御忠告を蒙り候ては、此の深重熟慮つかまつり申すべく」と余り気が進まぬ様子を示した。

伊藤が大久保邸を辞し、岩倉邸にまわった時は夜になっていた。彼は岩倉へ計画をうちあけ、夜の八時から十一時までかかって説得につとめた。

翌十九日朝、木戸は伊藤にあてて「大久保よりも返辞これあり、深憂の趣に相察せられ候えども、今一歩の処、如何やと相考え申し候」と伝え、いま一度大久保に対して説得するよう勧告した。

伊藤も木戸に「岩公へも昨夜八時より十一時まで充分論じ置き申し候。さりながら何分小胆、あるいは着手を誤り候かとも恐れ申し候……実に明暗期し難く、大久保も唯その恃むべからざるを恐れ候かと推察仕り候」と、岩倉は気が小さいから、あるいは策略が失敗するかも分からない、大久保が伊藤の策に乗ってこないのも、岩倉の動揺しやすい性格を信頼できないからだろうとの推察を書き送った。

木戸や伊藤の誘いには乗らぬかに見えた大久保は、実は、裏でおなじ薩摩藩出身者を使って、岩倉を太政大臣とし、西郷の使節派遣を阻止するための宮廷工作を始めていた。大久保

は翌十九日早々、腹心の開拓次官黒田清隆を自邸に呼んだ。その日の大久保日記に「黒田氏入来、同人此の困難を憂うること実に親切なり。予も此の上のところ他に挽回の策なしといえども、ただ一の秘策あり、依てこれを談ず。同人これを可とす。すなわち同人の考えを以て吉井氏へ示談これあり候よう申し入れ置き候」と重大なことが記されている。

大久保は、黒田に「一の秘策」をさずけたのである。それを黒田から同じ薩摩藩出身の宮内少輔吉井友実に「示談」してくれるよう依頼した。吉井は宮内卿兼侍従長徳大寺実則ら天皇側近の有力者とつながりがあり、宮廷工作には最適の人物であった。

大久保の「一の秘策」とは、天皇を利用する方法であった。天皇を使って有無を言わさず、岩倉を太政大臣代理に任命することを計画したのである。二十一歳の青年天皇は側近の言うままに、その翌日の二十日に、三条の邸に行幸、親しく病を問われ、さらに岩倉の邸に立ち寄られた。そして次の勅語を岩倉に下されたのである。大久保のねらいはここにあった。

「国家多事の折柄、太政大臣不慮の病患に罹り、朕深く憂苦す、汝、具視、太政大臣に代り、朕が天職を輔け国家の義務を挙げ、衆庶安堵候様、黽勉（務め励む）努力せよ」というものであった。勅命に反対するものはいない。

岩倉が太政大臣代理拝命と決まると、大久保派は岩倉に、天皇に提出する遣使問題に関する意見書と口上書を書かせ、それに目を通し加筆した。二十二日の日付で大久保は、

「昨夜は御妨げ申し上げ奉り候。二冊（意見書と口上書）返上つかまつり候に付、御収めならせらるべく候。別に意存御座無く候。わずかに気付候処、お見合わせのため、失敬ながら加筆つかまつり候。扨も明日の処、国家安危に係る御大事、只々御一身に基する一挙と存じ奉り候。さりながら不抜の御忠誠、必ず御貫徹あらせられ候事と、毫も疑いを容れず。熟々往事を回顧すれば、丁卯の冬、御憤発一臂の御力を以て基本を開かせられ、終に今日に立至り候。豈図らんや是の如き大難を生じ、偶然御責任に畢竟（結局）、天賦というべし、是閣下をして始終を全うせしむるの謂かと愚考つかまつり候。実に御大儀ながら御負担下され候様千祈万禱つかまつり候」

という激励の手紙を岩倉に送った。この大久保書簡の「丁卯の冬、御憤発」とは、丁卯の年つまり慶応三年十二月九日（一八六八年一月三日）に、岩倉と大久保が主謀し、西郷も力をあわせて敢行した王政復古のクーデターのことである。つまり、われわれ（岩倉、大久保）が、基礎を開いた政権に難を生じ、他人の手に握られようとしている。これを放っておけるか、という叱咤激励の言葉である。

ここに計らずも大久保の真意が、西郷の朝鮮遣使延期にあったのではなく、自分たちがつくった政権を、遅れてきた奴等に渡してなるものかという、政権争奪にあったことが露呈している。そのためには、丁卯の年どころではない。幼いころからの親友であり恩人でもある

西郷を、きり捨ててでも行う、それが非情の人、大久保であった。とくに大久保が政権争奪の敵とみなしたのは、閣議で彼の議論に遠慮もなく反対し、理路整然と痛いところを突いて、遂に三条、岩倉をして西郷派遣に賛成せしめた江藤新平であった。大久保は、新平の論理的、組織的な才能に、何よりも脅威を感じていた。彼がビスマルクから学んだ独裁政治を行うためには、最大の障害となるのは江藤であった。そして何より悪いことに、新平は権力に阿ることを知らなかった。

岩倉は、大久保の激励を受けて、

「来翰（来た手紙）一見、昨夕は御苦労に候、その砌二冊御返しまさに落手（受け取る）いたし候。明日云々の事敬承し、不肖（自分は）実に恐怖の至りに存じ候えども、不抜の一心、必らず貫徹の覚悟、決っして御懸念下さる間敷候。御請迄に一筆此の如くに候也。

十月二十二日　　具視

大久保殿」

と返書を送ったが、明日というのは、いよいよ岩倉が太政大臣代理として、天皇に西郷の使節延期を奏上することであった。岩倉は、良心の痛みを感じて恐怖したのだろうか、または西郷の武力クーデターに恐怖したのだろうか。

ところが明日といわず、その日のうちに、西郷はじめ、西郷の使節派遣に賛成する三参議、

板垣、副島、江藤は岩倉を訪れた。三条の発病と三条邸への天皇の異例の病気見舞、それに続く岩倉に対する太政大臣代理任命と、十五日に決議された西郷派遣が一週間も延期されたままである。西郷らは、十五日の閣議決定を、「太政官職制」の規定どおり、ただちに天皇に上奏する手続きを取るように求めた。当時の太政官職制には、参議によって構成される内閣が案件を議決すれば、大臣は即日「鈐印」して天皇の裁可を受け、公布の手続きをとらねばならないと規定されていた。

しかし、大久保に激励されていた岩倉は、自分が三条と意見が違うことは、みなも知っての通りである。今や太政大臣代理となったのであるから、明日は参内して、両方の説を奏上し、陛下の裁断を仰ぐつもりだと言い放った。驚いた新平は、岩倉に向かい、「閣下は臨時の代理である。代理者の務めは、原任者の意を遵行するにある。何ぞ原任者の意をまげ、代理者の説を併せて奏問する理があろうか。また陛下、天賦英明におわしますといえども、御幼沖にして、内外の事、未だ熟知し給わざるものあり。故に政務は事大小となく、内閣の議決を以て奏問し、一々之が勅裁を仰ぎつつあるに非ずや。然るに此の大事のみ両説を具して、その可否を宸衷（天子の心の内）に決せられんことを奏請するが如きは、是れ責任を陛下に帰し奉るものにて、輔弼の責を負う大臣の為すべき所に非ざるなり」と痛烈に論じた。岩倉は急には答えられなかったが、「大臣参議、各自意見を異にする以上、宸断（天子の裁き）を仰

ぐのほかに途なし」という。新平はさらに「然らば閣下は、反対の意見を固持し、仮に大使派遣の議を否決せらるるとして、若し明日、三条首相の病癒え、閣下の任を解かれたとする。閣下はいかに処せられんとするか。いやしくも閣議たるものにして、昨是、今非、幾たびとなく重議をくりかえすごときは、政府の信用、地に墜ち国家の事亦言うに忍びざるなり」と、単刀直入に岩倉に迫った。岩倉は顔色も変わり、西郷が「この事たる、三条首相よりすでに内奏に及び、御沙汰の下りしに、今また再議に附さんとするは、聖意に背く恐れあり」と言うのも聞かず「余は、余の意見を以て諫言しても遣使問題を中止する」と自説を主張するばかりで、他の説は一切聞こうともしなかった。

ついに西郷も激怒し、新平ら三参議とともに席をけって岩倉邸を辞去したのである。

岩倉は四人が帰るとすぐさま大久保にあてて報告の手紙を出した。

「只今三木（参議）申入来、西、副、板、江出会い候処……」と、大久保に激励されたように前議を貫徹し、どこまでも国家のためと言ったところ、それでは仕方がないと帰って行った。彼らより辞職の話は出なかった。

「其の様子疑うらくは赤坂出頭も計り難く〔万中の一〕存じ候、別紙徳卿（徳大寺卿）返事御一覧給うべく候」と記し、西郷らが、赤坂仮皇居の天皇に直訴するかもしれないと警戒して、徳大寺宮内卿兼侍従長に阻止を手配した旨を連絡している。

大久保はその返書に、赤坂の手配は心配ないこと、それより岩倉が、「申し上げるも恐れ入り候えども、益々御貫徹下され候処、希望仕候」と気の変わるのを心配して念を押している。また人心の動揺をおさえるためにも、省の卿（長官）と参議を兼任させ、一刻も早く入選を行うことの必要を記している。

岩倉は、伊藤にも、大久保への手紙とほぼ同文の報告をしているのをみると、その間に、伊藤が活躍していた様子が推測できる。

二十三日岩倉は参内して、遣使問題に関する意見書を提出した。その長い文には、いかに自分が維新のため建国のため働いてきたかを書き連ね、朝鮮のことは、結局戦備を整えてから使節を送るという意見を最後に記している。口上書の方は、特命全権大使として欧米各国へ行って、苦心惨憺して条約改正をしようとしたこと、朝鮮遣使問題についての意見が分かれたことを記し、天皇の裁断によって決定すると言うものであった。もちろん西郷が無理押しをしたので、遣使に同意させられたといった口調である。

天皇は、即答を避けられた。たとえ代理であっても太政大臣の意見書に即答を避けるのはよくよくのことである。若い天皇は、西郷に逢って、西郷の意見を聞きたいと思われたのだろう。西郷はその日辞表を提出した。西郷もまた天皇に、朝鮮遣使問題についての意見や、

その経過を、自分の口から説明したいと思ったに違いない。西郷の辞表提出は、天皇に対する、岩倉太政大臣代理の無法、違法な言動に抗議しての意思表示であったと思われる。このとき西郷が、天皇に直訴しようとすれば、それはたやすいことであった。近衛兵はすべて西郷に心服している。しかし西郷はそれをしなかった。西郷を一番よく知っている大久保も、そのことをほとんど心配していない。西郷はあまりにも潔癖であった。

西郷の辞表提出に、岩倉はさすがに受理することをちゅうちょした。しかし大久保は「速かに御許容蒙らず候ては当人のために宜しからず」と受理を急がせた。なお「陸軍大将は従前の通り」と献策したのは、西郷を「新参」から引き離すのが目的であったからであろう。

後藤象二郎を加え他の四参議の辞表提出は一日遅れた。岩倉、大久保はあわてて、二十四日に天皇からえた勅語「……今汝具視の奏状、之を嘉納す。汝宜しく朕が意を奉承せよ」を、宮内省の役人に持たせて、各参議の許に使いさせた。しかし閣議で西郷を支持した板垣、後藤、副島、江藤の四参議は、いっせいに辞表を提出した。かれらが職務に忠実であるならば、太政大臣代理の違法行為に対して、連袂（行動を共にする）辞職によって反省を求めるほかない。大隈重信、大木喬任は、閣議で西郷使節派遣に同意しながら、岩倉、大久保へすばやく乗りかえた。

翌明治六年十月二十五日、西郷以下五参議の辞表は受理されたが、岩倉をはじめ、大久保、木戸、大隈、大木の辞表は、みな却下されたのである。

西郷は、二十三日に辞職願を太政官に提出すると、日本橋小網町の自宅を出、深川小梅村に在る旧庄内藩の知人の別荘に移った。西郷の辞職を知った陸軍少将桐野利秋（きりのとしあき）、同篠原国幹（しのはらくにもと）ら西郷直系の士官多数も辞表を出し、数日後には西郷とともに東京を去り、十一月十日には鹿児島に着いた。西郷ら五人の元参議には「依願免本官（いがんめんほんかん）」の辞令とともに「御用滞在仰せ付けられ候事」という、東京に留まる指令が出されていたが、とうてい守る気にもなれなかったのだろう。ほかにも大警視阪元純熙（じゅんき）以下文官の辞職を入れると、その数は六百余人に及んだ。

土佐出身の武市熊吉大尉以下四十余人の近衛士官も辞職した。しかし大久保には成算があった。前年、山県陸軍卿が行った徴兵によって新しい軍隊が育っていたからである。

民選議院建白書と愛国公党

西郷をはじめとする五参議が去ったあとの内閣は、大久保が、西郷の辞表提出をまたずに計画していた通り、参議と各省卿が兼任するという形で組織された。その人選をみると、多分に六年政変にたいする論功行賞的な色合が濃い。

太政大臣三条、右大臣岩倉はそのまま据え置かれ、

参議兼大蔵卿　大隈重信（しげのぶ）
参議兼司法卿　大木喬任（たかとう）
参議兼工部卿　伊藤博文
参議兼外務卿　寺島宗則（むねのり）
参議兼海軍卿　勝　安芳（やすよし）

の辞令が、明治六年十月二十五日、すなわち西郷ら五参議の「依願免本官（いがんめんほんかん）」の辞令と同じ日付で発令される、という手まわしの良さであった。ただ司法卿だけが、岩倉、大久保、伊

藤の間で議論の的となった。もし政変の動機が、看板どおりに朝鮮問題であったならば、後任人事の焦点は外務卿であるはずである。彼らが司法省人事に最大の関心を持ったことこそ、いわゆる内治派の政変の意図が西郷以下の留守内閣メンバーの追い落とし、中でも司法卿江藤新平の更迭にあったことを明瞭に現している。

木戸はこの政変において、終始消極的な動きしか見せなかった。彼の関心は、もっぱら、長州派の子分、京都府参事槙村正直の救済にあり、閣議には、病気を理由に欠席届を出した。

槙村の裁判と、西郷派遣問題は、ほとんど並行して進められていた。東京の臨時裁判所において、はじめて参座（陪審人）規則による槙村の裁判が開廷された明治六年十月十四日、正院では第一回の朝鮮遣使会議が開かれていた。また十月十七日、第二回の審問が開かれて槙村の拘留が決定し、司法大輔福岡孝弟から太政大臣に届けられたが、その日、正院においても第三回の閣議が開かれ、西郷の朝鮮派遣が決定した。ところがこの日の木戸日記には、朝鮮問題には一言もふれず、ただ「槙村正直を臨時裁判所に拘留せしよし、依て参座土方（久元）と参議江藤へ一書を投ず。司法の所致、法外の事少なからず、実に驚くべし」と記されていた。慶応元年十二月に大宰府で会って以来、土方は新平の良き友人であり理解者であったことが伺える。

臨時裁判所は、翌十八日、病気を理由に召喚に応じなかった京都府知事長谷信篤（公卿出

身）を出廷させ、審問を始めた。しかし、その日三条が倒れたのである。

明治六年十月二十五日、江藤新平は、西郷以下四参議とともに職を辞し、後任には同じ佐賀出身の大木喬任が任命された。そしてその日の内に岩倉は、槙村の拘留を解く命令を司法省に送ったのである。まさに強権発動であった。それに対して新任の大木司法卿を除く、司法大輔福岡孝悌、大検事島本仲道、樺山資綱（かばやますけつな）以下、新平と共に、司法権独立と民権擁護のために戦ってきた司法省の官員は、そろって辞職を申し出た。次は辞職の前に提出した抗議文である。

「京都府参事槙村正直拒（きょ）（こばむ）刑の罪あり、……政府特命を下して其の拘留を解く、臣等驚き且つ怪しむ……拘留繋獄（けいごく）、一に裁判所の権力にあり、恐らくは政府といえども私する所にあらず……」

と、司法と行政とを混同し、かつ人民に厳しく高官に寛大な政府の処置の不当性と不公正をきびしく批判し、このような政府のもとでは任務を全うすることができない、と言うものであった。

彼らが去ったのち、新平の民権的な思想に反対する勢力が司法省の中に生まれた。五月四日、新平は欧米各国の司法制度を調査研究するため派遣を命じられた。ところが国内多事の

ために延期となり、その後中止されたのであるが、そのとき随行員として新平が指名した八人が、新平の派遣に先立って欧米へ出発した。その中に新平が書生から引き上げた司法少丞河野敏鎌と警保助川路利良がいた。彼らはフランスのパリで大久保と出逢い、非常に歓待された。薩摩出身の川路は、六年九月に帰国すると左の意見書を大久保に提出した。

「君主独裁ノ国ハ君権ヲ盛ンニセザルベカラズ。君権ヲ盛ンニセント欲スレバ、邏卒（警察官）ヲ厳ニセザルベカラズ。故ニ魯、孛、仏ノ三国ミナ官費ヲ以テ羅卒ヲ置キ（仏ノ巴里ハ半費タリ）魯都ペテルスブルグハ警察長コレヲ治メ、仏ノ巴里ハ王ノポリスト称シ、警察官、毎朝国君ニ謁スルノ例アリ……」

まさに大久保の思想にぴったりの人物であった。川路の意見は採用された。七年一月十五日、内務省直轄の警視庁が東京に置かれ、川路は大警視に抜擢され、内務卿大久保の下で、新警察制度創設の中心人物となったのである。そして川路の希望した「束縛ハ保護ナリ」との方針のもとに、日本は警察国家となっていった。

新平の司法卿辞職は、長州汚職閥に最大の利をもたらした。山城屋和助事件、三谷三九郎事件で司法省の追及をうけた山県有朋は、西郷追放に一役かった黒田清隆と共に、七年八月、それぞれ参議陸軍卿、参議開拓使長官となっている。

それより恥知らずなのは、前大蔵大輔井上馨であった。彼は政変一週間後に、参議兼工部

卿に昇進した同郷の伊藤に手紙を送った。

「……早速ながら我儘（わがまま）がましく候えども、工部卿御職へ対し候て申し上げ候。諸鉱山の税御免と、□□（破損）

鉱山だけは是非とも生（井上）へ仰付けられ度く願い奉り候。また飛騨高山鉱山（ひだたかやまこうざん）の義は、小民稼ぎ（中小企業経営）に従来の弊多くこれあり候えども、充分見込みもこれあり候山に候あいだ、一応鉱山寮のものに御引き揚げなし下され候て、我が会社へ御任せ下され候はば有難く存じ奉り候……」

井上は伊藤に、実に臆面もなく利権を要求してきたのである。一つは鉱山税の免除の要求、第二に何処かの鉱山を自分に払い下げてほしい（この破損個所は証拠を残さぬため伊藤がわざと破いたと思われる）。第三に高山（たかやま）の鉱山を工部省鉱山寮の管轄とし、あらためて自分の会社に経営させてほしいというものである。

この現実こそが、内治優先の美名にかくされた「明治六年政変」であった。

大久保の「一の秘策」の陰で働いた黒田清隆は、西郷が辞職したと聞くと大久保に手紙を送った。

「……今日に立ち至り、退いて篤（とく）と我が心事（しんじ）追懐つかまつり候に、大いに西郷君へ対し恥じ

入る次第、……西君（西郷）とはかねて死は一緒と、また従来恩義もあり、旁我が心を向えば免皮（面目）もこれなく、止むを得ざるの策とは申しながら、如何にして同氏へ謝し候様これなく恐れ入るのみにて……」

と、良心の呵責に耐えかねて悲痛な告白をしている。

黒田が妻を斬り殺すという、政府の高官とも思えない事を仕出かしたのも、西郷に対する苦悶のはけ口となってしまったのかも知れない。それが人の口に上るようになり、遂に隠しおおせなくなったとき、大久保は、新任の大警視川路利良に黒田の救済を命じた。川路は黒田の妻の墓を開かせ、遺体をおさめた棺のふたを開けさせると一目見てぱっと閉じ、「異状なし」と言い放った。そして「大警視である本官が見て異状なしと言うに、間違いのあるはずはない」と強引に人の口を閉じさせたという。黒田は大久保に恩を受けた。

西南戦争のおり、黒田は、勅使柳原前光と共に軍艦八隻をひきいて鹿児島に向かった。陸軍中将として西郷軍を討つ為である。大久保は、佐賀戦争で、江藤を梟首にする役目を、わざわざ江藤の書生であった河野敏鎌に命じたが、黒田の場合にも、同じように一種の「踏絵」を課したのではないだろうか。

明治六年政変に消極的だった木戸は、病身のせいもあって、京都で隠棲したいという希望

を持っていたが、七年一月二十五日、文部卿という閑職についた。大久保は、長州閥の長老木戸を引きとめる必要があったのだろう。大久保が内務卿に就任したのは六年十一月二十九日であった。前にも書いたとおり、大久保は内務卿に就任すると、「其事務ヲ調理スルニ於テハ、天皇陛下ニ対シテ「担保」（任務を引受けた趣旨に合するよう保障する）ノ責ニ任ズ」と、内務卿だけが天皇への直接責任を負う、すなわち天皇の代理で政治を行うと宣言した。それは太政大臣、左右大臣を越える権力であった。この宣言こそ、ドイツで大久保がビスマルクに教えられたものであることは前述のとおりである。

さすがに三条、岩倉は、今更ながら大久保の専横に驚き、二人は西郷ら全参議をことごとく復職させることを考えた。そして新平と親しい宮内大内史土方久元を仲介として、十二月十四日、新平ら四参議を浅草橋場にある三条の別荘に招いた。四参議は相談の結果、その後の内閣のありさまや今後の方針を聞くために出向いたが、三条はただ四参議を慰め、「しばらく時期を待つように」と言うのみで、彼等は要領を得ずに退出した。

十二月二十八日、三条、岩倉は大久保を招いて、西郷以下五参議の復職を持ち出した。大久保の内務卿就任の一ヵ月後である。大久保はきっぱりと反対した。それに対して三条、岩倉は反発さえできなかった。大久保の独裁的地位はここに確立されたのである。

明治七年一月十日に公布された職制によると「内務省ハ国内ノ安寧、人民保障ノ事務ヲ管

理スル」と規定され、「特旨解赦恩典ノコト」も内務卿が勅旨を奉じて行うとした。司法権の独立は、この時はっきりと侵害されたのである。明治七年（一八七四）に陸奥宗光が『日本人』という著述のなかに、「往時、平氏に非ざる者は人間に非ずといえり。今や薩摩の人に非ざれば殆ど人間に非ざる者の如し。豈歎息すべきことに非ずや」と記したが、まさにそのような世の中になった。その頂点に大久保が立ったのである。ちなみに、陸奥宗光は独眼竜正宗の子孫である。

明治六年政変において、大久保が唱えた内治優先はどのように行われたであろうか。従来大蔵省の管轄であった農務、工務、商務を内務省に移し、当時の重要な輸出貿易品である生糸、蚕卵紙、茶の増産を中心とする農業、牧畜とその加工業の振興をめざした。しかしこれら内務省、工部省の農業、牧畜、工業の経営は、国家財政の見地からすれば、支出のみ多くて収入でそれをまかなうことはできなかった。また官営工場や北海道開拓使の開拓施設などは、後年政府と関係の深い大商業資本家にきわめて安く払い下げられた。大久保が行った特権政商の育成の典型は、海運における三菱気船会社に対する、他に比べることも出来ないほどの保護であった。

それら政商資本と結びついた勧業、すなわち資本主義産業の育成の資金は、主として地租、不換紙幣（正貨と引き換える保証のない紙幣）、公債でまかなわれた。地租改正によって旧幕

以上にしぼり取られるようになった小作農民層は大きな不満をもつようになった。

明治八年十月、島根県の那賀、邑智両郡で起った小作農民の強訴事件は、地租改正によって小作米が増加することのないように県庁に皆して願い出ようと相談の最中に、早くも警察に探知され、指導者荒木文之助らが逮捕投獄されたものだった。これについて県庁は区長、戸長にあて、「達」を出したが、「すべては御上がきめる、なんじら小作人どもがとやかく口をだすな」ということが書かれていた。

これと対比すべき興味ある明治二年の太政官布告が、高知県東洋町甲浦に残っている。後に新平が捕えられた町で、それは「諸御用掟帳」におさめられた一章であるが、明治二年、新政府が金札を発行するに当たり、そうした処置を取らねばならなくなった理由を詳細に説明し、各地方の理解と協力を願ったもので、「明治になって為政者（政治を行う者）の考えが、封建時代と違って居ることが伺える」と付記されている。その太政官の出した趣意説明書の長い文章の末尾に、「但、御趣意柄篤と了解しがたき者は、東京会計官へ伺ひ出すべき事」の一条が書きそえられている。金札は会計官の管轄であった。明治二年、藩政改革のため佐賀に帰るまで、東京会計官の判事（長官）を務めていたのがほかならぬ新平であった。この会計官布告には、新平の民権を擁護する思想が、はっきりと現れている。

さて辞職した四参議は、越前堀にある副島邸に、毎日のように集まって善後策を講じていた。四人の意見の行きついたところは、「今度のようなことが起るのも政体の組織が悪いからだ。一度閣議で決定したことが、更に再議に附され、むりやり変更するような不条理が行われるのは、要するに政体そのものの罪である。殊に輔弼の任にあるべく大臣参議が、双方の意見を上奏して、天皇の裁可にまかせるなどということを屢々行えば、皇室は人民の怨嗟の的になりかねない。この際、政体変革の案をたてて国民に訴え、徐々に政府を動かす必要がある」との結論であった。

その政体をどのようなものにするかについて考えているところへ、小室信夫と、古沢滋がイギリスの留学から帰ってきた。二人がイギリスの民君同治の政体をくわしく説明したところ、それこそ我が国にもっとも適当であると、全員の意見が一致した。そこへ東京府知事をしていた由利公正、前大蔵大丞岡本健三郎（高知県士族、もとは坂本竜馬の海援隊士）が加わり、八人の連名で民選議院設立の建議となった。

『民選議院設立の建言』

「某等、別紙建言奉り候次第、平生之時論にして、某等在官中屢建言に及び候者もこれあり候処、欧米同盟各国へ大使御派出の上、実地の景況をも御目撃に相成り、その上事宜斟酌、

施設相成るべきとの御評議もこれあり、然るに最早大使御帰朝以来既に数月を閲し候得ども、何等の御施設も拝承仕らず、作今民心洶々上下相疑ひ、動もすれば土崩瓦解の兆これなくとも申し難き勢に立ち至れ候義、畢竟（要するに）天下輿論公議の壅塞（ふさがる）する故と実以て残念の至りに存じ奉り候、此段宜敷御評議あらさられるべく候也。

副島種臣　後藤象二郎
板垣退助　江藤新平
由利公正　小室信夫
岡本健三郎　古沢滋

臣等伏して方今政権の帰する所を察するに、上帝室に在らず、下人民に在らず、しかして独り有司（官吏）に帰す。それ有司、上帝室を尊ぶと言わざるには非ず、しかして帝室ようやくその尊栄を失う。下人民を保つと言わざるには非ず、しかして政令百端朝出暮改、政刑情実に成り、賞罰愛憎に出づ。言路壅蔽（言論をおさえる）困苦告ぐるなし。それかくのごとくにして天下の治安ならんことを欲す、三尺の童子もなおその不可なるを知る。因循（保守的なこと）改めずんば恐らくは国家土崩の勢いをいたさん。臣等愛国の情おのずからやむ能わず、すなわちこれを振救するの道を講求するに、ただ天下の公議を張るにあり、天下の公議を張るは民撰議院を立つるに在るのみ。すなわち有司の権、限る所あって、しかして、上

下安全、その幸福を受くる者あらん」

私はここに中央公論社発行の日本の歴史第二十巻『明治維新』の中に書かれている「有司専制と民撰議院論」の一節を記したい。著者は井上清博士である。

「――かれらは民選議院の根拠を、「人民政府に対し租税を払うの義務あるものは、すなわちその政府のことを与知可否するの権理（権利）を有す」ということにもとめ、わが人民は不学無識でいまだ開明の域に進んでいないから、今日民撰議院をたてるのは尚早であるとの反対論を予想し、もし人民が不学無識ならば、それを進歩して学あり智あるものとするには、まず人民固有の権利を保障し、これをして自尊自重、天下と憂楽を共にする気象を起こさしめ、これをして国政に参加させることであると反論する。かれらは人民は愚なりという官僚の人民蔑視に反対し、もし日本人民が愚ならば、そのなかからでた官吏もまた愚なりといわねばならず、わずかの役人の独裁より、人民の輿論公議によるほうがはるかに賢明である、と人民の信頼すべきことを説いた。

板垣らはこれと同時に愛国公党を結成し、その「本誓（ほんせい）」（綱領に相当する）を発表した。それは、「天ノコノ民ヲ生ズルヤ、之ニ付与スルニ一定動カスベカラザルノ通義権理ヲ以テス。コノ通義権理ナルモノハ、天ノ均（ひと）シク以テ人民ニ賜ウ所ノモノニシテ、人力ノ以テ移奪スルヲ得ザルモノナリ」との天賦人権論にたち、「我人民ノ通義権理ヲ主張シ、以テ其ノ天賜（てんし）ヲ保

全」することこそ、「即チ君ヲ愛シ国ヲ愛スルノ道ナリ」と主張する。そして「我輩ノコノ政府ヲ視ルコトコノ人民ノ為ニ設クル所ノ政府ト看做スヨリ他ナカルベシ。而シテ吾党ノ目的ハタダコノ人民ノ通義権理ヲ保全主張シ、以テ人民ヲシテ自由自主独立不羈（束縛されない）ノ人民タルヲ得セシムルニ在ルノミ。是則チ其君主人民ノ間融然一体ナラシメ、其禍福緩急ヲ分チ、以テ我日本帝国ヲ維持昌盛ナラシムルノ道ナリ」という。

この建白および愛国公党本誓の公表は、思想的・政治的につぎの四つの点で画期的な意義をもつものであった。

第一に、ここにはじめて、日本人民の参政権の主張があらわれた。人民の「自主自由の権利」は、この当時にはもはや珍しい言葉ではなく、政府官僚もたびたびこれを口にし、徴兵令にかんする太政官諭告にも、人民自由の権利を平等にするという意味がうたわれていた。また政府は人民のためにあるもので、人民が政府のためにあるのではない、ということは福沢諭吉の『学問ノスヽメ』にも説かれていた。しかしそれらのばあい、一見急進的に見える議論が、じつは官僚政府の専制権力を合理化する口実にされたことはすでにのべた。それらに反してここにはじめて、人民自由の権の理論が、それを妨げている政府に反対する理論として、また政府は人民のためにもうけられたるものとの理論が、それゆえ人民は当然に参政権をもたねばならないと、有司専制政府に対抗する理論として、本来の意味で主張されるに

いたった。

第二に、板垣らがこれまでもとなえてきた公議政治は、諸藩あるいは諸府県の役人の代表による政府の諮問機関の設立を意味するにすぎなかったのが、ここにはじめて、人民から選ばれた人民代表による立法機関の主張として明確にされた。

第三に、愛国公党において、はじめて近代的な愛国という概念がうちたてられた。「愛国」という文字は、古くは『日本書紀』にもでてくるが、その字は「ミカドヲオモウ」と読み、天皇をしたう、あるいは天皇に忠義をつくすことを意味した。そして中世・近世においては、国とは封建領主の領国をさし、したがって日本国民が日本国全体をわがものとして愛するという観念は生ずる条件がなかった。いまここにはじめて、君主や封建領主への忠義とは区別された日本国民の日本国を愛するという概念がうちたてられた。近代的な愛国主義が、ヨーロッパにおいてと同様に、日本においても人民の権利と幸福の主張と結びついてはじめて理論化された。

第四に、愛国公党において、はじめて政治上の立場・主張を公然とかかげ、その志を同じうするものが堂々と党派をたてて広く国民に訴えることがはじまった。愛国公党があえて公党となのったのは、私党・朋党（ほうとう）とみずからを区別したのであり、日本ではこれまで政治的結社は公然とみとめられず、それらは為政者によりつねに徒党として弾圧されてきた。政府に

反対する政治的結社が公然と存在できるということからして、日本人の思想にはこれまでになかった。……ただ大久保政府に反対する点で共通するだけの有力者の一部の、それもゆるい一時的な結合にすぎなかったとはいえ、数年前までは福沢でさえも理解に苦しんだ政党の最初の声をあげたものとして、思想史上に画期的な意義をもっていた。」

このように井上清博士は、かれら前参議四人がなした民撰議院設立建白と愛国公党設立の社会的、歴史的な役割を余すところなく述べられている。ところがそのあとに、

「かの民撰議院設立を建白した前参議四人のなかでも、江藤新平にはどうひいきめにみても民主的傾向はなく、かれはただ大久保政権への憎しみにかられたて、反政府運動の一つとして、さそわれるままに建白に参加したのであった」という一節が書かれている。江藤新平に民主的傾向がないという事実、またさそわれるままに参加したといういきさつは何一つとして証明されていない。また井上清博士は同じ『明治維新』の「中央集権警察制」には、司法卿としての新平がその管轄下にあった警察制度、それは江戸幕府以来の古めかしいものであったが、その整備改革をしたことを、「これは当時の司法卿江藤新平のすさまじいばかりの権力欲に発する官制であって、ただちに全国一律に実行されたわけではない」と書かれている。すさまじいばかりの権力欲を持つものが、三権分立を唱えるだろうか、井上博士の説には何一つとして資料の提示がなく、事実をもって説明していない。

また「江藤新平の立場」の一節には「だが江藤は中央政府の官僚として出世し、満腹するにつれて、しだいに民衆から遊離した」と書いている、新平が司法卿としてもっとも力を入れたことが「司法省達第四十六号」があることは前にも書いたが、この新平が司法卿として公布した「達」は地方官の専横や怠慢によって人民の権利が侵害されたときは、人民は裁判所に出訴して救済を求めることができる、という思い切ったものであるが、このことは井上博士の『明治維新』には全然書かれていない。

しかしそれが前述の毛利博士著の『明治六年政変』には、「江藤は、人民の権利発揚を奨励し、訴訟という武器を与えて、この強固な壁を下から突き崩そうとはかったのである。同時に、司法権の統一、強化を促進する効果をも期待したのであろう。司法権の確立が民権を保障し、民権の発達が司法権のいっそうの強化につながるというのが、江藤の理論であった。そこには、司法省こそが人民の権利と利益を代弁しているとの江藤の自負、護民官意識がこめられていたといえよう」と記されている。

〔六章〕天地知る

佐賀へ向かう

明治六年十二月、大久保政府は秩禄奉還の制度を定め、士族の家禄および賞典禄（王政復古の有功者に与えられた禄）の百石未満のものにかぎり、奉還を願うものには永世禄六ヵ年分、賞典禄四ヵ年分を現金および公債証書をもって支給した。しかし約三十二万人の士族が受け取った金は、平均して一人あたり四十円にも満たないというありさまで、ごく少数の新政府の役人になったものは良かったが、農業や商業についたものは、慣れない仕事に元も子もなくすというありさまとなり、忽ち生活に困るものがでてきた。それらの士族たちが、征韓によって生活の道を得ようと望みをかけたのは、全国的な風潮であった。当時の記録では、薩摩、土佐、水戸、会津、仙台、米沢、加賀、因幡、越前、日向、飫肥および長州で征韓論が盛んであり、他の弱小県においても征韓を叫ぶものは少なくなかったという。

内治優先を唱えた大久保政府も、もはや士族の鬱憤を発散させるためには、外征の兵を出さざるを得ないと考えるようになっていた。もともと大久保の内治優先七ヵ条の前文には、

「朝鮮の我が国命を意とせず、傲慢礼節を知らざる、殆ど黙止すべからざる状あり……特命の使節を派出し、其の接遇の情形に従ては、則ち征討の師（軍隊）を起さんとす（しかし朝鮮は特命の使節に対して）其の接遇の好を期すべからざるや必ずせり、……故に使節を発せんとせば、先に開戦の説を決せざるを得ず」と朝鮮を討つべきものと決めてかかっていた。そのうえで内治優先だといっている。したがって士族たちが、「政府が戦争の準備ができないからと延期するなら、我々の手でやってみせる」と意気込んだわけであった。

特に佐賀では維新に出遅れたというくやしさを持つ者が多く、「この次の征韓には、先陣を」と望む機運が高まっていた。そして早くからそのための武器弾薬を貯えて、戊辰戦争には遅れをとったが、征韓の戦いには、佐賀県の名をあげようと願っていた。

佐賀士族村地正治の談話に、

「佐賀市民の共有金と言うものが一万二千円余あります。それを利用して長崎の外国人の持っている兵器を買い入れた。小銃をかなりの数買入れることができた。また野戦砲も旧藩時代から鉄砲製造人がいて豊富であった。そういうものを集めた。山砲は長崎で製造しました。その製造したころは、ちょうど江藤らの帰るずっと前でございます」

とある。すなわちこれらの兵器は、決して政府軍と戦うためのものではなく、あくまでも

征韓を期して製造され集められたものであったから、小銃や砲はあっても、それに相当する弾薬までは作られていなかった。

そのうえ佐賀県では、鍋島閑叟（直正）という偉大な旧藩主が死去したのち、そのあとをついだ鍋島直大は当時海外留学をしていて、佐賀士族が一つにまとまっていたわけではなかった。武士階級の復権をねがう保守派は、年長で門閥家出身が多く、新平の民主的な政策を嫌った。新平が新政府に建言した兵制は、アメリカ式の国民兵と州兵からなる制度で、志願兵によるものであったから、必ずしも士族を対象としたものではないなど、保守派の気に入らぬことが多かった。江藤家が先代の竜造寺家では部将であっても、鍋島家譜代の家柄ではなく、鍋島藩においては下級武士にすぎなかったことも、門閥出身者に反感を持たれる一因であったかも知れない。保守派は党名を憂国党とし、島義勇を党首とした。島は北海道開拓に功労があり、明治初年には新平とともに東京市政につくし、その後天皇の侍従を務めた。硬骨漢であるが、年とともに保守的になり、秋田県知事に任命されると、衣冠束帯姿で赴任して人々を驚かした。

一方において新平を尊敬する人々は、若く、知識階級であり、新平の進歩的、民権的な政策の信奉者であった。かれらは明治六年十二月二十三日、征韓党と名乗り、江藤新平を党首にすることを決定した。島の場合も新平も、自分の意思で党首になったわけではなかった。

佐賀県においては保守派が優勢であり、憂国党はつねに征韓党の約二倍の党員を擁していた。

六年政変で副島、江藤が辞職すると、政府役人のなかで続々と連袂辞職するものがあり、司法省は、大木司法卿以下、大久保の息のかかった者で固められた。『名ごりの夢』の著者、今泉みねの夫である元佐賀藩士今泉利春も、そのとき司法省をやめた一人である。今泉は東京に残ったが、中島鼎蔵は左院、朝倉弾蔵（尚武）は陸軍少佐を辞任して佐賀に帰り、いずれも佐賀戦争のあと斬刑に処せられた。

中島，朝倉らは征韓党を結成し、六年十一月、元町小松屋に七十余人が集まって征韓先鋒請願事務所を設けた。彼らは江藤を党首にすることを決議し、十二月、朝倉、中島、山田平蔵、生田源八、櫛山叙臣らが上京し、江藤と副島の帰県を要請して佐賀にもどった。

佐賀では、朝倉らが上京したあとも征韓党の人数はふえる一方で、とうてい小松屋では収容しきれなくなった。そこで高木太郎ら十四、五人は、県庁に森長義参事を訪問し、弘道館の借用を願った。森参事が即答をさけると、高木らは、「いやしくも県の長官が答えられぬはずはない」と言い放ち、数十人が弘道館を占拠してしまった。

帰県した中島、朝倉らはこれを知って驚き、「江藤先生がまだ帰県せず、前途の方針も定まらないというのに、地方官を罵り、みだりに官物を占拠するなど、なすべきことではない。

一応弘道館を退き、森参事に謝すべきである」と諭したので、高木らはそれに従って弘道館を退去し、森参事に謝罪文を提出した。

中島や朝倉らは、新平が永蟄居時代に家塾をひらいていたときからの弟子である。上京して新平に会い、新平の鎮撫の意向を理解し、その方針にしたがって行動したのである。高木らは、官吏罵言律によって家宅拘禁九十日の刑に伏した。弘道館をたちのいた征韓党は、事務所を与賀馬場の延命院にもうけたが、そのあいだにも党員は増えつづけ、五百余名に達した。

新平は佐賀県士族が征韓に逸ることを気遣った。日ごろ佐賀県人が、言行一致せぬことを説いてきた責任もある。新平は、岩倉具視への書簡に記したように、朝鮮を討つことを決定するならば、ロシアと戦う覚悟がいるという考えをもっていた。それゆえに、西郷が和平の使節となって派遣されることを、強力に後押ししたのである。新平は佐賀に帰って是非自分の考えを県民に伝えねばならないと決心した。

六年（一八七三）十二月二十八日、新平は病気保養を理由に、御用滞在を免じ帰県を許されたい、との請願書を政府に提出したが許可されず、七年一月九日、重ねて療養と墓参のための帰県願を提出した。この帰県願は一月十九日に許可されたのであるが、それを見こして

最初の予定では一月二十日に出京することにしていた。

ところが、二度目の帰県願を出した翌日の一月十日、政変以来、交友の途絶えていた大木喬任から、突然呼出しが掛った。後年、大木はその間の情況を次のごとく語っている。

「予は江藤のあとを襲いて司法卿となったが、佐賀の征韓論者が、征韓党と命名して団結するにおよび、江藤を首領として大いに士気を鼓舞せんとし、人を派して江藤の帰郷を促した。されど江藤の知友らは、多くは江藤の帰郷により、佐賀青年有志の征韓熱を昂奮せしむるものとして帰郷の不可を諫めた。彼もまた、その形勢を熟知し、容易に動かなかった。然るに郷里の青年らは飽くまで江藤の帰郷を請うて、征韓党を統率せしめざるべからずとし、数回人を派し、江藤の東京発足までには実に四回に達し、しかも四回の出京有志者中には、江藤を動かし得ざるのは自己の使命を果さざるものなりとて、憤慨のあまり屠腹（切腹）者を生ずるに至った。予は是を聞いて形勢の甚だ不可なるものあるを察し、一日（一月十日）江藤を山王台上の一茶亭に招き、利害をつくして此の際、郷里青年有志の希望に応じて、帰郷するの不利なる所以を説いた」

日ごろ青年を愛する新平が、このような情況を黙視し、自己の安全のみをはかって動かずにいるなど出来ることではない。ましてや大木の説くように、どちらが得か損かと言われればなおさらであろう。新平は、大木からこの痛ましい出来事を聞くと、政府の許可を待たず

帰郷を決意した。ところがこの切腹事件は、奇怪な事に大木の談話以外には、どこにも出てこないのである。

大木喬任がまだ民平と称していた文久二年（一八六二）のこと、新平と二人の共通の友人であった中野方蔵が獄死したおり、新平は死罪を覚悟の上で敢然、脱藩上洛した。そのような新平の気性を、誰よりもよく知っているのは大木であろう。まさか少年時代からの親友大木が、新平を佐賀に誘い出すためにありもしない切腹事件をもちだしたとも思えないが、結果としてはそういうことになった。その翌日、高木秀臣と道を歩いていて、偶然大久保邸の前を通りかかると、新平は「大久保は小児だ」と高木に話しかけた。勘ぐれば、大久保は、大木の口から新平を油断させる話をさせたのかも知れないが小児は他ならぬ新平であった。

同じ大木の談話の後半は次のようである。

「江藤は予に対して、ようやく帰郷せざるべきを断言したが、この時なお佐賀より上京した青年有志は、江藤の身辺を囲繞（取り囲む）する有様であったから、監視の目を放つことなかった。しかるに山王台上の会合後三日、江藤の行方不明となったという報告を得たので、予は当時司法省調度課長蒲原忠蔵に屈強の壮丁五、六人を附し、江藤を見れば否応なしに捕縛すべしとの命を含め横浜に急行せしめた。蒲原一行が横浜に着した時、江藤が乗込んだ気船はすでに抜錨した後であった。……」

はじめ新平は、折から板垣、副島、後藤らと執筆中の『民選議院設立建白書』を脱稿(だっこう)してから、副島と二人揃って帰県する予定で、副島も一日遅れて十日に帰県願を提出していたが、新平は、大木と山王台であった二日後、突然明日帰県するとの決意を副島に語った。それは副島邸で行われた愛国公党本誓署名式(しょめいしき)の当日、七年一月十二日の夜である。板垣退助談によると、その時板垣は副島邸の近くに住んでいたので居残っていて、新平の突然の決意を聞き、驚いて副島ともども引き止めたが、新平の決心は固く「必ず鎮撫し、民権論を以てするの決意である」と強く誓った。また副島に、一両日中に脱稿する『民選議院設立建白書』については、連署を一任した。

翌朝、新平の帰県を板垣から聞いた後藤象二郎が江藤邸に駈けつけると、新平は従僕の船田次郎ただ一人を共にして、佐賀へ出発するところであった。後藤は玄関先で、板垣と同じように佐賀に帰ることの危険を警告したが、新平が「必ず、誓って鎮撫する」と言うので、新平の馬車に同乗して新橋駅へ行き、さらに汽車にのって横浜まで見送った。これが大木の言う「行方不明」のいきさつである。決してこっそり抜け出したわけではない。

副島が提出した帰郷願は、新平が出発した翌日に不許可となった。副島は再び、外人医師の診断書までつけて病気療養を理由に帰郷願を出したが、これも不許可となっている。とこ

ろが新平の帰郷願は十九日付で許可となり、新平は、その書類が届くのをまたず出発している。大木から口頭をもって、許可されることをあらかじめ聞いたとも考えられるが、それにしても、何ゆえに新平だけを許可し、副島を止めたのか、佐賀の征韓騒動を鎮静させるには、憂国党、征韓党のどちらにもよい副島の方が、よほど適任のはずである。憂国党の佐賀での党首格である副島義高は、種臣の従兄弟であった。

新平が乗った気船には、土佐の人、林勇造が同船していた。彼は征韓論者で、副島が六年政変で辞職すると、共に外務省をやめ、その後副島邸に寄宿していた。そのとき三十二歳である。林は副島の意向により、西郷に『民選議院設立建白書』についての同意を求めるため派遣されたという。

林の『旧夢談』によると、

「斯くて、同十五日、神戸港に着せしに、人員検査甚だ厳密、余はその何故なるを知らず。之を問えば、前夜東京喰違にて岩倉公を暗殺して脱走せしものたるに由れりと」

この事件は、新平が横浜から船にのった翌十四日夜、土佐の激派である武市熊吉、下村義明ら八人が、岩倉の退庁をねらって暗殺を企てたのである。岩倉は傷ついたが、馬車から逃れて堀にかくれ、危うく助かった。その事件の手配が、翌日には神戸港における人員検査と

なった。犯人らは、現場に残された下駄から、三日後には全員捕縛されている。それほど新平のつくった警察力は優秀であった。それが大木の言うように、司法卿大木の直接の命令にもかかわらず、新平が家を出るのに気付かず、横浜で見失い、さらに神戸では人員検査までしながら見逃しているのはおかしい。東京からあとをつけてきた政府の密偵が、一月十九日、新平が滞在中の佐賀の近くの嬉野温泉で発見されているのである。

それにくらべると、木戸孝允が、江藤が佐賀に向かったと聞いてとった行動は真実味がある。木戸は欧州から帰朝後、長州出身の子分たちの不正事件を、司法省が容赦なく罰したと非常に腹をたて、一時は新平を憎んでさえいたが、それも治まってみると、古くからの友人である新平の身を案じた。新平が療養のために出京したと聞くや、すぐさま人をやって箱根の旅館を探らせ、横浜から船に乗ったと知ると「捕縛しても連れもどせ」と腹心の杉山孝敏に命じて、あとを追わせた。杉山は神戸まで行ったが、新平は一足違いで佐賀へ向かう船に乗ったあとであった。土佐の人土方久元も、新平を心配して、松尾鉄三郎という人にあとを追わせたが、大阪以西に行くことができず、引きかえしたという。

それにしても新平はまったく不用意に佐賀に向かった。大隈重信がのちに語っている。

「若し初めから（佐賀戦争をする気が）ありとすれば、かの善謀多策な、臨機応変の不思議の才略を具えていた江藤が、かのようなへまをしはすまい。必ずや彼等と前もって気脈を通

じて、十分見込みがたってから動いたに相違ない」

従僕の船田次郎をつれて横浜へ行った新平を、山中一郎、香月経五郎の二人が待っていた。彼等は、新平が佐賀で家塾を開いていたころからの弟子であり、藤門の双璧といわれた秀才であった。山中は前年の九月に、香月は半年前に欧州から帰朝し文部省に就職したばかりであったが、新平が佐賀へ向かうと聞いて、同行しようとしたのである。香月は征韓論も、六年政変も知らず、船中ではじめて知ったという。ちなみに、その船には、後に新平の逃避行を助けた宮崎県人小倉処平も乗りあわせていた。

山中はドイツ、フランスで政治、法律を学び、六年帰朝すると、欧州で学んだ成果を『世界大勢論』としてまとめ、『海外視察御届』として政府に提出した。しかし六年政変の直後のことではあり、取りあげる者もなく、当時ヨーロッパで学んだ「洋行帰り」の者が、華ばなしい前途を約束されていたのに、彼は官吏としての途も閉ざされていた。山中は心中穏やかではなかっただろう。それが山中をして征韓論に逸る心を起させた原因になったに違いない。彼は同船した林勇造に同行して鹿児島に向かった。思うに、西郷の最近の朝鮮などに対する心境を伺うために、新平が送り出したものであろう。西郷ら五参議が辞職して以来、政局にも変化があったからである。

鹿児島に引き込んだ西郷は、すっかり政治の世界に嫌気がさしていて、はじめは二人に会おうともしなかった。ようやく面会することはできたが、林に対しては、副島の運動を激励こそしたが、勧誘は断った。また山中は、西郷に「もし佐賀が征韓に立ち上がった場合、鹿児島は応援してくれますか」と質問したようである。これは征韓党を鎮撫するという目的を持つ新平ではなく、山中自身の考えによる問いかけであった。それに対して西郷は「人間の生命を貰いたいと言うぐらいではまだ駄目じゃ。向こうから生命がいるなら、どうか使ってくれ、と言うようでなければいかぬ」と答えた。これはまだ征韓の期が熟さないという意味であったが、若い山中には不得要領であっただろう。

山中は帰途、米の津（鹿児島県と熊本県の境にある港）のちかくで、鹿児島に向かう朝倉弾蔵と出逢った。山中が西郷との面会に手間どって帰ってこなかったので、朝倉が改めて新平の使いとなり、西郷の意向を知るため、鹿児島に向かう途中であった。山中は朝倉に、「佐賀で一旦ことが起れば、西郷、桐野らはこれを応援する。足下は重ねて行くも無用である。むしろ佐賀に帰って最後の決心をとるのが急務である」と説いた。

朝倉は、山中の言葉を信じて佐賀に帰った。のちに朝倉は戦い敗れ、捕縛された獄中で山中に出逢うと、いきなり山中を足蹴にして、「汝のために天下の大事を誤ったぞ」と罵倒した。山中はただ一言「大いに悪かった」と謝ったので、それを見ていた六角耕雲は何のことかと

思ったが、のちにことの重大な事実を知ったという。

ところで、新平や香月たちが乗った気船は、平戸沖で座礁転覆したため、小船で多久島に上陸し、漁船を雇って伊万里に着いた。新平はここで香月と別れ、船田次郎一人を共にして、有田を経て嬉野温泉に着いたのは一月二十日ごろであった。当時新平は、ひどく痔を患っていた。

香月は佐賀へ行き、すぐに県庁の中属に就職した。当時県庁は、佐賀城二の丸にある旧藩時代の大書院などを使っていた。香月が中央での出世を棒に振り、県庁の役人になったのは、恩師新平のためだったのかも知れない。香月は佐賀へ行くと、朝倉、石井貞興、中島鼎蔵らと連絡をとり、新平の意見を伝えた。朝倉らは、さっそく嬉野温泉に新平を訪ね、その後も続々と征韓党の面々が嬉野に集まり、口ぐちに新平が佐賀に来て征韓党の指揮をとるように願った。政府の密偵が見つかったのはこの時である。激昂して斬ろうとする人々を、なだめ諭したのは新平であった、と大隈重信の後日譚にある。新平はあくまでも鎮撫が目的であった。

新平が佐賀入りをしたのは一月二十五日ごろであった。征韓党の事務所のある延命院をさけ、佐賀市八丁馬場にある清涼亭に宿を取り、集まってくる人々に鎮撫するべきことを説いた。その間に、帰県の目的の一つである木の角村蓮成寺の父祖の墓に詣でている。

ところが新平が五年前に行った佐賀藩政改革に不満をもち、東京虎の門で新平を暗殺しよ

うとした一味が、再び新平を狙いはじめた。もし新平が、このとき鎮撫などせず、当時千人にも及ぶ大勢力になっていた征韓党の党首に、名実ともに担がれていたなら、そのようなことが起るはずはなかった。新平は、征韓に反対したために孤立し、暗殺剣に狙われる始末となったのである。

二月二日、新平は、暗殺の難をさけて、長崎の郊外深堀にある、妻千代子の実家、義弟江口村吉の家へ移った。佐賀には八日足らずの滞在であった。深堀では、四日から、かねがね新平を尊敬している渡辺元（聞櫓）の別荘豊睡園に招かれ、江口村吉、浦川文高、それに東京から連れてきた従僕の船田次郎を連れて行った。

六日には朝から舟に乗って、野母半島のさきにある風景絶佳の肥の岬に遊んだ。一泊の予定であったが、肥の岬の観音へ行く途中の船中で、新平が愛用している煙管を舟端に打ちつけたはずみに、煙管の雁首がぽとんと水中に落ちてしまった。煙草が好きで、片時も離せない新平は、渡辺の煙管を借りてすったりしたが、何かの予感があったのか、一泊の予定を変えてすぐに深堀に帰った。

新平の予感は的中した。大久保は、二月四日、政敵江藤を屠るため、陸軍省に出兵を命じていたのである。

佐賀戦争

電信が関門海峡を渡って九州にまで架設されたのは、明治五年からである。そのころ電信を使うことのできるのは、官庁だけであった。東京、福岡間が最短で二時間半、夜になると十二時間以上かかった。政敵江藤新平を葬(ほうむ)るのに、大久保はその電信を大いに利用した。首尾よく江藤を佐賀に送りだした大久保は、佐賀の動静を知らせる電信を待ち受けていた。それは明治七年二月三日の午後三時三十分、福岡市の大名町郵便局から、東京工部省に打電されてきた。

「サガケンシゾク、アルテラニアツマリ、セイカンロンヲトナヘ、ヒビイキヲイサカンナリ、サクヤオノグミニセマリシカバ、テダイノコラズ、トウソウシタリ」（佐賀県士族、或ル寺ニ集マリ、征韓論ヲ唱ヘ、日日勢イ盛ンナリ、昨夜小野組ニ迫リシカバ、手代残ラズ逃走シタリ）という内務省宛ての電報一通によって、佐賀戦争の幕が切って落とされたのである。

この電信が工部省についたのは、午後六時であった。工部卿伊藤博文は、それを持ってす

ぐに大久保邸へ走ったに違いない。大久保は、その真偽を確かめもせず、翌四日、陸軍省に、「佐賀県下、士族動揺の報あり。よろしく近傍鎮台の兵を出し、県官と商議して速かに之を鎮圧すべし」との命令を下した。内務卿大久保は、陸軍の出動を命じる権力まで持っていた。まさに統帥権を把握していたのである。

しかしこの電報は誤報であった。小野組に押しかけて金銭を調達しようとしたのは征韓党ではなく、憂国党であり、その目的は征韓の為ではなかった。

ただ、その頃になると憂国党もまた征韓を唱え、「征韓の際には、わが党が先鋒を……」と意気込んでいた。そして佐賀における党首格の副島義高――」その時四十七歳で、島義勇の実弟であり副島種臣の従兄弟である――は上京し、封建制の復権を願う全国士族たちの盟主である島津久光に面会し、征韓論を言上した。ところが内閣顧問に祭りあげられた久光は、すっかりその地位に満足していて、「政府の施策に従うべきであり、人民が私に論ずることではない」と説諭したのである。副島義高は帰県すると、この事を『南遊概略』という書にして、党員に配布した。それゆえこの時期に、憂国党が、征韓論をとなえ小野組を襲うはずはない。

そのころ憂国党は、一月十四日に岩倉右大臣の襲撃事件が起ったのを聞き、それが東京の旧藩主邸にも及ぶのではないかと心配、警固のため大挙上京しようとしていた。その費用を

財閥である小野組から調達しようとし、それが騒動へと発展したというのが真相であった。

大久保にとって、電信の真偽など、どうでもよかった。新平が佐賀に入ったとのスパイの報があってから、最初に起った騒動を「佐賀の乱」のきっかけとして利用したに過ぎない。それ以前の弘道館占拠事件は、森佐賀県参事が、逐一報告したにもかかわらず、まったく無視している。狙いはあくまで江藤であった。

驚いたことに、二日後の二月六日、大久保は大隈重信とともに、『台湾藩地処分要略』を閣議に提出し、閣議は、台湾征討を決定した。大久保が内治優先を唱えてわずか四カ月、何の成果も上がらぬ前に外征の兵を挙げるという。内治優先の発言がいかに欺瞞にみちたものであり、西郷の和平使節派遣を妨害するだけの、いわゆる政治的発言にすぎなかったかが、これによって判然としてくる。

このとき木戸は病気欠席していたから、大久保に反対する者はいなかった。

当時の政治作家伊藤痴遊は、「当時の在官者は、皆大久保の前に叩頭跪拝する連中ばかりで、一人の起って江藤のためにその冤を訴える者もなかった」と書いている。

大久保にとって佐賀の騒動の鎮圧など、台湾征討の片手間仕事であったろう。しかし江藤を確実に首にするためには、自らが兵、政、刑の三権を掌握して、佐賀に乗り込む必要があ

った。大久保は、三条、岩倉に願い出たが許されず、木戸を病床に訪ね同意を得、始めて二月九日に三条太政大臣から出張命令を受けた。そのころ新平は、まだ長崎郊外深堀の渡辺の別荘に居たのである。

熊本鎮台司令長官谷干城のもとに、佐賀へ鎮台兵を出兵するようにとの陸軍省の命令が届いたのは、この頃の電信事情からみて二月五日か六日と思われる。当時、熊本においても不平士族の動静が不穏であり、熊本の本営では、召集解除を叫んだ鎮台兵約七十名を営倉に入れるなどの騒動が起っていた。また鹿児島でも兵営の放火事件などが起っており、佐賀における小野組騒動など、むしろとるに足らぬ事件であった。

陸軍省からの電信をうけた谷司令長官は、佐賀城内にある県庁に対して、「佐賀県へ鎮台兵出張の命ありと雖ども、暴挙の色もこれ無き上は、まず以て差し控え候間、御地の事情、報告こそありたし」という書簡を送り、すぐには派兵しなかった。このため谷は十三日、大久保によって野津鎮雄と交代させられている。これを見ても大久保の佐賀に対する、いや江藤に対する処置が、いかに一方的で、理不尽なものであるかが察せられるのである。

二月七日、大久保は新任の佐賀県権令（知事代理）岩村高俊に、佐賀県への赴任を命じた。岩村は一月二十七日に、既に就任していたが、その間の事情を、久米邦武（岩倉使節団の一

員、近代歴史の先駆者）は、次のように証言している。

「木戸は、大久保が佐賀の権令に岩村高俊を推薦したるに驚き、『人心の激昂した折からなれば、佐賀県令の人選には、よほど慎重を要すべきはずなるに、人もあろうに選りによりて、岩村の如きキョロマを遣るとは、是れ実に国家の大事を誤るやり口だ』、と大久保に対し痛く忠告したが、彼は更に聴き入る様子がなかったので、木戸は此の頃から大久保に対して悪感を抱いたのである」

木戸は、四月十七日、大久保が佐賀戦争直後に征台の兵を出そうとしたとき、「内治優先の舌のかわかぬうちに外征の師（軍隊）をだすというなら、そのまえに梟首に処した江藤の首をつないで、征韓派に謝罪してから決行せよ」といって辞表を叩きつけたのである。

新任佐賀権令岩村は精一郎と称した二十三歳のとき、すでに故人であった坂本竜馬を知っていたということだけで軍監になることができた。戊辰戦争の会津攻めのおり、それまで会津藩の同盟申し入れを拒絶してきた長岡藩の家老河井継之助が、単騎小千谷に行き、官軍の軍監岩村に降伏の嘆願書を提出した。ところが辞を低くして嘆願する初老の河井に対して、岩村は傲慢無礼の態度ではねつけたので、長岡藩は会津藩と同盟を結び、悲惨な戦いに突入するにいたった。そのような岩村の行状は官軍方でも非難されてきたのである。岩村は大久保に対し、「必ず江藤をしとめてみせます」と自ら佐賀行きを願い出たと言われている。

三条太政大臣は、佐賀へ行った新平の身の上を心配した。大久保から「江藤新平、叛す」と告げられると、岩倉は嘆息し、三条は「なぜに暴挙にいでしか、不平もあらば来りて説くべきに」と子を思う慈母のごとく、江藤の身を案じたという。三条は五日、島義勇を自邸に呼び、佐賀に行って鎮撫することを依頼した。

島はそのころ江藤とは政見が違い、仲たがいしていた。島は、島津久光らと共に政府の欧化に反対し続けており、新平が欧米に習った民権的な制度を作ってきたことに、強い不満をもっていた。さきに新平は、帰県するにあたって、島との間が悪くては紛争のもとになると考え、親睦を申し入れていたが、島はそれを怪しんで応じようとはぜず、また憂国党幹部である島の二人の弟に対する紹介状を書くことも拒否したのである。

島が佐賀に向かうため、横浜から乗り込んだ汽船に岩村も同船した。それが故意か偶然かはわからない。いずれにしても三条の命令にしたがって、島が鎮撫に成功すれば、岩村の出番はなくなる。中島錫胤の実話に、

「明治七年一月、予は長崎裁判所長として赴任の途に上ると、たまたま横浜より島および岩村権令らと船を同じくした。しかるに船中において岩村権令は、しきりに佐賀県人の無気力を痛罵して、傍若無人の挙動なりしが、汽船が馬関に着するや倉皇（あわただしいさま）と

して上陸した。その意は、鎮台兵を率いて佐賀に入らんとの準備であったそうだ。島はこの状態を目撃して憤慨措くあたわず、長崎に着するや江藤の滞在するを聞き、これと面談した。江藤は西下以来日数もなく、また何等準備の余地もなければ、毫も（少しも）挙兵などの意思なかりしより、佐賀人士の気勢を避けてしばらく長崎に悠遊せしも、かの岩村権令が、牧民官（地方長官）の身分を以て兵を率い佐賀に向かうと聞くにおよび、遂に部下の青年に擁せらるるに至った。されば佐賀暴動の遠因は征韓論の衝突たりしことなるも、近因に至っては実に岩村権令に挑発されたと言うを憚らぬのである」

船中で岩村は島に酒をすすめ、その席で佐賀県人が口先ばかりで実行をともなわない、と口を極めて悪口雑言の限りをつくしたので、それに怒った島は岩村と、取っ組みあいの喧嘩をし、船長が仲にはいってようやく治まったという。

長崎に着いた島は、もはや三条に派遣された鎮撫使節ではなかった。まんまと岩村の策略におちいり、鎮撫どころか、火のような怒りを胸に上陸したのである。二月九日であった。

同じ日新平は、鹿児島から帰って来た山中一郎の案内で、林有造に逢うため深堀を出て長崎に来ていた。林の『旧夢談』によると、林は西郷の近況を伝え、佐賀で征韓の兵を挙げても西郷は同調しないだろうと語ったと言う。林有造は、岩村高俊の実兄である。一説によると、林は、新平が深堀のような無防備のところにいては危険だから、と佐賀へ行くことをす

すめたとも言う。

一方長崎に上陸した島義勇は、折よく江藤新平が長崎に来ているのを知ると、早速宿に訪ねて来て、船中の出来事を語った。それまでの新平との不和は、岩村に対する怒りのために陰をひそめてしまったのだろう。

新平もまた、岩村の不法行為を怒った。権令が兵を率いて入城することをである。岩村の背後に、大久保がひかえているなど、夢にも思わなかった。新平は、のちに佐賀城の法廷に引き出され、初めて大久保の姿を見るまで、この戦いが大久保によって仕組まれたものであることに気づかなかった。

また林の『旧夢談』によると、新平は島の話を聞くと再び林の宿を訪ね、「『只今島義勇着港せり。岩村高俊君、佐賀県令の職を奉じ外国郵船にて馬関（下関）に上陸、直に熊本鎮台の兵を率いて将にわが県に入らんとす。高俊君は、即ち貴君の令弟なり』と。余、声を励して曰く『兄弟固よりその心事を異にす。君疑うこと勿れ。男児大事を企て、豈（なんで）兄弟の親を問うに暇あらんや』」。また林は弟の行動を非難したあと「『然れども彼は戊辰の役に於て軍事の経験あり。もし戦争とならば悔いるべからず』。江藤氏之を快として曰く『天晴れ大丈夫の言なり』と。すなわち江藤氏と再会を期して別る」とある。林はなにの「大事を企つ」と言うのだろうか。少なくとも新平と何らかの約束があったと思われる。単純で馬鹿正

直な新平は、すっかり喜んで林の言葉を信じた。

新平は長崎での最後の夜を、弟源作一家と過ごした。江藤源之進の名を、商人風に川口屋源作と改名するほどに外国貿易に打ちこんでいた弟は、そのころでは相当な商人になっていた。もしここで弟に何もかも打ち明けて船を用意させ、密かに上京したとしたら、助かったかも知れない。もし途中で暗殺されなければであるが。しかし佐賀には可愛い弟子たちが待っている。また島には、東京を出るまえに憂国党への斡旋を頼んだいきさつもある。新平一人が争乱をさけて長崎に残ることは、男としてできなかっただろう。あれほど板垣、副島、後藤に、「必ず鎮撫して、民権論をもってする」と決意を述べた彼が、どのような思いで佐賀への道をたどったのだろうか。新平はみずから火中に身を投じたのである。新平が佐賀についたのは二月十二日であった。島は長崎で新平と別れると、武雄にいた元国老、鍋島上総にあい、援助を求めたが断られ、十三日に佐賀へ入った。

佐賀の町は、もはや収拾のつかない混乱状態に陥っていた。さきに熊本鎮台谷司令長官の問い合わせの手紙を受けた佐賀県中属香月経五郎は、それを征韓党の面々に示すと同時に、谷には勿論のこと、岩村に宛てても現状を明かにする建議書を提出した。参事の森は、香月に後事を託し出張していたのである。その時佐賀はまだ静かだった。岩村は香月の書に対し一

顧だにしなかった。それがいつのまにか市民の間に伝わり、熊本鎮台の兵が今にも攻め込んでくるという風説が飛びかい、家財道具をまとめて逃げだす人々で町はごったがえした。もはや新平の言葉が通じる世界ではなかった。

一旦旅館、清涼亭に入った新平ではあったが、翌十四日、佐賀城の北西約八キロにある川上村の実相院に移った。新平はここで初めて征韓党と合流したのである。党本部を、佐賀から八キロも離れたところへ移したということは、新平が、まだ征韓党を佐賀城下に本営を持つ憂国党から引き離し、暴発を押えようと考えていたからだろう。征韓党は北組、憂国党は南組と称するようになった。

東京では、明治七年（一八七四）二月十三日付の郵便報知新聞に、次のような記事が載った。当時は新聞社といえども電信を使うことができなかったから、長崎県在住の木下某の手紙による。

「前参議江藤君、佐賀に帰県せし故、かの三徒（征韓党、憂国党、中立党）時節を得し形勢にて忽ち同氏に迫りしかば、党論尤もなりと答えに及ばれ、且、近々副島氏も着すべしとの言に、徒党輩殊に喜悦し、昼夜五千人程にて同氏を警護なす由。これは江藤君不慮の機会に投じ、身脱するを得ざるより余儀なく、一時党徒に同意の気を示し、漸次説諭専ら鎮静を謀

らるる衷情必然なるべし。思うに烏合の暴徒なれば、不日（そのうち）に鎮定疑ひなからん」

このように新聞は、事の真相をあらましつかんでいた。しかし新聞報道は、戦局に不利であるとの理由で、一時差し止められた。

大久保の行動は実にすばやかった。九日に兵、政、刑の全権を帯びて九州に向かうと同時に、東京、大阪の鎮台兵を熊本鎮台に送り、十三日には熊本鎮台の司令長官を、佐賀への派兵を躊躇した谷干城から野津鎮雄に更迭している。そのうえ海軍省からは軍艦東号、雲揚号を九州に派遣した。

熊本鎮台の六百四十名の兵を率いて、岩村権令が佐賀城に入ったのは、十五日であった。島ら憂国党員は、県境において岩村権令をむかえ、一応佐賀の実情を語って兵を引くよう嘆願しようとしたらしい。島義勇の上の弟、重松基吉の自供書には次のように書かれている。

「……我が有志の徒、突然討伐を受け候儀、如何の次第に候やと甚だ不平に存じ、同十三日県地帰着、同十四日の夜、同志の会軸（幹部）義勇方に出会い、一同列席にて義勇より右中島（長崎裁判所長）の話申し聞かせ候処、皆々憤慨し、かくの如く時勢切迫にあいなる上は、兵を筑後川の国境に伏せ置き、行軍の途中に於いて情実一応難訴に及び、もし此の儀許容これなく、強て進軍に逢い成り候はば、一挙して抗戦すべしと衆議相決し候。豈図ん同十五日、岩村権令鎮兵引率佐賀の海辺より忽然入城に相成り候に付き、已に討伐の期咫尺（距離が非

常に近いこと）に迫れりと存じ、尚又義勇並びに会軸中相議し、此の上は断然鎮兵に抗敵し自ら兵端をひらくべしと決定し、既に編制するところの諸隊に会し、同十六日暁より城中を攻撃に及び候」

この自供書というものは、力ずくで拇印を押させられているから、裁判所側に不利な内容であるはずがない。

一方征韓党は十三日に「決戦之議」を佐賀北組本営の名によって公表したと言われている。これは戦後、懲役二年の刑に処せられた書記役、満岡勇之助が、新平の口述を筆記したものというが、内容はとても「決戦之議」と称するようなものではなく、ただ単に、新平の談話を筆記したものである。

新平の自供書はもちろん斬刑をうけた山中、香月以下六名の自供書にも「決戦之議」を公表したという記述は見当たらない。またその戦う相手は、官軍ではなく、征韓となっているのである。

十五日に、佐賀城に入った岩村権令に対し、山中一郎が征韓、憂国両党の特使となって面会を求めた。山中は「一片の布告もなく、突然鎮台兵を率いて入城したのは、佐賀の士族をみなごろしにするためか」と詰問した。岩村は鎮撫するどころか、かって北越戦争で長岡藩の家老、河井継之助に対してとった以上に傲慢尊大な態度で、山中を一瞥しただけ。「答弁の

限りにあらず」と一言残して、さっさと席をたってしまった。山中は川上村の新平のもとに走って、会見の成り行きを語った。新平ももはや激昂する党員を抑えることはできなかった。

岩村の、いや大久保の戦争挑発はまんまと成功した。明治の世になって七年たらず、まだ武士かたぎは色濃く残っていた。武士というものは、相手に刃(やいば)を向けられて、自分も刃を抜きあわさねば、非常な恥辱となり、罪でさえあった。

翌十六日の午前三時半ごろ、佐賀城西堀端において、憂国党員十数人が警戒しているところへ、鎮台兵の斥候隊が行きあった。口論のすえ斬り合い、発砲するにいたったのが、佐賀戦争の口火となった。城内に退却した鎮台兵を追撃して、数を増やしていった憂国党員と、鎮台兵との間で、激しい撃ちあいが始まった。憂国党の少年隊の一員である古賀廉造(こがれんぞう)（のちの大審院検事、東大教授等）が、城壁をよじのぼって攻め込もうとして負傷し、墜落したのはこのときであった。間もなく佐賀城の二の丸、三の丸の建物が火災をおこした。

それまで新平は、川上村の実相院で、激昂する党員たちを押さえに押さえていた。しかしはるかに城の方角から火の手があがると、もはや新平の力をしても押さえきれるものではなかった。十六日の日の出すぎ、ついに川上村を出て、本営を佐賀城下の八幡神社に移し、二

門の大砲を備えて、城内に撃ち込んだのである。

佐賀城に入った鎮台兵は、岩村権令の強気な意見にのせられて、鎧袖一触と軽侮していた佐賀士族たちが、案外な戦力を持っていたので、大久保の率いる本隊の到着まで、持ちこたえることができなかった。岩村は、十八日午前七時半、佐賀城の裏門と東門を開いて一挙に脱出した。その間に兵力の三分の一を失ったが、見事に戦争挑発という使命を果たしたのである。岩村は佐賀城を逃げだす時、天皇の写真と県印を賊の手に渡した、と言って謹慎の形をとっていたが、明治九年二月に佐賀戦争の論功行賞があったときには、七百円という二位の褒賞金をうけた。その時最高の八百円を与えられたのは、佐賀士族の裏切り者となった前山精一郎であった。

前山は新平より四歳の年長で、その時四十五歳であった。戊辰戦争に奥羽鎮撫総督に属して出征し、庄内追討援兵参謀として仙台藩に軟禁されていた九条道孝総督と醍醐忠敬参謀を救出したことがある。その功績によって、永世禄四百五十石という佐賀藩士中随一の論功行賞をうけた。維新後は、佐賀藩の権大属兼参事や兵部省博多分営長などを勤めたが、明治四年十月辞職し、それ以後は自宅に引き籠っていた。

はじめ憂国党、征韓党に入る機会を失った四十人程の士族たちにかつがれて、中立党または前山党と称した。七年二月三日、前山は県庁へ行き、権令代理の森参事に、「わが党は憂国、

征韓両党の如き私党ではなく、あくまでも大義名分をたてる公党である」と声明し、四日、宗竜寺で発会式をあげた。最初のうちは憂国、征韓党から脱党して加盟するものもあり、五百人ほどの人数となったが、前山党が鎮台兵に内応することがわかると急に減り、最後に戦闘に加わった者は二百人前後であった。鎮台兵側は、はじめ前山隊を信じず、道案内として先頭を歩かせるが武器は持たせず、行動の自由を許さなかった。そのため「人足あつかいをする」と怒って、田雑、執行の二人が割腹するということがあった。

戦後前山が大久保に宛てた『御届書』に、「賊の間諜陣内万平ほか四名を捕縛し、悉くその首を斬り、これを野津少将に献じたので、ここに野津少将の信用を得るの光栄を辱ふし、同夜鎮台兵附属嚮導（先に立って案内する）の勤務を同志一同と共に拝命敬承、爾来各方面に渉り戦争に従事……」とある。

前山が鎮台兵と征討軍側にたって闘ったことは、佐賀兵の敗戦を少し早めはしたが、勲功一番の論功行賞をうけるほどの働きがあったわけではなかった。前山はこれによって佐賀では裏切り者として敵視され、のちには郷里にいたたまれなくなってしまった。

岩村が鎮台兵に守られて佐賀城を脱出したあとに、まず憂国党の面々が入城した。そのあと新平が、征韓党の幹部と共に城門を入り、本丸の玄関口に来かかると、その大玄関の中央

に置かせた床几にどっかと腰掛けているのは、島義勇であった。みると島は烏帽子をかぶり、錦の陣羽織に半具足を着け、日の丸の軍扇を手にしている。新平らを見ると、軍扇を挙げ、大声で「御苦労」と呼び掛けたという。まさに封建時代の大将きどりである。これを目前にして、新平の心中はどのようであったろうか、それまで維新政府の中枢にあって、民権擁護のために戦い、かずかずの施策を講じてきたそれまでの苦心が、足元から崩れる思いであっただろう。

佐賀城内に本営を移した憂国党とは離れ、新平は、征韓党の本営を元藩校の弘道館とし、ただちに評議所を設けて「捕虜を斬ることを禁ず。敵の死屍は礼を以て葬るべし」等の指令をだした。そして翌十九日、徳善院の僧信道を使いとし「決戦之議」を、坊城式部頭を通じて闕下（天子の前）に奏上した。

「謹白、別紙の通り、友中議を決し、殊に島従四位と相談し、襲来りて暴発する所の鎮台兵、攻め平げ申し候。此の段宜しく御奏上下さるべく候也。

明治七年二月十九日　　正四位江藤新平

坊城式部頭殿」

同時に新平は、副島、板垣、後藤にも戦いのありさまを知らせる書状を、僧侶信道に持たせたが、信道は福岡まで行って官軍に捕われ、書状はすべて没収されてしまった。

大久保が率いる征討軍が、九州各地に勢ぞろいしたのは、二月十九日であった。熊本鎮台兵は装備が貧弱であったが、東京、大阪、広島各鎮台兵五千三百五十六名は、東、雲揚、竜驤、鳳翔の四軍艦と、大阪丸、野母丸、舞鶴丸、天幸丸、蓬莱丸、玄武丸、妊婦丸、北海丸、猶竜丸、それにイギリスからチャーターしたカントン号と、大久保とその側近が乗ったアメリカの船ニューヨルク号の合計十五隻が、兵員や武器弾薬、軍需物資の輸送にあたるという大がかりなものであった。また九州に上陸したのちに各地で貫属（士族）を召募したが、侍の地位を失った士族たちはそれに応じ、貫属隊だけで一万人を越した。そのうち実際に戦ったのは、各地鎮台兵の半数、貫属隊の三分の一という、余裕のあるものであった。

それに反して佐賀軍の方は、岩村が兵を率いて佐賀城に入る直前の十四日に、憂国党が泥縄式に戦時態勢に入り、征韓党の方は、十五日に川上村の実相院に入って、はじめて党員を編成したが、それは軍隊と呼べるものではなかった。いかに情報の伝達の遅い当時にあっても、多くのスパイを使い、電信をフルに利用できた大久保が、このような佐賀の情況を知らぬはずはない。すでに述べたように佐賀で戦時態勢が布かれたのが十四日であるのに、東京ではそれより早く、九日には大久保が大軍を動員して出発している。

憂国党員が戦時編制の形をとったとき、その員数は千五百名前後であったが、その後、倍

増し、三千五百人ほどになった。

一、主謀　島義勇（よしたけ）

二、会軸　重松基吉（もときち）、副島義高（よしたか）、村松長栄（ながしげ）、中川義純、福地常彰（つねあき）

三、大隊長　鍋島克一（かついち）他三名

四、監軍　北原彦四郎他四名

五、副大隊長大石武安（たけやす）他八名

六、司会（小隊長）

七、弁事

八、斥候（せっこう）長

九、幹事

十、副司令

十一、小司令

十二、斥候

一方の征韓党は、

一、主謀　江藤新平

二、亜者（あしゃ）（次位の意）山中一郎、朝倉弾蔵（だんぞう）、香月経五郎（かつきけいごろう）、石井貞興（さだおき）、山田平蔵、中島鼎蔵（ていぞう）、

西義質（にしよしもと）

三、総代　生田源八、石井源蔵、相浦肇他五名

四、一等斥候（参謀を兼務）

五、二等斥候（敵情偵察が任務）

六、三等斥候（負傷者の手当、後送が任務）

という簡単なものであった。それでも人数は千人以上集まった。両党を通じて兵器といえるものは、戊辰戦争の使い残りの大砲二門と、同じく使い残りの旧式銃に、長崎で買い入れた新しい銃砲を加えても、全戦線あわせて三千挺（ちょう）たらずしかなく、はじめから勝負になるような戦いではなかった。

福岡方面から佐賀を攻撃するには、田代、本庄、綾部、椎原（しいば）、久保山、三瀬（みつせ）の六道があるが、征討軍の主力は田代口（たしろぐち）から入り、現在のＪＲ鹿児島本線から長崎本線に沿ったコースを進み、久留米、日田から進軍した隊と合流して、二十一日には田代に一泊した。

征討軍の作戦命令は次の通りであった。

一、第四、第十大隊及び第三砲隊は本軍となり、野津（のづ）少将これを統（す）べ、二日市より田代を入て朝日山に向うべし。

二、第十一大隊（熊本鎮台）は、便道より直ちに千栗及び豆津の敵を駆逐して、新来の軍（征討軍）と朝日山に会すべし。

三、第十六大隊の三中隊は、博多に止まりて、本陣の警備をなすべし。

朝日山は佐賀の北東十五キロにある標高百三十メートルほどの城跡である。

戦いは二十二日午前六時に始まった。朝日山を守っていたのは、亜者西義質、山田平蔵が指揮する征韓党の面々であった。彼等は実によく奮戦した。そのときの戦いを参謀局編集の『佐賀征討戦記』に、

「しかも肥兵（佐賀兵）力を極めて四面猛撃、ために官軍殆んど挫折せんとす。隊長士卒を励まし叱咤奮戦、両軍の砲声雷の如く、山岳ために震う」とある。

それも数時間続いただけで、はやくも佐賀軍は弾薬が尽きはて、中原村へ退却せざるを得なかった。中原村の切通しを固めていた征討軍の亜者中島鼎蔵は、朝日山から退却してきた一隊と合流し、中原村の切通しと寒水川一帯で猛烈な反撃を試みた。寒水川を守っていた憂国党の少年隊員、古賀廉造、武富時敏（後の蔵相）、中村純九郎（後の北海道長官、貴族院議員）らが、めざましい働きをしたのはこの地であった。憂国党の主力は、筑後川に沿った戦線をうけもっていたのである。

同じ二十二日夜、弘道館の征韓党本営に居た新平は、朝日山の敗戦を聞くや、香月経五郎をしたがえて馬を走らせ、田手川に着くと自ら陣頭指揮をして戦った。佐賀兵はそれに振い立って勇敢に戦い、そこが佐賀戦争中、最も激しい攻防の地となったのである。佐賀軍の全戦死者約百七十名のうち、約百名が田手川の激戦で斃れたほどで、征討軍もこの戦いで戦死三十二名、負傷者は児玉源太郎大尉（後の陸軍大将、日露戦争の総参謀長）以下四十五名に達した。

いかに佐賀軍が勇敢であっても、大砲四門による援護射撃のもと、豊かな小銃をもつ征討軍は、次からつぎへと繰り出し、弾薬も尽き果てた佐賀軍は、わずかに斬り込みによって抵抗するだけであり、二十三日午後五時頃には田手川の防衛線も破られてしまった。

あとは佐賀城まで十五キロの平坦な佐賀平野が広がっている。平地の戦闘では、なおさら勝ち目はない。前戦で自ら戦い、優勢な征討軍を目の当たりにした新平は、これ以上戦いを続けることは、いたずらに戦死者を増し、住民に被害を与えるばかりだと判断し、ただちに佐賀軍の退却を命じた。

新平は馬で佐賀まで駆けもどると、城内に行き、あいかわらず烏帽子に錦の陣羽織姿の島にあい、前戦の情況を語り、全軍の解散をすすめた。しかし島はあくまで城を枕に討ち死にすると言う。ついに新平は島と離別し、独自に征韓党の解散を命じたのである。新平は征韓

党の幹部を集め、「大勢はすでに決した。これ以上抗戦を続けて死ぬのは匹夫の勇であり、また国民（県民）をして苦しますことはできない。初一念を貫徹するためには、全軍を解散して後日を期するほかはない。これ以上戦えば我々はともかく、征討軍は軍律によって小隊長以上を皆殺しにするかも知れない。しばらく各地に潜伏していれば、また再挙をはかる時期も必ず到来する」と、維新前の高杉晋作や木戸孝允の例を挙げて全員を説き、納得させたという。

伝令が三瀬の峠に拠る朝倉のもとに解散を伝えた時、朝倉の隊は、わずかに十挺の小銃をもって戦っていた。ほとんど弾薬が尽きていたのである。しかし、征討軍は征韓党の斬り込み作戦に悩まされていた。此の時の朝倉の勇猛な戦いぶりは、敵方征討軍の将山田顕義に感動を与え、のちに山田は朝倉の墓に詣でたほどだという。

香月、朝倉の自供書によると、新平は征韓党の解散にあたって、幹部に佐賀市の南、有明海に面した漁村、丸目村に集合するように命じた。丸目村は、かって新平が永蟄居を命じられていたとき、私塾を開いていた所で、山中、香月らは、そのとき弟子として通った道である。

「丸目村の人々は、新平一行を温かく迎えた」とある老婦人は、祖父から聞いた話を私（著者）に語った。庄屋の家に休ませ、食料にと「あめがた」というその地方独特の、固くなら

ない甘い餅を夜通しかかって作り、漁舟をしたてて見送ったという。一行は山中、香月、中島、山田、生田、石井、徳久、松永、牛島ら征韓党幹部と、深堀からついてきた新平の義弟、江口村吉、それに東京から新平の身辺を離れず世話をしている忠実な家僕、船田次郎であった。朝倉は出発に間に合わなかった。多分それ以上朝倉を待つことは危険であったのだろう。

一行は二十四日の早朝、丸目村を出発し、二十五日に無事に鹿児島県、米の津港に上陸した。

征韓党が解散したあと、憂国党は田手川と佐賀の中間点にある境原の若宮大社に本陣をおいた。戦闘が再開されたのは二十七日午前六時であった。征討軍は、朝日山、寒水川、田手川の戦いで疲労困憊し、それまでの三日間を費やしてその恢復と、兵器、弾薬、食料その他の補給をしていた。また征討軍が退却にあたって橋をことごとく落としていったので、佐賀平野独特の灌漑用クリークを渡るのに苦労していた。若宮社には島も城を出て陣頭指揮にあたった。憂国党は、征韓党同様勇敢に戦ったが、征討軍の連射する榴散弾によって多数の死者を出し、昼ごろには若宮社を放棄して、今の佐賀市郊外にまで退却した。

この日の夜、東京から島の従弟にあたる木原隆忠が佐賀に帰って来た。木原は、島津久光が、西郷が佐賀と呼応して蹶起することがないよう鹿児島に鎮撫に帰るのに同道し、鹿児島

で下船すると一人佐賀の南の早津江に上陸したのである。木原は島に会って久光西下のいきさつを告げ、このうえは久光に頼って降伏するほかない、と極力すすめた。島の弟副島義高をはじめ憂国党幹部は、木原の説に賛成したが、島一人、頑固に反対して、籠城（ろうじょう）してあくまで抗戦すると主張した。が、木原が、「されば割腹のほかなし」と言うにおよんで、ついに島も賛成した。

木原と副島が二十八日午前七時、白旗をもって境原（さかいばる）の征討軍本営に行った。その提出した文書には「我々は佐賀城に不法に入った暴兵を討ち払っただけである。島津従二位の鎮撫の命令で休戦したい」と言うものであった。それを受け取った渡辺少佐ら征討軍士官が承知するはずもなく、「白旗をもって謝罪降伏状を、明三月一日の午前中までに持ってこい。それをしなければ攻撃を始める」告げた。木原はそのまま抑留された。

佐賀に戻った副島から報告を聞いた一同は、「我々はみな勤王派である。そんなものが書けるか」ということになり、その夜のうちに住ノ江港から、海路鹿児島さして脱出したのである。

大久保日記によると、その日大久保は、はじめは馬で、そのあとなぜか人力車に乗って戦場を見て回ったとある。

土佐路

大久保利通が側近を引きつれて佐賀城に入ったのは明治七年三月一日午後二時ごろであった。前日境原から蓮地に本営を移した征討軍は、午前十一時頃まで憂国党副島義高の謝罪降伏文書を待っていたが、ついに来なかったので、佐賀に全軍が無血入城したのである。

佐賀城には大久保の期待に反して江藤の影もなく、もぬけの殻であった。

大久保はその日のうちに内務卿の名によって次の布告を通達した。

一、賊徒共、各所屯集の趣に付、其所々就中速に謝罪之通相立可き旨申し聞す可き候事。但し謝罪不服の輩これあり候はば、捕縛は勿論、若し手向い候はば臨機の処分、苦しからず候事。

一、銃器、刀鎗類差し出し、然る可き場所に相纏め置き、封印速に本陣に届け出すべき事。

一、賊徒等潜伏之場所届け出者、其罪を宥め、尚府褒賞を給すべき事。但し隠し置者之有り候はば、其者共捕縛致し候事。

以上のように「佐賀の乱に参加した賊徒は直ちに謝罪書を出すように」というからには、すでに征韓、憂国両党ともに隊を解散し、各自で潜伏していたのであって、新平が戦っている部下を置き去りにして一人逃げ出したという事実はあり得ない。その謝罪書なるものの書式まで太政大臣三条実美の名義で布告したが、その日付も明治七年三月一日となっている。

「謝罪書

私共儀、江藤新平（または島義勇）等の詐謀を信じ、征韓（または憂国）党に与し、全く邦家のため微力を尽くし候儀と心得違い、王師（官軍）に抗衡候段、畢竟（要するに）頑愚之致す所、今更恐懼之至に存じ奉り候。冀くは前情御調察之旨、至当之御処置成下され度く、一旦謹慎、以て歎願奉り候。恐惶敬白。

明治七年三月一日

佐賀県士族第何大区何小区　　何某印」

大久保が、「賊徒」と呼んでいる者に何の取り調べもせずこれを書かせたのは、その裏に、騒動を起こした佐賀県士族には罪はないとして、何の躊躇もなく、かつての友人であり、前司法卿、参議である江藤新平に、すべての罪を負わせるためであった。しかもこの戦争は、自分が任命した岩村の挑発によるということを、一番よく知っているのは大久保であったろう。そのうしろめたさゆえに、兵、政、刑の全権を握っている自分ではなく、三条の名宛て

の謝罪文を書かせたに違いない。この謝罪文によっても、大久保のねらいが、征韓論騒動を起こした佐賀県士族にはなく、政敵江藤新平にあったことが判然としてくる。島義勇はただ単に、大久保の江藤に対する憎しみに巻き込まれたに過ぎない。

このころ東京政府でも、その間の事情が明かになってきた。そして大久保の独走を牽制するため、二月二十三日付をもって東伏見宮嘉彰親王を征討総督に任じた。三月一日嘉彰親王が東京を出発するにあたって、大久保が任されていた兵、政、刑の三権はすべて東伏見宮征討総督に移譲すべき正式の公文が、三条太政大臣の名によって出されたのである。東伏見宮は三月八日博多港着、三月十四日佐賀入りした。その間に大久保は電信で、三条太政大臣から大久保が兵、政、刑の三権を一手にまかされた時受けた委任状の第一項の但書について太政官に照会してきた。その第一項とは、「凶徒犯罪判然たる上は、捕縛処刑之儀は勿論、臨機兵力を以て鎮圧之事。但、死刑と雖も臨機処分之事」というものであった。太政官で心配したのもこの但書であった。太政官はただちに、この但書の件も征討総督の宮の権限であると応答した。

このように東伏見宮の征討総督就任によって、大久保は新平を死刑にする権利を取りあげられた。しかし天皇を「玉」と称して利用してきた大久保である。東伏見宮が、ヨーロッパ

留学から帰国したばかりで二十歳になったばかりの青年であることをよいことに、江藤を葬るため「征討総督の宮」の名を最大限に利用したのである。

佐賀城に入った大久保にとって、新平に逃げられたことは、実に千慮の一失ともいうべき事態であった。大久保はすでに二月十九日に全国府県に「佐賀県下賊徒征討仰出され候につき、右賊徒自然各地へ遁走致すべくも測り難く候条、管内要衝の地は勿論、出入船舶共取締り向、厳重に相立て、出入員相改め、賊徒と見候はば速に捕縛致すべく、此旨相達し候事」との布告を通達していた。大久保は、新平がこれまで閣議において、どんな強力な相手に対してでも、自分が正しいと信じることには、利害を考えることなくぶつかっていったことを知っていたから、その性格として戦争で討ち死にしたか、または城で自害しているに違いないと思っていた。その証拠に大久保は城に入ると、まず新平の割腹死体を探させたという。

もし新平が、自分の潔い死に様だけを考え望んだならば、勿論その場で自害しただろう。しかし、新平には、佐賀士族を鎮撫できなかったという自責の念が強く、何としても中央政府に、岩村の挑発にのってしまったという事実、すなわち佐賀士族は、征韓に逸っただけであって、決して天皇に刃向かうつもりなどなかったことを訴えたかった。新平は軍人ではないが、軍監としての経験もあり、新政府に軍政に関する建言書を提出したほどで、この数年の間に、陸、海軍が豊富な予算のもとに、いかに強力な軍事力を持つようになったかを理解

していた。それだけに佐賀県士族を鎮撫できなかったという悔恨の情も深かったと思われる。彼はこの先、どんな困難を乗り越えてでも東京へ行き、愛する弟子たちをはじめとする郷土の人々の真情を訴えたいと考えた。その助力を求めるために西郷を頼って鹿児島に向かったのである。新平の最後に至るまで、殆どそのそばを離れなかった山中一郎の自供書に、

「江藤の説には、現今追々官軍の進撃相成を以て勝算遂に計り難く、且賊名を負い、国民を苦しむるも遺憾につき、薩の西郷、土の板垣等へ依頼、これまでの次第申し述べ朝廷への歎願、賊名を雪ぎ申すべくとの江藤の説に従い……」

とあり、また香月経五郎の口供書には、

「丸目村に罷り越すべき書置きこれあり、直に同処へ罷り越し候処、江藤、山中、山田、中島、船田等罷在り、一旦薩州へ罷り越し、西郷へ面会、今般戦争の次第、且国難等弁説致すべくと申合の上、同所より二十四日乗船、……」

とある。新平が西郷に出兵を依頼にいったとする説は誤りである。

大久保にとって、新平が東京に行き、東京で裁判を受けることは、どんなことがあっても阻止せねばならなかった。東京では、大久保の留守中に、政府の空気は次第に江藤に同情的になってきた。三条太政大臣は勿論のこと、寺島、大木といった現参事も江藤を殺さぬよう

主張し、副島、板垣、後藤ら退職した元参議は、自己の功とひきかえに江藤の罪を贖うことを政府に訴え出た。東京にいる伊藤から逐一情況の報告をうけていた大久保は、なんとしても新平をわが手で捕え、我が手で死刑にせねばならなかった。そのため総力を挙げての大捜査網を敷いたのである。それは九州一円はもちろん、四国、中国から遠く清国にまで及ぶものであった。この捜査組織こそ、新平がはじめて西欧の警察制度を導入して作り上げたものであった。

犯人の捜査に写真を使うことも新平が取り入れた方法だという。ところが新平は若い頃から写真嫌いであったからどこを探しても見つからない。やっと後藤象二郎のところにあることがわかった。「御用だから出すように」と伝えられた後藤は烈火のごとく怒った。「友人を縛する手掛りに、おれの記念せる写真を差出せとは、真平御免なり。いかなる処分でも仕切るというなら勝手にするがよい」と一喝したので、ついに沙汰止みになったという。そのかわりとして人相書きが配られた。

「佐賀県士族　征韓党　江藤新平

右人相

一、年齢四十一歳

一、丈高く肉肥へたる方

一、顔面長く頬骨高き方
一、眉濃く長き方
一、眼太く眦（まなじり）長き方
一、額広き方
一、鼻常体
一、口並体
一、色浅黒き方
一、右頬黒子あり
一、言舌太（ごんぜつはなは）だ高き方
　其の他常体

というものであった。また大久保は、東京にいる新平の家族のことも忘れてはいなかった。三月九日付の郵便報知新聞に次の記事が記載されている。

「江藤新平、彌（いよいよ）賊徒の巨魁たる旨（むね）、内務卿（大久保）より大蔵省へ御達し相成り、就いては御用滞在中出張に付候得共、滞在御手当すべて相渡すに及ばざる旨、御達しありし由（よし）」

右の記事のなかで「御用滞在」というのは、辞職した前参議、西郷以下副島、板垣、後藤、江藤を東京に引き留めるために考えられたものであったが、西郷はそれを無視して鹿児島に

帰っていた。私がこだわるのは「出張」である。現に、新平が二度目にだした帰国願いには「願之通」という許可済みの奥書（付箋）が付いている。やはり新平は出張を願い出て、許可されているのである。御用滞在を命じるからには、その「手当」が出たのであろう。大久保は新平が捕まらず、裁判も行わないうちに、家族に支給する手当を渡さぬように指令を出している。極貧の中に育った大久保の、政敵に対する憎しみの深さがここに現れている。

丸目村を出た新平の一行は、無事に二十五日鹿児島県の米の津港に上陸した。陸路をとって二十七日鹿児島城下に入り、菩薩通り、新町の工藤直太郎が経営する京屋に泊った。翌二十八日武村の西郷隆盛邸を訪ねたが西郷は不在であった。行先を問うたが家人は口止めされているらしく教えない。新平がみずから聞くと、さすがに揖宿郡山川郷宇奈木温泉に居ると告げた。新平は家僕船田次郎一人をつれて、三月一日の夕暮れ、薩摩半島の突端、現在の鰻温泉に西郷を訪れた。

同じ日、大久保は佐賀城に入っている。島津久光は鹿児島に帰ると、西郷に兵を率いて征討軍に加わるように命じたという。西郷はそれを断っている。

西郷が宇奈木温泉に引き込んだのは、六年政変後、御用滞在を無視して鹿児島へ帰ってまもなくのことであった。彼は政治の世界にはほとほと愛想を尽かしていた。鹿児島に帰って

も、そこで政治活動をしようとしたのではなく、鹿児島士族にさえ所在をくらまして、温泉がでるとはいえ鹿児島から遠く離れた山中の一軒家にかくれ住んで、ほとんど猟師同様の暮らしをしていた。その家の女主人の話が残っている。

「西郷さんが私の家に来られたのは、明治六年の師走の二十七、八日頃でして、一人の家来と十二、三匹の犬を引き連れておいでになった。永らく御滞在になったが、毎日山に兎を追い回して、三、四匹も捕って来られることがありました。そうして宅の主人に馬を曳かせて山川の町に買出しに遣(つか)って魚などを沢山買わして自分も喰ったり、犬に喰わせたりしておいででした。時々は人も尋ねて来られた。ある時、他国の人（新平）が尋ねてこられた。ちょうど夕方であったが、その晩はすぐとお帰りになって翌日は早々お出になって、初めは低声るるとして何事かを談じ合っておられたが、段々語調が高くなって来たと共に、ほとんど膝摺り詰めての激論になった。断続して聞ゆる言葉の中に西郷さんは最後に大きい声で『私が言うようになさらんと当てが違いますぞ』と仰せられました。それから段々と声も亦(また)静まって行ったが、別れられる時には御機嫌が直ってお別れになった。……」

とある。

突然訪ねてきた新平に、西郷はさぞ驚いたことだろう。六年政変のおり、西郷の朝鮮への和平使節派遣案に、ただ一人、西郷の心情を理解して強力に推薦し、岩倉に対しても陰で運

動したのは新平であった。政変で辞職した他の参議のうち、副島は自分が使節になることを望んだし、板垣は征韓強行を主張していた。後藤は実業に熱心で、あまり関心がなかったという。そういう二人が、山の中の一軒家での久し振りの対面であった。その日は夕食を共にして久濶を叙し、新平主従は泊る部屋もなかったか近くの福村庄左衛門の宅に一泊した。翌朝早く新平は西郷を訪ねた。西郷は一晩ゆっくり新平を休ませ、新平を救う方法を考えたのだろう。二人の間でどのような話し合いがされたかは伝えられていない。一説によると西郷は、久光に頼るようにすすめたという。しかしこれまでの久光と西郷との険悪な関係の歴史をみると、それは考えられない。新平が西郷に頼って上京したいと思っていたことは、新平の口供書にもある。「（西郷をたずね）事情を告げ、其の末東京へ出て自訴致すべくと申し置き……」

しかしそのとき西郷に、新平を庇護し東京に送り届ける力はなかった。旧薩摩藩士の中には久光を崇める封建派も多く、久光の内閣顧問就任と帰県によって勢力を増している。それに反して西郷は同時に辞職して帰県した士族たちの信望を裏切って、二カ月もの間誰も寄せ付けず、世捨て人の暮らしを続けている時であった。西郷は誰よりも大久保の苛酷な性格を知っていた。その点新平はもともと対人関係に甘いところがある。西郷は新平に外国に行くことでも勧めたのではないだろうか。新平が上京することを望んだのを危ぶんで、「私が言う

ようになさらんと当てが違いますぞ」とどなりつけたのは、西郷の友情が迸って口を突いて出たのだろう。

西郷は別れを惜しんで十二町村湊部落まで送って行った。その夜二人は区長高橋庄兵衛宅に泊り、話は尽きることがなかったという。翌朝、高崎は西郷の依頼によって漁舟を出し、新平はそれに乗って鹿児島にもどった。

鹿児島では桐野利秋が、自分が世話をするからと領内の某所に留まるようにとすすめたが、新平は謝絶して従者のうち石井竹之助と徳久幸次郎の二人を桐野に託した。彼らは明治十年まで鹿児島に隠れ住み、西南戦争に参加して徳久は戦死し、石井は重傷を受けたところを捕われ、斬刑となった。

そのころには大久保が出した捜査網が鹿児島にも広がり、一刻の猶予もならず一行は少人数にわかれた。新平は義弟の江口村吉と家僕の船田次郎をつれて、土佐に向かった。土佐には林有造がいた。新平は林が上京に力を貸してくれると信じていた。

三人は小船に乗って鹿児島湾に出たが、風雨が激しく、その夜は桜島の港に避難し、翌四日、大隅半島のつけ根にある垂水港に上陸した。そこからは陸路をとって半島を横断し、四、五日後飫肥城下（現在の宮崎県日南市）に小倉処平を訪れた。小倉は一月十三日に新平が横浜から長崎に向かった折偶然同船した一人であった。小倉は、六年政変によって副島につい

て外務省を辞任し、郷里に帰る途中であった。小倉は新平と船で会ったのが初対面であったが、訪れた一行を手厚くもてなした。そこへ鹿児島で別れた山中、香月、中島鼎蔵、横山、櫛山、中島又吉が訪ねてきた。ところが小倉の身辺に官憲が目を付けだしたので、小倉は一行を福島村の郷士吉松某の邸に匿った。吉松もまた俠気の有る人であった。小倉と吉松は苦労して鰹船を雇い、三月十日、一行を戸浦から土佐へ向けて逃がした。岸良兼養大検事が、新平を追って飫肥に乗り込んできたのは十二日であった。

みちのくの雲井の果てに消ゆるとも
　知らで越えけむ鵯の峯

この歌は、新平が我が身を義経になぞらえ、吉松に謝礼として書き残した歌である。

小倉は戦後、新平を匿った罪で禁固七十日に処せられた。その後、後進の育成につとめていたが、明治十年西南戦争に参加し、官軍が延岡を攻略したとき割腹した。のちの外相小村寿太郎は、小倉の門下である。

そのころ憂国党の面々は、党首島義勇をはじめ、ほとんどの幹部が鹿児島県内で捕縛されていた。島は三月一日、副島義高はじめ八人と住ノ江港から出航し、三月三日米の津につくと二組にわかれた。島は、副島、平田豊蔵をつれて鹿児島城下に入り、島津久光に嘆願書を

差し出して宿で沙汰を待っているところへ七日、二、三十人の捕方に踏みこまれ、大久保内務卿の命により捕縛された。また島の側近、中川義純、重松基吉は一足早く鹿児島へ入り、島津久光に会い、久光の口ききで天皇に謝罪したいと援助を求めた。久光は家来を大久保のもとに走らせて、この二人を東京へ連れて行きたいと伝えたが、大久保は一言のもとにはねつけ、すぐさま二人を捕えた。もはや大久保にとって内閣顧問である旧藩主の父など眼中になかったのである。

島と米の津で別れた別の一行七人は、早くも四日に伊集院で捕われていた。

小倉と吉松に見送られて三月十日に戸浦を出た新平ら一行を乗せた鰹船は、激しい風雨にあって進むことができず、沖の孤島に拠って三日の間天候の回復を待った後、ようやく十五日に四国の宇和島に着いた。上陸した一行は二組にわかれ、新平は袋町島屋に、山中らは横新町吉田屋に投宿した。このときすでに大久保の命令によって県庁から吏員が宇和島に出張してきていた。新平らは偽名を使ったが、宿帳に記入するのに印判を持っていないのを怪しまれ、旅館の届けによって警察が調べにきた。旅行中、宿帳に住所氏名を記入し、印判を押す事を決めたのは新平自身であった。ところが警官は、調べがつくまで出発を延すように命令しただけであった。

新平を救けたのは、愛媛県松山裁判所判事吉田正春の陰の力であった。吉田は幕末勤王派郷士に暗殺された土佐藩の執政吉田東洋の子息であり、政治のあり方が時勢によって変わるものであることを、身をもって感じていた。彼は「江藤は後世英雄とされるに足る人物である。そういう人を少なくとも愛媛県内において、不浄の縄にかからせたくない」と考え、わざと逮捕命令を遅らせたという。

翌日警察が宿に行くと、一行は夜のうちに買い物に出るといって、舶来のトランクや羅紗のマントなど多くの衣類や手荷持を残して逃げたあとであった。宿費三円ずつも置いてあった。遺留品を調べて、新平一行とわかった。

宇和島を出た一行は、新平、江口、船田と山中、中島鼎蔵、櫛山と香月、横山、中島又吉の三人三組に分かれた。香月、山中は林有造の顔を知っているから、高知の林の家で落ちあうことにしたのである。

新平たち三人は、夜の険しい山の難路を磁石を頼りに歩いたが、たちまち道に迷ってしまった。それ以上進むことも出来ず、岩窟をみつけて夜を明かしたが翌日は大雪。雪の中を歩きだしたがまるで白銀の甲冑を着ているようで、その苦難は想像を絶するものであったという。その夜も洞窟をみつけて、持っていたマッチで焚火などして英気を養い、また元気をだして歩き出すと、一軒の炭焼き小屋に行き当たり、そこではじめて暖かい食事にありつくこ

とができた。炭焼きに道を聞いて歩き出したが、またしても道に迷い、野宿して一夜をあかし、翌日ようやく大宮村に着いた。本道を通れば一日の行程を、三日三夜、山中を放浪したのである。

山の中の大宮村にまで、役所からの命令は行き届いていた。新平はいまさらながら、自身がつくった警察制度の徹底ぶりに驚いたことだろう。ともかく彼らを休ませてくれる家がない。ようやく村はずれの一軒家に住む老夫婦が家に招き入れて黍飯(きびめし)をふるまい、新平ら三人は四日ぶりに屋根の下で休むことができた。高知へ行く道を訪ねると、津の川から船で四万十川を下り、下田港に出る道がよいと言う。新平がていねいに頼んで十分な金を与えると、老人は喜んで津の川まで道案内にたち、そのうえ川を下る炭(すみ)を積んだ船に便乗する世話をしてくれた。新平らは雨で増水した四万十川の激流を下り、どうにか無事に二十日の日暮れどき、下田港に着くことができた。

下田の町の警戒もきびしく、三人はあわただしく町を出て二、三里歩き、夜も更けて伊屋という小漁村へ行き、まだ灯のついていた一軒の家の戸をたたいた。その家の主人西尾浅蔵は養子で、妻の母お鶴は「情のハチキン」として伊屋では知られた女性であった。「ハチキン」とは「進取(しんしゅ)の気性に富み、男まさりの思考、行動を示す女」をさす土佐言葉で、坂本竜馬の姉、乙女(おとめ)が代表的ハチキンとされている。お鶴は疲れ果てた一行を見て気の毒になり、宿を

貸すことを承知すると、きざみにらに卵をとじて御馳走した。お鶴の前で食後の煙草を悠然とふかす旅人は、立派な人品の四十すぎの男で、歌舞伎役者のような美男の二十七、八歳の男と、元気そうな二十歳ばかりの青年が、いかにもまめまめしく付き添っている。新平は不思議に女性にもてた。お鶴は新平に「高知まで送ってくれないか」と頼まれると、尻込みする浅蔵に有無を言わせず、近所の西尾友吉と野中音吉の二人を呼びにやらせ、出航の準備をさせた。伊屋の浦を出たのは二十一日のまだ夜の明けきらぬうちであった。浅蔵が不機嫌に「今日はお申し（農漁村の申し合わせた休息日）で、家にいれば、やなか餅（ぼた餅）が喰えたのになあ」となげくのを聞いて、新平は「それは気の毒であった。一度船を岸につけて、材料を買って船でやなか餅を作って喰べよう」とうながした。

浅蔵と船田次郎が上陸したのは、土佐の佐賀港であった。船田がもどっての話には、前日、山中一郎、櫛山叙臣が佐賀谷橘川（きっかわ）で縛（ばく）につき、高知に送られたとのことであった。それを聞いては折角のやなか餅ものどを通らなかった。新平は酒が飲めず、甘党であったが、一口食べただけで「これはまずい」と言ってあとは食べなかった。そのことを知らないこの地方の人は、まずい食べ物を「江藤のやなか餅」といったそうである。

土佐の波浪に揺られて航海四日、桂浜に二十四日に上陸し、黄昏（たそがれ）ごろ高知に入った。

ようやく林有造のいる高知に着いたのである。新平は此君亭（このきみてい）という鮓（すし）屋に入り、さっそく

江口を林の家に走らせた。林は江口から新平が高知に来たと聞くと、さっと顔色を変え、すこぶる迷惑そうであったという。そして、「二日前に香月経五郎が来たから、彼から挙兵の始末はすべて聞いた。『即今の時勢にては自訴するにあらずんば、速かに当地を立ち去るべし』と申しそのまま別れたが、その後、消息を聞かない。当地の捜査は極めて厳しいから、旗亭（料理屋）にいてはあぶない。しばらく近くを歩いて片岡健吉の家へ行くように」と指示した。

当時の高知県令は、岩崎長武といい、立志社派の人物で、彼は江藤の境遇に同情していたという。また林有造とも友好があった。しかし高地には新平らを捕縛するため、権大属岩田武儀が派遣され、二十二日に着任したばかりであった。岩田が二十四日午後七時に記した報告書によると、「偖て当地へ参り候は、前外務省六等出仕林有造方へ参り、情実具陳致したき旨申出候処、有造言う。前日は征韓論に同意候え共、最早今日の形勢なれば、其具陳する次第は一切あげ申さず、因て（林は香月に）早々当県庁へ自首して罪を待つ可しと決答す。故に（香月が）旅宿を設けて着するや捕縛せり。尤も有造より此旨岩崎県令へ内密急報せり」

林有造の言葉には自らを守ろうとする偽りがある。香月がどうなったか、林が知らぬはずはなかった。

林は一月下旬、宇奈木温泉で漁師同様の暮らしをしていた西郷に会った時、土佐における同志の名簿を渡している。林が西郷に会うため鹿児島に向かったのは、上司である前外務卿

副島種臣の指令によって、西郷が辞職した前四参議と共に民選議院設立運動に加わることを勧誘するためであったという。ところが林は、副島に依頼された以外のこと、すなわち、征韓に関する質問をした。西郷は「貴県で事を挙げるとなると同志は誰等ですか」と問うたという。林はただちに筆紙を借りて次の氏名を記した。

「林有造、大江卓、片岡健吉、岩神昴、谷重喜、池田応助、竹内綱（吉田元首相の実父）、山田平左衛門、佐田家親、岡本健三郎、大石弥太郎、中村貫一、川村矯一郎、藤好静、村松克己」

西郷が一応目を通して、「この書いたものは後日のため私が貰っておく」といって懐中に納めた。世捨て人同様の西郷から「事を挙げる」ことを言い出すはずはない。林の方で、「土佐で事を挙げる」ことを西郷に強調したに違いない。慎重な性格である西郷は、林の言質をとったのであろう。その点、新平は人を信じやすく、軽率であった。しかし、後に林の言うように長崎で、「佐賀での挙兵をいさめ、東京へ帰るのをすすめた」のであったら、新平がこれほどまでに林を頼り、これほどまでの苦難に堪えて高知を目指すはずもなかった。

林が新平とは面識のない片岡健吉を同座させたのは、責任を二分させようという気持ちが働いたのかも知れない。片岡は地元にあっては門地の高さに加えて、戊辰の役では土佐藩軍中、板垣退助につぐ次将の位置にあった。いずれにせよ林有造に、新平に少しでも力を貸そうとの気持ちはなかった。新平が江口の報告を聞いて言った言葉は、のちに文語体に改めら

れて有名になった。

「南海の男児、豈、ことごとく義をわすれ、約にそむくものならんや」

新平は林を一目見て、林の心中を見透した。林の『旧夢談』にも「さすがに自若たる風あり」とある。林は香月にいったと同様に自首することをすすめたかったが、さすがにそれも言い辛かった。しかし、新平の方で「いや自分自身のことについて依頼しに来たわけではないから、決して誤解されぬように」と言って片岡邸を去った。

「棄てる神あれば、拾う神あり」とはまさにこのことであろう。新平の危難を救ったのは、一行が休んだ此君亭の主人、内川源十郎という俠気ある人であった。新平たちが追われているのを知りながら休ませていたが、林に見捨てられたと知ると、友人の北新町四丁目に住む岡田啓吉に相談した。岡田は武市瑞山の門下生で「人斬り以蔵」の異名をとった岡田以蔵宣振の弟であり、内川同様の義俠心のあるまさに「南海の男児」であった。二人ともそれまで新平とは何のかかわりもない人たちである。岡田の母は、酒肴をととのえて落人をもてなし、床をのべた。彼女もまた「土佐のハチキン」であった。

あくる朝、二十五日の未明、鉄砲町から浦戸浦へでる網船があった。網の上には岡田と内川が遊山客を装って酒を酌み交わし、その船板の下には新平ら三人が潜んでいた。船は江ノ

口川の端からかつら島の前を漕ぎ下り、五台山の鼻から下田川へさかのぼり、岡田らは、稲生の小久保で上陸した三人を見送ったという。これは農学博士岡田虎吉氏が、祖母から聞いた話である。

新平らは土佐湾に面した街道を四国遍路行とは逆に東へ東へと向かった。前の浜のもみじ屋でわらじを買い、久枝で川舟をやとって物部川の川尻を吉川村へと渡った。ところが、渡し賃に十円札を渡し、あとを追う官憲の手掛りとなった。新平は林と会うまでは官憲の目を逃れようとして、人の通わぬ山路に踏み迷ったが、高知を出てからは、どういう心境の変化か、あまり人目を気にしないで官道を歩いている。紀貫之の土佐日記にある宇多の松原を通り抜けて、野中兼山の開いた手結びの港に着く。そこで船を雇って大阪へ脱出したいと思ったが、海が荒れ波が高くて船を出すものもなく、あきらめて手結山三里の参勤交代道を登った。峠の茶屋は昔藩主の休憩所になった琴風亭で、名物のあん餅に甘党の新平は舌鼓を打った。この時も新平は盆の下に十円札二枚を残し、驚いた茶店の若嫁と押し問答になったという。琴風亭の餅はその後江藤餅といわれていたそうで、今でも新国道に店を移して売られている。

新平が茶店を出て二時間ばかりたった時、新平の高知脱出を知った官憲が多数あとを追ってきた。一隊を指揮するのは、高知県小属細川是非之助であった。

その日新平は十三里、五十キロ余りを歩き、安芸平野をすぎ、更に東行して大山峠を越え、その麓にある下村山の店屋、小原庄蔵方で夕食をとった。小原庄蔵もこれまた義俠の人であった。彼は一昨日田野の番人が二人来て、これこれの旅人を見たら必ず番所に知らせろと念を押して帰ったにもかかわらず、新平を助けようと思った。小原は妻お虎と相談し、その夜はお虎の実家山本家へ泊る世話をし、翌二十六日には案内役を買って出て伊尾木を出、下山を経て奈半利川の河口、田野で、やはり小原の才覚で川舟を雇い、奈半利川をさかのぼった。

新平の目指すところは、高知県と徳島県の県境の高知県側にある港町甲浦であった。甲浦は背後の野根山でとれる豊富な薪炭を大阪に船積みする港として盛え、薪炭の集積地野根と共に、当時の阪神地方のエネルギー源の一つであった。奈半利川口から甲浦へ行くには、室戸岬を大回りする海ぞいの道と、距離では半分の山越えの近路がある。近路をとって、奈半利川をさかのぼり野根川を下れば、甲浦の隣村野根に着くはずであった。しかしその道は四国山脈が続く深山であった。

当時野根山越えには、野根山街道と、野根山裏街道と、新平が通った木こり道、日そどの峠越えとがあった。奈半利川をさかのぼったところで小原と別れた新平は、北川郷のどこかの民家で泊り、そこで蓑笠をゆずりうけ、案内人を雇って山越えに挑んだ。三月二十七日は豪雨であけた。降りつのる雨は濁水の滝となり、道も流れ去って途絶え、山霧に方向もわか

らぬ中で、道案内人は腹痛を言いたてて逃げ帰ってしまった。その辺りの平均雨量は全国有数の土地である。笠にあたる雨が重く感じられるほどの雨に進退極って、若い次郎が探しあてた洞穴でひとやすみした。そのとき新平は次郎を前にして、これまで忠実に尽してくれたことを感謝するとともに、「今、君に報いることができないのは残念である。もともと君は此のたびの事には何のかかわりもないのであるから、今から我々と別れて自訴するように」と心からすすめた。江口もかたわらから口を添えた。しかし船田次郎は「私は賤(いや)しい隠岐(おき)の漁師の生まれでございますが、義理を知っております。先生が盛運のとき御暇を賜るのであれば、御命令に従います。しかしこの様なときに、どうして去ることができましょうか」と涙と共に語る顔には、至誠が漲(みなぎ)っていた。

豪雨はその夜まで降り続いた。山路はますます険しく、新平が持つ磁石でようやく方向を手さぐりして進むのだが、その夜はついに前は急流、後ろは絶壁という難所に踏みこみ岩の張り出したわずかなすきまに、立ったまま夜を明かした。のちに新平は「余は母腹をいでしより、未(いま)だかってこの如き苦痛に遭遇せしことあらず」と語ったほどの辛酸の旅であった。いかに頑健な新平のからだも、佐賀をたって以来の苦しい旅に、持病の痔も発したであろうし、その疲労ぶりは想像に余りある。その時まで手放さなかった銀装の太刀を、木の枝に吊

して残した。この太刀は、慶応三年に新平が初めて藩主から上洛の命を受けた時、その祝いにと佐賀藩執政野口氏から贈られ、それ以来野口の恩に感じて肌身離さず持っていた大小のうちの太刀であった。

夜が明けて川上へ少し登ると、いくらか空が明るくなり、雨が上がってきた。峠へ出ると隠岐の海で育った次郎が、海のにおいがするという方向へ下った。この北川郷尾河の里の東の峠を下る道は、中岡慎太郎が、十年前に脱藩したとき踏んだ道である。一山越した先の日増谷には人家があった。なかでも大きな一軒の農家、川島家に一行は立ち寄った。

「北川の奥に材木を買いに来たが、昨夜の雨で道に迷うて野宿した。何ぞ食い物があったら貰えんだろうか」と声を掛けると、十歳ばかりの男の子が出てきて、茶を出し、その日は「常磐さん」の祭日だったので、つきたての餅を盆に山盛りにしてもてなした。その少年こそ『逆打司法卿』の著者山路福一氏の夫人の祖父清次郎であった。少年清次郎は、この三人連れはどうみても侍だと思った。礼にと出された円札は少年がはじめて見るものであり、新平の金ぐさりのついた大きな蓋付きの金の懐中時計にも目を奪われた。「まだこんな時間か」と新平がパチンと蓋を閉めたその音を、少年は生涯忘れなかったという。

新平が道案内を頼むと、祭日で忙しい父に代わって少年が先に立って歩いた。十町ばかり山道を下り、川口の在所に着いたのは九時頃であった。そこから棚越えの山を越して名留川へ

出た。名留川は野根村の中の一部落である。そこで別れた利発そうな清次郎少年に、新平は東京に残した四人の息子の面影を思い浮かべて、胸の痛む思いがしたことだろう。

清次郎は九十四歳の長寿をまっとうしたが、この日の鮮烈な思い出を語り伝えた。孫娘の夫にあたる山路福一氏は、室戸市佐喜浜（さきはま）に住む同好の郷土史家松野仁氏と共に、実際に新平が歩いた道を踏査研究し、前掲書を著（あらわ）された。此の文はそれに基づいて書いたものである。

天地知る

そのころ高知県小属細川是非之助は、すでに新平の動静を探知していた。新平が宿を取り、食事をし、道を尋ねるたびに、気前よく円札で礼をしたのが、あとを追う捕吏の目印となっていたのである。彼は県庁への報告書に「いずれ野根、甲浦の中にて、捕縛にも至り申すべく哉に存じ奉り候」と書いていた。

一方、清次郎少年と別れた新平らは、海辺の町野根浦に下る途中、とある民家の門口に赤ケットが干してあるのが目に入り、此の辺にも捕吏が入って来たかと一瞬たじろいだ。

野根の町に着いたのは正午過ぎであったと思われる。薪炭の集散地として栄えた野根の本通りは、鉤の手に作られている。藩主の行列に、いつまでも土下座をさせぬための配慮だという。新平はその官道を甲浦へ向かう途中、野根の豪商福村家へ立ち寄った。福村家は郷士の出で当主安兵衛は次男で、海運業を営んでいた。幕末、天誅組生き残りの息吹周吉が重傷をうけていたのを船底にかくまって救い、世に出した俠気ある人であった。あいにく福村は

留守であった。のちに「自分が家にいれば、何としてでも救えたのに」と悔やんだという。

新平は福村家の妻女婦喜に奉書紙と筍笠を買い求めてくれるよう頼んだ。その奉書紙に何を書いたか婦喜は知らなかったが、それは岩倉具視宛ての書簡であった。婦喜は新平を手厚くもてなし、出立のときにはわらじの紐を結んでやって見送ったという。それを見ていて密告した人がいたが、そのためにその人は町にいられなくなったという。この話は、前田総六氏が、母方の祖母、福村婦喜から聞いたこととして私に語ってくれた。

当時甲浦、野根二区の戸長は浜谷清澄といい、佐喜浜の豪商浜屋の出身。温厚篤実な良吏であり、浦正胤は同区の番人であった。浦は甲浦、野根の途中、風光明媚な白浜近くの狭路に関所をもうけ、旅人を一人一人改めていた。そこへ来かかったのが東京から派遣されてきた捕吏山脇宗之進であった。山脇は内務省の属という位置を笠にきて、「江藤がこちらへ逃げたことは明白であるのに、未だ捕えぬというは、お前が逃がしたのではないか」と傲慢な態度で咎めた。浦は戊辰戦争に出陣した剛直な中年の士である。憤然として「来ないものを捕えることができるか」と言うと、山脇はひるんで「おおかた別路を通って阿波（徳島）へでも逃げたのだろう」と、阿波を目指して早足で立ち去った。浦は区長浜谷の家へ行き、内務省派遣の捕吏の言葉を伝えて相談、江藤一行は多分海路をとって脱走したものだと結論に達し、以後は警戒を弛めることにして、浦は一旦帰宅した。

そこへ「福村家の怪しげな三人の客」を注進に来た若い男がいた。その井上という青年の家は福村家の近くで、町の素封家であったから、江藤司法卿が指名手配されていたことも知っていたに違いない。注進することは、誉められこそすれ、それによって自分が町の人の顰蹙を買い、郷里を離れずにはいられなくなろうとは、思いも及ばなかっただろう。後に新平を恨みに思ったのも無理からぬことだった。

浦は青年の報告を聞くとすぐ家を出て、新平一行を待ちうけた。ほどなく坂道を東に下って来た一行三人を見ると、その中の年齢四十歳ほどの主人らしい人物は、目深に笠をかぶり和服のトンビ（二重まわし）を着て、旅に疲れた様子ではあるが気品があった。他の一人は年齢二十七、八歳、面長なすらりとした侍風であり、赤毛布を持ったあとの一人は二十五、六歳ほどのたくましい青年である。まさに手配書にある通りであった。浦は一目みて「これだ」と思った。

「客人は何処から来て、どこへ行かれるのか」と聞くと「高知から浪華（大阪）に向かうものである」と共の一人が答えたが、その言葉に九州なまりがあることに、戊辰戦争帰りの浦はすぐ気付いた。「何処の生まれか」と聞くと「浪華」と答え、何の用でと問うのに商用なりと答えたが、旅行券の提示を求めると、大阪を出たのが数カ月も前のことで、そのときは必要がなかったから持っていないと言う。浦は「それでは県庁の許可があるまで、この地に留ま

るように」と命じた。新平はその問答を聞いていたが、浦に「君は番人であるか。しからば君に密かに相談したいことがある。どこかに我らを案内してくれぬか」と言った。

浦は内心ホッとして三人を甲浦役場に連れて行った。

新平はもし逃げるだけが目的であれば、浦を斬ることなど戸田流免許皆伝の腕を持つだけに、たやすいことであったろう。しかし新平の目的は東京で公正な裁判を受ける事にあった。

当時の戸長役場は、現在、忠魂碑が建つ一画だったらしい。そこには今も「江藤新平君遭厄地」という二メートルにも余る石碑が建っている。大正六年甲浦青年団によって、新平の霊を慰めるために建てられたもので、供花が絶えない。

戸長役場に案内された新平は、形をあらためて「余は山本清と申す岩倉右大臣の執事である。実は食違い事変（岩倉暗殺）以来、内務省の探偵として、ひそかに佐賀、鹿児島、高知の三県へ出張を命じられた者である」と言い、懐中から一通の書状を取りだし、これを岩倉右府宛に急送するようにと依頼した。

浜谷は新平の人相書を見ていたから、一目見て江藤一行であると確信したので、すぐさま県庁に急を飛ばした。一方新平らに対しては、元庄屋光井権七方を借り受けて宿舎とし、士族を集めて周囲をかためた。光井は羽織袴で挨拶に出た。夕食には浦が酒の相手をつとめたが、新平は若い従者たちの疲労を思ってか刺し身を注文したという。新平は浦正胤という名

に興味をもった。浦姓は、新平の母の実家の姓であり、「胤」は、二十一代続く江藤家初代江藤胤晴から、代々その名に必ず付けた一字であり、新平も元服の際、胤雄と名乗ったからである。そのとき新平は、捕縛されることをすでに覚悟していたのだろう、記念に、と革袋から自分が司法郷のときに編纂した『憲法類編』を取り出して浦に贈った。秘蔵の刀を捨てた新平が、持ち重りのする法律書をそれまで捨て切れずにいたのである。家人が座敷に布団を三つ並べて敷くと、江口と次郎は自分たちの布団を新平の足もとに敷き直したという。

翌朝、細川是非之助が騎馬で駆けつけてきた。細川は浦が「山本清」より岩倉宛の手紙を預かったことを聞くと、「それこそ疑いもなく江藤新平であろう。この手紙は職権によって開封する」と三人立ち会いの上で封を開いた。

「謹而白、私儀自ら作せる罪の次第、及び一片の寸心、一応殿下方或は諸参議衆の内へ拝謁、申し陳べたく存じ奉りたく、先月二十三日夜決意、豊筑路塞り候に付き、薩州へ参り西郷へ其の旨申し置き、夫より土州に参り、路を紀尾に取り東上の心得に候処、土州取締まり厳重、東上出来難く空しく相止り申し候。仰願くば東上の路行出来候様の御沙汰下され候はば有難く存じ奉り候。勿論前談の次第寸心を申上候て、謹んで刑に就くの心得に御座候。此段申上げ度く、此の如くに御座候。

第三月廿七日　　頓首再拝

江藤新平

「三条太政大臣殿
岩倉右大臣殿
木戸参議殿
大久保参議殿
大隈参議殿
大木参議殿

此の書簡の写真をみると、これが新平の字かと思うほどに乱れている。前夜、豪雨の中で立ったまま過ごし、ほとんど睡眠もとらず山中を歩き回った疲労の極みにあって、福村家で急いで書いたものと思われる。日付を一日まえの二十七日に間違えているのも、疲労のためであろう。

宛名の三条以下、他の人々はともかく、新平は大久保が自分のことをどのように考えていると思っていたのだろうか。その時海軍卿の地位を得、陸軍郷の山県有朋とともに、大久保の軍事面での両腕であった勝海舟は、後年（明治三十年二月十八日）語っている。

「江藤新平は驚いた才物だよ。ピリピリしておって、実に危ないよ。だもんだから大久保の留守中に、何でもかでも片っぱしから自分でさばいてしまったよ。それであとで大久保と仲が割れたよ。そうしてとうとうあんな最後を遂げてしまったがね――。実に気の毒なことをしたよ」

才物といえば勝海舟ほどの才物はない。なにしろ徳川の家来でありながら、維新の大波を乗り切って、ただ一人新政府の大臣に浮かび上っているのである。それに反して新平ほど馬鹿な男はない。明治の新しい日本を創造するという願望以外、まわりのことや他人の思惑なぞ全然眼中にないのである。さんざん大久保の政策に反対しながら、まだ大久保に憎まれていることさえ気付かぬほどの、うかつな男であった。

ともあれ岩倉宛の手紙が動かぬ証拠となった。踏み込んでいって縛りあげればよいところであったが、元高知藩士、馬廻り三百石の侍だった細川は武士の情を知る士であった。「江藤は参議の要職にあった人物である。これを縛するには、礼をもってせねばならない」といって「珍客あり。囲碁中なれば枉(まげ)て御来駕(らいが)ありたく」との書状を持たせて新平だけを区長浜谷の官舎に招いた。浜谷は細川を紹介し、しばらく雑談していたが、細川は口中がからからになってなかなか言い出せない。碁盤を持ち出して、新平に白石を渡した。新平が打ち、細

川は黒石を打ったその勢いで、懐中から手配書を取り出し「このお方をご存じでございましょうか」とかすれた声を出した。新平は宿を出る時から覚悟をし、それとなく次郎に声を掛けていたので、従容として「私は江藤新平です」と答え、おもむろに携えていた小刀を細川に差し出した。細川が「江藤殿、お召捕り」と言うと、隣室で待機していた田野の番人北川武平次がとび込んで来て、形式的に軽く両手を縛った。三月二十九日であった。

その夜、細川は新平の寝所に行き、「昼間は県から派遣された役目柄、やむなく捕縛しましたが、今夜は細川個人として、先生のお縄を解きます。どうか自由に欧米へでもお出かけ下さい。あとの責任は一切この細川が負います」と言った。新平は「好意はまことに有難く思う。しかしどうか法の定める通りにしてくれたまえ」と答えて動じなかったという。これは細川是非之助の孫、高義氏の談話である。

ここで新平が、自分一人の安泰を計ったとしたら、新平の値打ちはない。それでは佐賀を脱出したのが、部下を捨てて戦場を離脱しただけとなり、それは彼の信念に反することである。船田次郎の証言によると、新平は東京で裁判を受けたあと、自決する覚悟であったという。武士にとって自決することなど、縄目の恥をうけることにくらべれば、なにほどのことはない。しかし新平は、あくまでも佐賀県士族が岩村権令の挑発を受けて暴発したという事実を政府に認めさせねばならなかった。

そのとき没収された新平の所持品は、銀装の小刀、金時計、二千五百円余りの現金と雑貨の入った革袋、それに六連発のピストルであった。銀装の小刀は梅の古木と忠の字を刀身に彫った梅忠（文明年間の尾張の刀工）一代の名作であったが、この所持金と刀などはすべて没収されたままで、遺族にも返還されなかった。

一方、光井家に残された次郎は、浜谷の官舎へ向かった主人の身を案じて、捕縛を覚悟してこっそり宿を抜け出すと跡をつけた。玄関でうろうろしている所を何人もの男に取り押させられ、奥庭にひったてられた。見上げた座敷には、新平が手首を縛られて、仁王のように立っていたが、次郎を見た目はやさしく、微笑を含んでいたと、後に次郎は語っている。

いよいよ新平は佐賀に送られることになった。そのとき海岸を警戒していた軍艦が甲浦港に入り、新平の身柄を受け取ろうとしたが、細川はその請求を拒絶し、細川の裁量によって送られることになった。新しく作られた護送用の轎に乗せられた新平ら三人は、厳重に守られ、三十日に甲浦を出発した。ものものしい行列を見た住民の間に、日本一の大泥棒が捕まったらしいと噂がひろがり、集まった群衆に空砲を打つ騒ぎがあったという。

細川は護送の途中だけでも新平を慰めようと考えた。朝は遅く宿を出発し、夕方はまだ日が高いうちに宿につき、普通三日の行程を六日かけて、あたかも賓客を遇するようであった。第一夜は佐喜浜の江戸屋に泊った。近所に住む医師、清岡秀璞は、かねてから新平に私淑し

ていたので、六歳の養嗣子を連れて見舞いに参上し、日本外史を素読させて慰問したという。子煩悩な新平にとっては、東京に残した息子たちを思い出す苦しい一時であったかも知れない。「賢い子じゃ。人の役に立つ者になれよ」とやさしく頭を撫でられた清岡驕太郎は、長じて県会議員になり、佐喜浜の港湾開港に先鞭をつけた。

夜も更けて、江戸屋の厠（便所）にたった新平に、捕吏の長、本山守時がひそかに近づいて耳打ちした。

「私は以前から閣下の御高名を知り、敬慕致して居りましたが、今日の御悲運に至って、はからずもお目にかかることになりました。閣下の天運はまだ尽きてはおりませぬ。なにとぞ此の地を脱出してください。後事は私が死をもって当たります」

新平が黙っていると、

「お疑いになるのですか、閣下。今日の事は天下の人がみな悲しんでいることでございます。私が今、閣下の危難を救わねば、良心が許しません」

その顔には誠意が溢れていた。新平は黙然としてそれを聞いていたが、

「君はまことの男子である。捕吏にしておくのは惜しい人物である。親切はまことに嬉しいが、私には私の考えがあるから」

と本山の身命を賭しての好意に深く感謝した。

本山守時（もりとき）は、のちに大審院判事となった。

高知への道の最後の宿は、岸本町の元郷士畠中義明の邸であった。畠中は郷士とはいえ名家であり、その邸宅は十三代藩主が東巡の際の旅日記に、「其居宅広壮、観る者、目を驚かす」と記されたほどの富豪であった。畠中もまた出来うる限りの歓待をした。宴も酣（たけなわ）となり新平は畠中の請（こい）に応じて、即興で詩を作り揮毫（きごう）した。その筆跡は、体力も快復したとみえて雄渾（ゆうこん）である。

去時幾臥野　還日縛在身
去還千野地　為国為若人
翠霞横遠嶺　桃花咲海浜
悠々行路緩　聊忘此辛苦
大屋埋金玉　投宿夕陽辰
庭上奇岩秀　佳肴満金盤
衛余旧知己　談中玉杯巡
此間主人意　綿々何可忘
此間坐客思　欲酬結草時

右宿岸本邑畠中君家即席賦短古　南白生

南白は新平の雅号である。

新平は護送にあたって、これほどまでの厚遇を与えてくれた細川是非之助に、

人心惟危道心唯微故聖人戒之曰誠其中
未曽不感歎敬称也因移得人心維危語
而賦和歌且以自戒云
　郭公声まちかねて終（つい）にはた
　　月をもうらむひとここちかな　　新平

と書いたものを贈り、本山守時には、同じ和歌と、高知から佐賀へ送られる艦中で、次の漢詩を書いて贈った。

軍艦の中でも、厚遇を受け、自由であったとみえる。

京洛寒光富岳煙
感時烈士惜流年

北風磨出三峯雪
独倚蘭干転凄然

麗かな春の陽の下に、これほど丁重な囚人の護送はないほどの款待を受けながらの六日間の旅であった。沿道には人々が垣をなして見送り、宿舎には、紙や絹を携えて、新平の揮毫を乞う者が押しかけたという。

細川のもとには、督促状がとどいていたので、六日目にようやく高知についた。

新平は、二月二十三日に佐賀を脱出して以来、多くの人々の庇護を受けた。それは新平の行った新政策が、民権を擁護するものとして、少なくとも政治に関心のある知識階級の人々に理解されていたからである。また政治には関心のない海辺の人、山中の人にも温かいもてなしを受けたのは、主従三人の人柄が、人々の警戒心を解きその琴線にふれる所があったからであろうが、

何よりも高知県人の温かい人情と強い義侠心に負うところが大きいといってよい。

大久保のもとへ「江藤捕縛」の報が届いたのは四月二日であった。彼はその日の日記に「実に雀躍に堪えず。岩村、山田、西村等と一盃を傾け、各詩歌を詠じ、至情を尽す」とある。

「四月三日、今晩勅任（官）より判任（官）に至るまで餐応いたし、各、歓を尽す。賊敗走数日を経、捕縛する能はず。実に苦心言ふべからず。今夕始而安心せり」

「四月四日、午后岩村、山田、船越同道、上佐賀邸に至る。桜花爛漫、真に賞むべく、一盃を傾けて飲む数刻、しかして帰る」

大久保はこのような手放しの喜びようから推量しても、彼はただ単に佐賀士族の暴発を鎮圧するために兵を出したのではなく、江藤という政敵を屠るために戦いを仕組んだのだということが判然としてくるのである。

四月三日、高知に着いた新平は、権令岩崎長武の一応の審問を受け、翌四日、佐賀征討本営から出張した内務省官員に引き渡された。高知港からは軍艦猶竜に乗せられ、鹿児島経由で、四月七日佐賀の南方早津江に到着した。大久保日記に「江藤始め九人の賊、護送、早津江着船」とあるから、船中で新平は、香月や山中らと再会したと思われる。どのように悲痛な場面が展開されたであろうか。しかしその時新平は、まだ若者達を救う道があると望みを捨ててはいなかった。早津江からは人力車に乗せられ、その日の夕刻、旧佐賀城内県庁の獄舎に入れられた。新平と従者の獄は、他の征韓党、憂国党の囚われた人とは離され、一般の囚人、すなわち人殺しや泥棒と同居させられたのである。もはや新平は、大久保の鉄の手に

よって握られたのであった。

佐賀に新征討総督東伏見宮嘉彰親王が着任されたのは、三月十四日であった。太政官が東伏見宮を征討総督に任命したのは、それによって佐賀以外の各地、特に西南における不平士族の決起を押さえるためもあったが、同時に、朝鮮、台湾、樺太などの問題が山積していたので、すでに佐賀征討の戦闘が終了した以上、大久保を帰京させようとしたからでもあった。しかし大久保は、江藤の処分をすませるまでは、佐賀を離れるなど思いもよらなかった。

元来廟議は、江藤を東京に連行し、禁錮の刑を科する意向であった。佐賀においては、ただ予審のみを行わせるため、元参議である江藤新平を審理する地位を持たない権判事河野敏鎌と権大検事岸良兼養を派遣したのである。とくに河野は江藤家の元書生であり、新平からは深い恩義を受けていたから、岩倉右大臣、大木司法卿からは、出発にあたって、新平の身柄に対しては、特別に配慮するよう申し聞かされていた。

新平捕縛の報が東京にとどくと、三条太政大臣は新平の身を案じ、岩倉も同じ考えであったから、大久保に「江藤の命を助けるように」との密使を送った。それを聞きこんだのが伊藤であった。伊藤は、岩倉が密使を出発させたことを、大久保に急報した。工部卿である伊藤なら、電信をどのようにでも操作できたであろう。

岩倉の密使が、佐賀の大久保のもとに着いたとき、大久保はすでにその内容を知っていたから、新平の処刑がすむまで、さまざまな口実を作って、密使とは面会しようとしない。密使は幾度も大久保を訪ねて、しきりに面会を求めたが、最後まで大久保は、巧みに回避しとおした。

明治七年四月五日、佐賀城内に臨時裁判所が設けられた。裁判長が大判事河野敏鎌、大検事岸良兼養、大解部山崎万幹、権大解部増田穂風のメンバーで、河野、岸良は権がとれて大判事、大検事となった。形ばかりは整ったが、新平が司法卿として整備した裁判制度は行われず、十分な尋問や審議もなければ、傍聴人も代言人（弁護士）もなく、控訴、上審の途もなかった。

捕縛したものから順次、取り調べを始めたが、法廷となった城内二の丸大手門前には、数十人の官吏と巡査、獄卒が、拷問の責め道具を並べたてて威嚇し、封建時代の暗黒裁判そのままの情景であった。

木原隆忠は島義勇の従弟で、島津久光と同行して西下し、島に降伏をすすめに来てそのまま抑留された人物で、戦いとは何の関係もなかったが、取り調べにあたっては、顔や手足から血が飛び散るほど棍棒でなぐられた。

木原に「裁判長は武士を取り調べる作法を知らんか」と怒鳴りつけられた河野は、黙って引き退ったという。また戦闘で負傷している村山長栄も、五体を乱打され、河野が「痛くないのか」と聞くので、「人を殴打して痛くないかとは、それが武士に対する言葉か」と言い返した。河野は急に顔面蒼白となり、書記二人に抱えられるようにして退廷したといわれる。

新平の裁判らしいものが行われたのは、佐賀に護送された翌日の四月八日と九日の二度だけであった。大久保の日記に、

「四月八日、裁判所へ宮へ随従、江東（藤）の裁判を聴聞す。今日山田少将、岩村四等出仕出省如例。河野大判事より擬律（判決）伺有之。評定之上、宮へ相伺、御異存無之。伺之通にて相下げ候」

とある。

この裁判は、まったく形式だけのものであった。

大久保は佐賀に入城した三月一日のうちに、幕領として同判した岩村通俊ら三人に、乱後の措置を文章に拠って相談したが、すでにそのとき新平の梟首を決めていた。また河野敏鎌は、大久保の心中を察し、それに迎合するため三月十四日「断罪意見書」を提出した。それによると「首ハ梟、従ヲ三等ニ分チ、其重キ者ヲ斬、其ノ軽キ者ハ懲役終身、尤モ軽キ者懲役十

年、其ノタダ附和随同スル者ハ懲役百日（士族ハ除族ニトドム）御処断相成候テハ如何御座候哉」というものであった。すでに判決は決まっていたのである。

当時、日本の刑法には、内乱罪や騒擾罪（騒乱罪）などの条文はなく、百姓一揆などを対象とする兇徒聚衆罪があるのみであった。明治政府は、前将軍徳川慶喜の罪をゆるし、新政府軍に会津で抗戦した松平容保に対しても「封土没収、永預け」の刑を科したに過ぎず、函館五稜郭にたてこもった榎本武揚は、木戸孝允が「無罪放免は筋違いである」と反対したにもかかわらず、大久保が同じ薩摩藩出身の黒田開拓次官に同調し、在獄三年で赦免にいたった。その問題が解決したのはわずか二年前、明治五年のことであり、この年の一月十八日、海軍中将になった榎本は全権公使としてロシアに使いしている。

四月の大久保日記は、「四月九日、宮へ随従、裁判所へ江東（藤）其外の詰問を聞く。江藤陳述曖昧、実に笑止千万、人物推して知れたり」

と罵倒している。同じ日、大久保は宮を河野の邸に招待した。「桜花いまだ残り、春日暖和にして、佳興を尽す」とあるが、宮が喜ばれた様子は書かれていない。大久保にとって、政敵とはいえ、いまや敗残の身の新平に対し、一片の武士の情というものもなかったのであろうか。この日記もまた、佐賀戦争が大久保の私怨によって引き起こされたことを証明している。

陳述が曖昧と大久保はいうが、そのときすでに新平が戦争の推移を陳述した「口供書」というものが提出されていた。それは三千字にもおよぶ漢文まじりの文章で、送り仮名の入る現代文に直せば、相当な長文になる。それがどこで口述されたものかの記録はないが、詳細を極め、とても一日や二日で作られたものとは思えない。あるいは新平が、裁判をうけるに際して、その参考となるように護送の途中みずから書いたものかも知れない。新平の文章らしいのである。山中一郎や中島鼎蔵が、口供書に、本人の陳述と違ったところがあると拇印をこばみ、警吏に押さえつけられて、無理やり拇印を押させられるという騒ぎになったとき、新平は彼らに、逆らわず拇印を押すようにすすめた。新平は、いずれ東京における正式の裁判によって事実が明らかになると信じていたからであろう。

その前年行われた京都府知事槙村正直の裁判ですら、被告が政府高官であるというので、東京に臨時裁判所を開廷し、裁判官以外に九人の政府高官からなる参座（陪審員）を設けて公正を期したのである。それゆえ新平は、元参議である自分が、東京以外の土地で、このような無法な刑に処せられるとは夢にも思わず、「口供書以外にしゃべることはない」と何を聞かれても、ほとんど答弁らしい答弁をしなかったに違いない。

河野敏鎌は、のちに「大久保から千両の首斬り料を貰った」と世間に噂されたが、新平も、よもや河野が裁判長として自分を裁くとは思わなかっただろう。まだ新平が司法卿であった

頃、河野が新平に出した手紙が残っている。それは模様の入った舶来のレターペーパーに書かれた、新平へ贈物した事を知らせるものである。

その河野が裁判長席に得意顔で腰かけ、通常の罪人に対すると同様に傲慢な態度で審問を始めた。新平は河野をキッと睨みつけると「敏鎌（とがま）、きさまは何の面目あって、余にまみゆるか」と一喝した。河野は顔をあげることができず、うなだれたまま引き下がったと伝えられている。結局弱い人間だったのだろう。河野は、司法権の独立を無視し、封建時代の暗黒裁判に逆戻りして江藤を梟首することにより大久保の側近になろうとした。後には農商務大臣から枢密（すうみつ）顧問官にまでなったが、その死ぬ時は、精神に異状があって、普通の死ではなかったと伝えられている。

四月十三日の早朝五時、新平は獄卒によって法廷召喚を告げられた。五体をがんじがらめに縛られ、周囲を獄卒に囲まれた新平が、佐賀城内二の丸大手御門前にもうけた「臨時佐賀裁判所」の大玄関前にひかれて行くと、同じ姿の香月、山中、中島ら征韓党の若者たちがあらわれた。新平だけが別の獄に入れられていたから、久し振りの対面であった。

「先生」「先生」

「おお、香月か、山中か……」

と互いに名を呼び交わすだけであったが、万感の思いが籠められていたことだろう。法廷には、島義勇をはじめ、憂国党の幹部も出廷していた。

裁判は口供書の朗読から始まった。まず新平の口供書を読みあげ、拇印を押させた。山中、中島らが、口供書の内容に違うところがあると異議を申し立てて押捺を拒み、新平がたしなめて押させたのは、此の時である。新平は、その日判決が下されるなど、思いも及ばなかった。予審裁判だとばかり思っていたからこそ、山中や中島をたしなめたのであった。

一方大久保は処刑を急いでいた。遅れればどのような邪魔が入るかわからない。現に岩倉からは「江藤を死刑にしないように」と言う手紙を持った使いが来ているのである。

大久保日記によると、最初の裁判の日である八日に、東伏見宮に伺いをたてたところ、「御異存これなく」とあるが、宮は、あまりにも性急な判決に躊躇され、「今少し待て」と三日間は許されなかったようである。なぜなら、四月十二日、すなわち新平の死刑執行の前日の大久保日記に、河野敏鎌、岸良兼養が江藤、島一党の罪を断ずるよう伺書を持参してきたので、「岩村、山田、武井一同、宮へ出頭、裁決を乞う。伺いの通り相済み、口書一席にて読上げ、終って河野子（氏）へ返す」とある。

このように周囲が大久保に加担して、新平の断罪を迫れば、年若い宮がいつまでも反対することはできなかった。ただ、大久保が新平らの斬首の刑を、一般の罪人同様に行わせよう

としたのには、強く反対された。

「江藤、島のごとき功臣であったものに対して礼儀に反する」

というのであった。そこで、特に巡査の中から、新平には、大分県竹田出身の士族野口重正が選ばれ、用いる刀も、肥前忠吉の銘刀が用意された。

一同が口供書の拇印を押し終えると、新平はまた縄をかけられ、大玄関前の荒むしろの上に引き据えられた。縄尻を一人が持ち、何人かがまわりを囲んでいた。

「其方儀、朝憲を憚らず、名を征韓に托して党与を募り、火器を集め官軍に抗敵し、逆意を呈す科に依て、除族の上、梟首申付る」

不意打ちであった。

さきにも書いたように、明治六年六月、公布された法律「改定律例」によって、梟首という野蛮な刑罰は廃止されているのである。そのなかで「磔刑（はりつけ）は固く之を廃し、重科の梟首（さらし首）は斬首に改め、絞首は終身懲役に下す。従来の笞杖（むち打ち）徒流（流刑）は悉く懲役に改める」としている。

梟首は、斬刑に処せられた人の首を、晒場の獄門台に五寸釘で刺し留め三日二夜の間、人目にさらすという残酷な刑罰で、武士には行われなかった。徳川時代にあっても、その罰は

幕府の「御定書百箇条」によって、強盗殺人や尊属殺人、多数で有夫の女を姦した主犯などに科せられる「重い破廉恥罪」とはっきり規定されていたのである。

この改定律例が校了したのは明治五年八月であり、十カ月間、左院、太政官の議に附され、翌六年六月、ようやく裁可を得た。裁可にあたって「朕さきに司法に勅し、国家の成憲に原き、各国の定律を酌み、改定律例を修撰せしむ。……なんじ臣僚（多くの臣下や役人）其れ之を遵守せよ」という勅語が公布された。

誰よりも法律にあかるい新平が、法律に反した破廉恥罪を科せられて、ただ黙っていることはできない。縄尻を取られたままパッと立ち上がると、「私は……」と怒号した。

この日の裁判を、河野裁判長の随員として、河野のうしろに立って目撃していた安居積蔵が、『梟せられし司法卿』という著書に、つぎのように記している。

「現に某は、河野裁判長の背後から君の様子如何にと打守って居った。其宣告文を読み上る間は、君も相当の敬意を法廷に表し、首を少しく俯して居たが、『梟首申付る』と読み終わるや、君は猛然として面を抬げ、唯『私は』と大喝するや否や、無情の廷丁は屹立せる君の体軀を無二無三に手取り足取り、廷外に担ぎ出した。其時、君の顔色の凄じかりしことや、その肺腑を絞り出した『私は』の一声は雷の如く、其顔色と其声は、今も尚、ありありと耳目に残って居る程である。其光景は如何に壮烈に如何に悲痛なりしかは、十分に想像し得らるるので

ある。若し君をして『私は』以下に発声の自由を得さしめたならば、必ず当時の明治政府を愧死（深く恥じる）せしむ可き一言を、天下後世に残したであろうが、誠に是非も無き次第と言わなければならぬ。夫から彼の飛び上がったとか、腰が立たぬとか言う諸説は、君の此の行為を、遠距離から窺うて、面を抬げた姿勢を飛上ったと思い、又廷丁の君を擁して引出したる体をみて、斯く想像した者があったのであろうと推定する。此事実は、特に君の為に、其の死後に於ける名誉上の汚点を雪ぎ置くのである」

大久保は河野に命じて、新平が法廷で何の発言もできないように、万全の備えをしていたのであろう。その夜大久保は日記に、

「四月十三日、今朝出張裁判所へ出席、今朝江東以下十二人断刑に付、罪文申聞を聞く、江東醜体笑止なり」

と、政敵の死を嘲った。その日のうちに、新平の刑は行われていたのである。しかし大久保も新平の凄まじい眼光を、忘れることができなかった。はからずもそれは大久保の死と、繋がっていったのである。

その日刑を言い渡されたのは、梟首が江藤新平、島義勇、斬首が征韓党の香月経五郎、山中一郎、中島鼎蔵、朝倉弾蔵、西義質、山田平蔵の六人、および憂国党の副島義高、村山長栄、福地常彰、重松基吉、中川義純の五人であった。

新平は、刑情に向かうときには、すでにおだやかな表情にもどり、山中や香月らと微笑をかわしたという。

国を思う人こそ知らめ丈夫（ますらお）が
　心尽しの袖の涙を

が辞世の歌であった。

死に臨んで、新平は同じ言葉を三度、声高く叫んだ。

「ただ皇天后土（こうてんこうど）の、わが心を知るあるのみ」

と。数え年四十一歳であった。

それは勤王の志士の壮絶な死であった。大久保はその日の日記に「今日は都合よく相すみ大安心」と書き添えたのである。

征討総督東伏見宮嘉彰親王は、大久保が征討総督の自分をさしおいて、新平の死刑執行を決めてしまったことを怒ったらしい。その日、死刑が行われたと聞くと、突然佐賀をたち、

早津江から船で出発したのである。新平の処刑に対する反対の意思表示であった。行き先も明かではなかった。大久保日記の続きに、「今日、午后一時、宮、御出艦、長崎へ御着の筈」とある。大久保にすれば、佐賀から宮に随行して、堂々と凱施したかっただろう。

新平と島の首は、城内から西に四キロほど離れた嘉瀬川近くの千人塚にさらされた。その三日後、盲目の相良宗蔵が奔走して、新平の親族家永彦蔵（亡き妹栄子の夫）と浦久平（母方）らとともに新平の遺骸を受けとり、先祖伝来の墓のある木の角村蓮成寺に葬った。相良は、佐賀藩藩政改革をともにして以来の親友である。

新平が葬られて以来、いつ言うこともなく、「江藤新平さんの墓に詣ると、百災ことごとく去り、万願かならず成就する」と口伝えられるようになり、参詣人が続々と集まって来た。県庁はそれを厳禁するようになり、柵を設け番人を立てるなどしたが、それでも夜中秘かに詣でる人があったという。

現在、新平の処刑地跡には、新平の民権主義を心から敬慕しておられる、郷土史家北島泰三氏によって木碑が立てられている。

紀尾井町事件

新平の弟、江藤源作が、兄の刑死を知ったのは長崎裁判所の獄中であった。源作は佐賀で事変が起きたことを知ると、兄を救い出すために船を仕立て、諫早まで来たところを捕縛されたのである。

明治七年（一八七四）三月二日の『新聞雑誌』の記事に、「同氏（前参議江藤氏）ノ弟、某ハ諫早ニテ士族ヲ扇動セルヲ、長崎県ヨリ捕亡吏ヲ遣シ縛シタル由」とある。源之進と言う名を、商人風に源作と改めてまで、海外貿易に専念してきた彼が、士族を扇動して戦おうとするはずもないが、新平の弟である、というだけで捕縛されたのだろう。源作は長崎に送られ、県庁の獄に入れられた。

当時、長崎裁判所長は、島や岩村佐賀権令と横浜から同じ船に乗り、赴任してきた中島錫胤であった。彼は岩村の傲慢な態度をにがにがしく思っていたので、江藤源作が捕縛されたと聞くと、それはこちらに申し受けると、身柄を裁判所に引き取った。中島は、新平が中弁の

頃の同僚であった。そのことがあってか、県庁と裁判所の関係がけわしくなり、県庁は大砲を裁判所に向けて据えつけた、と中島はのちに語っている。

佐賀では、東伏見宮が突如として船で出発されたが、大久保は戦後処理のためすぐにあとを追うことができなかった。そんな中で、大久保はようやく岩倉右大臣の使者を引見した。使者が持参した書簡の内容は、先刻承知のうえであったが、大久保は大層驚いたふりをして「なぜこの手紙を早く見せぬ。江藤を死刑にしてはならぬと書いてあるではないか」と使者をどなりつけた。使者は、何度も面会を請うたが、許されなかった事情をのべたが、大久保は聞き入れず、使者を責め立てたので、責任を感じた使者は宿舎に帰り、自決して果てたという。

四月十七日、大久保は東伏見宮のあとを追った。朝九時、佐賀を出発し福岡へは夕刻七時に着いている。翌朝六時高連丸に乗船、九時出航、午後四時馬関（下関）に着き、一旦上陸して酒肴の供応をうけたが、六時にはまた船に戻り、夜通し航海して翌十九日の午後九時過ぎ神戸に上陸した。その間、東伏見宮は、どこをどう航海されていたのだろうか。大久保は、神戸からは汽車で大阪に行った。「一字（時）間にて大阪に着く」とある。その日は大阪の桜宮で遅い桜を賞で、旅宿に入った。四月二十一日、東伏見宮が大阪に来ると云う電報が入っ

た。喜んだ大久保は、大阪府権令税所や、側近となった岩村佐賀権令以下大勢を随えて、大阪天神橋まで出迎えた。当時はそこへ御乗艦がついたのだろう。大久保日記に、「天神橋へ御出迎いたす処、上阪御止りの電報あり。それより船字に参り、鳥尾、福原等参り、酒を酌み合す」と書いている。

東伏見宮は宮家の中から選ばれてヨーロッパに留学されただけに骨があり、よほど大久保の専横を憎まれたのだろう。大久保もやけ酒を飲むより仕方がなかった。しかし宮と別行動をとって帰京するわけにもいかない。

「川蒸汽これなく、人力車にて陸行、六字前発し、九時三十分神戸専崎（著者注・回船問屋か）へ着す。宮へ謁し今晩十一時頃、宮、龍驤艦御乗船、御随行乗船、十二時発艦」

四月二十四日、大久保は、無事に東伏見宮に随行して、横浜から新橋ステーションに着いた。駅には、政府閣僚の出迎えは少なく、わずかに伊藤博文、勝海舟、徳大寺宮内大臣が出迎えた。

大久保は、佐賀戦争を鎮圧することによって、彼が尊敬し手本としてきたビスマルク同様になり得た。すなわち、内務卿就任にあたって宣言したごとく、内務卿は

「天皇陛下ニ対シテ担保（任務を引受ける）ノ責ニ任ズ」との言葉通り、軍の統帥権までを

握ったことを朝野に示した。その結果、大久保に逆らう者はいなくなり、ただ一人木戸が、台湾出兵に反対したが、辞職という消極的な行動をとったにすぎず、大久保の地位を揺るがすものではなかった。

大久保が、新平の死後、江藤、島のさらし首の写真を、内務省はじめ各官庁の壁に展示したとき、これに公然と反対して、ただちに引き下ろしたのは、内務大丞の河瀬秀治ただ一人であった。河瀬は、木戸孝允の夫人の妹を妻にしていた人である。其のことがあったためか政界を去った彼は、のちに本郷に伝導所を建て、仏教の布教に務めて晩年を過ごした。

大久保の憎しみは、新平が東京に残した遺族にも向けられ、江藤家を知人が訪問するのさえ制限した。その中で、司法省時代の部下であった土佐の人島本仲道は、そのころは司法省をやめて代言人（弁護士）になっていたが、独り馬車を駆っては江藤家へ出入りし、なにくれとなく遺族の世話をした。遺族は老母と四人の息子、それに身籠った妻の千代子――彼女は新平が待ち望んだ女児を、新平の死後、産んだ――が佐賀に帰るときに、島本は横浜まで見送ったが、それから先は官憲のために拒まれ引きかえしたということである。

なお新平の死後には、一万円を越える借金が残されていた。前年参議に就任したとき、それまでの借家住いをやめて家を買ったために銀行から借りたものである。政府の役人となった薩長の下級武士たちが、佐幕派の大名の屋敷を、ただ同然の値段で取り上げたなかで、新

平は正当な金額を支払ったからであった。そのうえ彼はいつも若者を三、四十人養っていたので家計に余裕がなかった。家を売っても借金分に足りなかったが、弟の源作が後始末をし、老母と新平の次男松次郎を長崎に引き取った。源作は、長崎裁判所長中島錫胤（ますたね）の好意で入獄中も不自由なく過ごした。家族は刑死を覚悟して一同白装束で判決を受けたが、無罪放免となった。これは新平が司法卿時代に作った、連座制をなくした法律によって裁かれたからであった。幸い源作の貿易商の仕事は、順調に発展していった。

大がかりな征討軍によって、佐賀戦争はあっというまに片付いたのであるが、江藤らに対する残酷な刑罰は、反政府士族たちを委縮させるどころか、かえってその反抗心を一層強める結果となった。大久保はそういう士族の目を外にそらせるために、台湾への外征を行ったのである。木戸の言葉のとおり、まさに内治優先の舌の根も乾かぬうちにである。

「台湾の蛮賊を征伐するのに、五十万円以上かかったら切腹する」というほど熱心だった西郷従道（つぐみち）の言葉に反して、台湾出兵にかかった戦費は七百七十一万円であった。とても内治優先どころではない。そのうち兵員その他の輸送のために買い集めた十三隻の汽船の代金が四百十万円である。これは政府があてにしていたアメリカからの雇船を、アメリカ政府がことわってきたからであった。そのうえイギリス公使パークスは、台湾出兵に対して抗議的質問

をし、他のイタリア、ロシアと同様に局外中立を宣言した。

大久保が行った、元参議江藤新平に対する野蛮な裁判、刑執行が、西欧諸国の日本に対する評価を、急速に下落させた為である。黒田清隆は三条、岩倉宛の書簡に

「……旧参議等の刑戮に処せられ候儀、外国に対し、頗る恥ずべきの御事と顧慮仕候得共……」とある。

また『自由党史』には、

「江藤の獄を治するに当たり、内務卿大久保利通、特に佐賀に至り、之を処分するに苛察を極む。是を以て、当時我国に駐剳（駐在）したる外国使臣ならびに居留民等、頗る我司法権の独立を疑ひ、為に条約改正の事業に障碍（障害）を与ふるに至れり」

とある。不平等条約の改正は当時の国民の悲願であった。

大久保と大蔵卿大隈は、このピンチを乗り切るために、四百十万円で買い入れた汽船をすべて三菱会社に無料で貸し下げ、しかも修理料をつけ、その上に運賃は三菱の請求どおりに支払った。その後も大久保の発案で、八年五月から、それらの汽船はすべて無償で三菱に下げ渡し、そのうえ上海航路を開かせるために、航路助成金として年額二十五万円を与えた。此の時から大久保、大隈と三菱の関係がうまれ、三菱大財閥の土台が作られたのである。

岩倉は局外者として、台湾出兵が国威を失墜したとの声明を表したが、大久保は黙殺した。

明治七年（一八七四）は、佐賀戦争、台湾出兵で暮れたが、『民選議院設立建白書』の発表や愛国公党の結成によって、しだいに民権意識を持つ勢力がうまれ、それが西郷を暗黙の盟主とあおぐ全国的な勢力と結んで政府を攻撃し、大久保も大隈、伊藤の両腕だけでは支えきれなくなってきた。そのような情況に、先に江藤司法卿によって政府を追われ、三井資本と組んで先収会社という各地の鎮台の建設を請負う商社を経営していた井上馨が着目した。

明治八年一月、井上の斡旋で大久保、木戸、板垣が大阪で会談を開き、木戸、板垣は、政治の改革を行うことを条件に、入閣することになった。これを大阪会議という。

政府改革の条件とは、

一、元老院を設立して、立法を政府の権力者が独占しないようにし、また国会をおこす準備をする。

二、裁判の基礎を固めるため、大審院を設ける。

三、上下の民情を通じるため地方官会議を開く。

四、内閣と各省を分離し、参議は内閣にあって天皇を補佐し、各省卿はその省の事務に専念すること。

の四カ条であった。

三月八日に木戸が、十二日に板垣が参議に復帰したが、かんじんの大阪会議の協定は、ただ華々しく詔書が発せられ、法制が定められたにすぎず、三権分立も参議と各省卿の分離も、大久保らの反対で実現しなかった。

結局、木戸と板垣は、施政の責任を負わされただけで、大久保の独裁が続いた。

大久保は六月二十九日に、讒謗律（言論統制令）及び新聞紙条例を、九月三日には出版条例を発布して、言論、出版に対する空前の取り締まりをはじめた。東京の大新聞は、そのほとんどが民権論にかたむき、政府の圧制や外交の失敗を攻撃したからである。明治九年末までに、処罰された編集者、記者は、四十九人に達した。

このように大阪会議の条件が踏みにじられた結果、板垣は八月十日、木戸も九年三月、政府を去った。

〝大久保政府〟は、八月七日、大久保腹心の内務大丞松田道之を琉球に派遣して、藩主の上京と鎮台の分営を那覇に設けること、藩政の大改革と清国との朝貢関係を断つことを厳命させた。

ついで八月九日、江華島事件をひきおこしたのである。朝鮮では、長い間政権を握っていた大院君が政権からしりぞけられて国王の新政となり、攘夷主義がいくらか和らいだ。そし

て釜山の草梁倭館に対する取り扱いもいくらかゆるくなった。そこへ日本の台湾出兵が伝わり、動揺した朝鮮政府は対日の態度を改め、倭館に書を送って日本外務省の吏員と応接する意があることを伝えた。しかし、まだ大院君らの影響も残っていて、交渉はなかなか進展しなかった。

それをいっきに打開するために取られた策が、大久保が得意とする戦争挑発であった。

五月二十五日、日本軍艦雲揚、つづいて第二丁卯艦が釜山に入港し、九月に雲揚は西海岸を測量して江華島沖に到り、漢江をさかのぼって永宗城付近に碇泊した。

「突如として朝鮮砲台から砲撃された」という事になっているが、これは日本政府や海軍の予定の計画であった。佐賀戦争の際とまったく同じ手口である。しかし、大久保は台湾出兵のときの外国の日本に対する対応で懲りていたから、陸、海軍には開戦の用意をさせ、山県陸軍卿を大軍とともに下関で待機させたうえ、参議黒田清隆を特命全権弁理大臣とし、民間にいた井上馨を同副大臣に抜擢して朝鮮に派遣し、賠償と近代的な通商航海条約の締結を交渉させた。

朝鮮の大院君らは、はげしく主戦抵抗を唱えたが、清国の李鴻章が、上国の権威をもって圧力をかけ、対日和解に応ぜしめた。これにより日本は朝鮮において治外法権を持ち、関税は輸出入とも当分のあいだ無税とする権利を取得した。

六年政変で征韓を唱えた副島種臣は、日本軍艦が朝鮮へ行き、江華湾で砲火を交えたのを知ると、岩倉具視のところへ行き、「果たして我等の見込み通りになった」と言った。岩倉は深く感動してうなずいたと言うが、それは岩倉より大久保にこそ言うべき言葉であったろう。

内治優先の美名に隠れて大久保がしたことは、隣国朝鮮を武力で圧迫したことである。私たちは、政治家が、何を言ったかではなく、何をしたかを見極めるべきであると思う。

明治元年以来の懸案であった朝鮮問題が片づいたことにより、自信を深めた「大久保政府」は、士族への締め付けを強めた。九年八月には、金禄公債を発行して、それと引き換えに、いっさいの禄を強制的に廃止してしまった。明治六年から行われた秩禄奉還の、奉還願い制を徹底させたわけである。これは主として農民の納税によって負担され、中級、下級士族を無産化し、ごく少数の華族と上級士族を、資本家、地主に転化させた。「大久保政府」の秩禄処分は、封建国家を近代資本主義国家に変えるためには必要な処置ではあったが、資本主義を育成する、いわゆる殖産興業が、大資本家のみを優遇し、外国から最新の文明の技術を取り入れる一方で、労働者に奴隷的な労働を強制して行われた。その反動が、神風連、秋月、萩の乱であった。

政府は、このつぎにくるのは西郷をかつぐ全国的な大反乱であろうと予測して、軍備を急

ぐ一方で、西郷の身辺に密偵を放った。

農民もまた不満をつのらせていた。それは地租改正によって、取り分の少なくなった小作農民層の中に広がって行った。明治九年十一月から十二月にかけて、三重県にはじまり、愛知、岐阜、大阪、和歌山の四府県に波及した百姓一揆は、史上最大の一揆となった。また一揆にまでに至らない闘争は、記録には残っていないが、全国至るところで起こった。これらの農民一揆が、反政府士族と結びつく事を恐れた政府は、農民に思い切った譲歩をした。すなわち明治十年一月四日、地租を地価の三分から二分五厘に下げ、その付加税を三分の一から五分の一に下げた。農民は「竹槍でドンと突き出す二分五厘」と評した。

当時鹿児島では、中央政府とは無関係に、西郷を推して、私学校の指導による県政が行われていた。

新平が佐賀での戦いに敗れて鹿児島県の南端、宇奈木温泉に西郷を訪ねた明治七年二月ごろ、西郷は猟師同様の暮らしをしていたが、それが彼の健康に良かったのだろう、東京では高血圧症など多病であったが、すっかり健康を取り戻した。西郷が世捨て人同様の生活をしているあいだに、西郷とともに辞職し、帰郷した士族たちは、陸軍少将桐野利秋、同じく篠原国幹以下の賞典禄を基金として賞典学校を設けた。西郷ももちろん賞典禄を醵出した。桐野

や篠原は県下士族の青年に士官教育をほどこし、七年六月には私学校を創設し、県内各郷に百三十六の分校を置き、幼少年を集めて軍事、思想教育をほどこすようになった。その費用は鹿児島県の公費でまかなわれた。

鹿児島県では、県令以下、全国一般の官名を用いたが、大山綱良（つなよし）県令をはじめ役人に一人の県外人をも入れず、区長、戸長、警察官に至るまで、すべて私学校の幹部をあて、県政は、軍事、政治すべてを私学校の指導で行った。租税まで一銭も中央へ上げないのである。ここでは秩禄処分も地租改正もなく、太陽暦も採用せず、士族は刀をさし、事実上中央政府から独立した地方軍閥政権となっていた。

このことは、必ずしも西郷の意図するところとは思えない。岩倉使節団の留守中に行われた進歩的な改革は、筆頭参議としての西郷が、留守内閣の責任者として行ったものである。すなわち学制公布、人身売買の禁止、キリシタンの信教の自由許可、農民の職業自由許可、太陽暦採用をはじめ、徴兵令公布、租税改革条例等もすべて岩倉使節団、すなわち大久保の留守中に行われている。徴兵令公布の直前に、新平が陸軍大輔山県有朋の汚職を摘発しようとしたとき、他に徴兵令を公布するだけの人がないとの理由で、身をもって山県を庇（かば）ったほど、西郷は徴兵令に熱心であった。その西郷が率先して、反動的なことを行うはずはないと思う。これは西郷の病気が関係しているのではないだろうか。病気ゆえに宇奈木に隠退生活

をしているうちに、鹿児島では桐野や篠原を中心にして地方軍閥政権ができ上がってしまったと思えるのである。

大久保は、内務卿として、鹿児島を放っておくことはできなかったが、西郷を鹿児島士族から切り離すことは考えなかった。戦争を挑発し、それに依って西郷の勢力を壊滅させる例の手段をとったのである。

大久保は九年十二月末、腹心の川路利良に命じて、少警部中原尚雄ら十余人の鹿児島県出身の警察官を帰省の名目で鹿児島に送り、県の事情を探らせるとともに、内部離間をはかった。十年二月三日、私学校党はこれを捕え、彼等が西郷暗殺の指令を受けていたことを自白させた。もはや西郷のおさえもきかなかった。二月十五日、追いつめられた西郷隆盛は、刺客を派遣した政府を尋問する、という名目で立ち上がり、遂に西南戦争の火蓋がきられた。

この報せを受けると、大久保は、「朝廷不幸之幸」と、竊に心中には笑を生じ候位に之れあり候」と伊藤に書き送った。今こそ西郷はじめ鹿児島県士族団を打ち倒す好機が来たと喜んだのである。

明治十年九月二十四日、城山は陥落し、西郷以下、私学校党首脳は自刃した。士族の反乱はここに終りを告げ、有司（政府官僚）専制政治は凱歌をあげた。

これよりさき、西南戦争の最中の五月二十六日に、木戸孝允が病死した。木戸の死で大久

保は、内務卿とはいうものの、誰はばからぬ最高権力者となった。大久保が内務省に登庁すると、人々は声をひそめ足音をしのばせて、まるで神殿のようであったという。

しかし、「国の疲弊は勝利の喜色に蔽われて露れず、人民の怨言は凱歌の歓声に妨げられて聞こえず」と、土佐立志社の片岡健吉は、うちつづく軍役と土木にいたずらに巨費を投じ、地方の富を中央に吸い上げ、特定の大資本家のみを保護育成して、全国の産業の振興をはからず、税があまりにも苛酷で、人民はこれに堪えられないと建白書に記して、天皇に直接訴えた。

内務省は、殖産興業をすすめるために、三田培養場、香取種育場、千住製絨所、新町紡績所などを経営し、明治十一年一月には駒場に農学校を建てるなどしたが、国家財政のうえからは収支がともなわなかった。また西洋農法や牧畜の奨励をしても、とうてい農民の実情にあわず、富農でさえ厳しい収奪に農地改良どころではなく、これらの階級の間から自由民権運動が起って来た。

明治八年の大阪会議のあと、木戸を議長として開催されて以来、一度も開かれなかった地方官会議が、十一年四月に召集され、三新法地方の体制、地方会議法、地方公費賦課法が審議されたのも、中央集権体制を維持せんとするためであった。ところが大久保は、その会議が開かれた五月六日には、医師の勧めに従って痔の治療を兼ねた休暇をとり、熱海温泉で過

ごしていた。果たして痔病の治療だけであっただろうか。

それまでの生涯を権謀術数に明け暮れてきた大久保ではあったが、親友であった西郷を亡ぼしたあと、握った権力が大きければ大きいほど、精神的な疲労も深かったのではないだろうか。大久保は、当時側近の一人であった前島密に、不思議な夢を見た話をしている。前島は、大久保が西南戦争の最中にもかかわらず、十年八月、国費十二万円を費やして内国勧業博覧会を東京で開いた時、総裁大久保、副総裁内務大輔松方正義のもとで、審査長官をつとめた、当時の内務少輔であり、日本郵便制度を確立し、また郵便の名付け親ともなった人物である。大久保が見たその夢とは、

「昨夜、余は、西郷と共に断崖の上に格闘したり。乱撃激闘、互に相争い、忽ち脚を失し、二人相擁し倶に崖下に墜落するを見る。而して、余は、為に頭蓋を破り、自ら頭脳の微動するを見たりき。奇と謂ふべし。余は今後、更に人と闘ふを夢みんには、或は胸肋を裂き、心臓の鼓動するやを目撃し得べきや否やを知らざれども、心臓の鼓動するが如き、夢にだに、見ることを欲せざるなり」

というものであった。たしかに大久保はノイローゼ気味であった。

新平の死後、弟源作は、母と新平の次男松次郎を長崎の自宅に引きとった。源作の長女、

富貴の話によると、源作の貿易の事業は順調に発展し、母浅子は、源作のもとで安らかな老後を送った。源作はまた、佐賀の丸目村、現在の西与賀町に帰った兄新平の妻子の世話をする事もできた。源作は長崎で貿易商として多くの使用人を使うと同時に、兄にならって学資に困る書生を養い、のちには中国からの亡命の人々を寄宿させて面倒をみた。

明治十一年の春、源作は松次郎を東京の学校に入学させるために上京した。松次郎は、亡き父の名の一字、新と、叔父源作の名、作をとって新作と名を改めていた。新平の長男熊太郎は若死にしたので、次男の新作が江藤家を継いだ。新作はのちに佐賀県から衆議院議員に出馬し、犬養毅のブレーンとして活躍したが、その高潔な資性をおしまれながら、四十八歳で病死した。

源作は東京でのすべての用をすませたある日、宿の主人から、近くの道を毎朝、政府の大官が馬車で通ると言うことを聞いた。明治六年に宮城が火事で焼けて以来、赤坂仮御所に太政官が置かれ、大久保をはじめ伊藤、西郷従道、大木、大隈らが、皆その道、紀ノ国坂を通って登庁していたのである。源作は、兄の仇、大久保をどうしようというのではないが、ただ大久保を一目見て帰りたいと思った。彼は翌朝、一人道に佇んで大久保の馬車が来るのを待った。大久保は、鋭い視線を感じたのか、ふと源作の方を見るや、さっと顔色を変え、身

を震わせたという。その驚きようがあまりにも激しかったので、源作は長崎の自宅に帰ると、何度も長女の富貴に話して聞かせた。源作は気付かなかったが、ノイローゼ気味の大久保は、江藤新平の亡霊を見たかと驚いたのであろう。新平と源作は、年も三つ違いなら顔立ちも背丈も、よく似た兄弟であった。亡き兄の万感の恨みを両眼にこめて、見上げたその顔に、佐賀の法廷で、「私は」と一言叫んだ怒りに燃え立った新平の目、新平の顔が重なった。

大久保は、その後登庁の道筋を変えた。それは現在に至るまで誰にも理由のわからぬ謎とされている。明らかかに遠まわりであり、草のおい茂った裏道を、清水谷へと下り、紀尾井坂を登って赤坂仮御所へと通うようになったのである。それは大久保の命を狙う石川県士族島田一郎らに、願ってもない襲撃場所を与えることになった。西郷を尊敬し、西南戦争に呼応して兵を挙げようとして失敗した島田一郎らは、大久保の暗殺を企てていたのである。

明治十一年五月十四日、地方官会議のため上京していた福島権令山吉盛典が、帰県の挨拶に大久保邸を訪れたのは、午前六時であったが、大久保は山吉を引き止めて懇談し、遺言めいた話をした。大久保が邸を出たのは午前八時であった。馭者の中村太郎は、命令通り、赤坂御門まで来ると、紀ノ国坂を直進せず、右折して清水谷を通り紀尾井坂へ向かう道に入った。その途中、北白川宮邸裏手の草むらに、島田一郎、長連豪ら六人がひそんでいた。

馬の足を斬って馬車を止めた島田らは、大久保をめった切りにした。頭を目がけ、あげた

手もろとも眉間から斬り下げられ、咽喉に止めを刺した短刀は、鍔元まで地面に突き刺さっていたという。

ときに大久保四十九歳。幕末から維新を生き抜き、権力中枢の地位を占めつづけた政治家の死であった。

その翌年、源作ははじめての男子をもうけた。それが私の父江藤源九郎である。源作が中風のため病死した大正三年、源九郎は旅順都督の副官であったが、偶然にも当時の旅順都督（総督）は新平が愛した書生の一人、単騎シベリアを横断して世界中に名をはせた福島安正大将であった。そのころ日本政府と親密な関係にあった張作霖は、長崎亡命中の援助者、江藤源作の死を悼んで、立派な紫緞子の幔幕と、一対のすばらしい花瓶を贈った。

新平が賊名を解かれたのは、明治憲法が発布された明治二十二年二月十一日である。

明治四十四年三月、衆議院において、故参議司法卿江藤新平の功績表彰が満場一致をもって可決された。同年八月三十日、明治天皇は、昭憲皇太后の名をもって、新平の妻千代子に、七十九歳の晩節を嘉し、金三千円を下賜された。改めて新平の罪名消滅の証明書が遺族に交

付されたのは、翌大正元年九月十二日である。

その翌日、明治天皇の御大葬が東京青山葬場殿で執行された。世はまさに、大正デモクラシーの夜明けであった。

参考文献

『江藤南白・上下』的野半介著（自家出版）
『明治六年政変』毛利敏彦（中公新書）
『大久保利通』毛利敏彦（中公新書）
『江藤新平』毛利敏彦（中公新書）
『大久保利通日記』国会図書館蔵
『木戸孝允日記』（日本史籍協会）
『江藤家資料』佐賀県立図書館蔵
『日本の歴史・明治維新』井上　清（中央公論社）
『佐賀の歴史』城島正祥・杉谷　昭（山川出版社）
『姓氏家系大辞典』太田亮（角川書店）
『郷土史事典・佐賀県』三好不二雄監修（昌平社）
『郷土史事典・長崎県』石田保編（昌平社）
『世界の歴史⑬帝国主義の時代』中山治一編（中央公論社）
『同⑩フランス革命とナポレオン』桑原武夫編（中央公論社）
『続時代考証事典』稲垣史生（新人物往来社）
『氷川清談』勝海舟編（講談社）
『入門日本史研究』笠原一男（有信堂高文社）
『明治維新の権力基盤』芝原拓自（御茶の水書房）
『江藤新平』杉谷　昭（吉川弘文館）
『江藤新平と佐賀の乱』園田日吉（新人物往来社）
『維新の日本』金子治司（早川書房）
『西郷隆盛』海音寺潮五郎（朝日新聞社）
『天皇の世紀』大佛次郎（朝日新聞社）

『志士と官僚』佐々木　克（ミネルヴァ書房）
『幕末の薩摩』原口虎雄（中公新書）
『明治天皇と元勲』奈良本辰也（ＴＢＳブリタニカ）
『明治裏面史』伊藤痴遊（成光館出版部）
『明治維新人名事典』日本歴史学会編（吉川弘文館）
『教養人の日本史⑷』池田敏正・佐々木隆爾（社会思想社）
『近代日本国民史』徳富蘇峰（講談社学術文庫）
『維新の群像』邑井　操（社会思想社）
『大隈重信』中村尚美（吉川弘文館）
『中野方蔵先生』中野邦一（文成社印刷・非売品）
『明治文化史②法制編』編纂委員　石井良助（洋々社）
『記録現代史日本の百年・御一新の嵐』鶴見俊輔（筑摩書房）
『武家の女性』山川菊栄（岩波文庫）
『日本と朝鮮』吉留路樹（現代思想社）
『日露関係史』直鍋重忠（吉川弘文館）
『名ごりの夢』今泉みね（平凡社）
『真説上野彰義隊』加来耕三（ＮＧＳ）
『明治史こぼれ話』高木隆史（日本文芸社）
『幕末明治女百話』篠田鑛造（角川書店）
『利通暗殺』遠矢浩規（行人社）
『武市半平太』入交好脩（中公新書）
『日本疑獄史』坂本藤良（中央経済社）
『明治の政治家たち』服部之総（岩波新書）
『佐賀史談』園田日吉（佐賀史談会）
『小城の歴史』（小城郷土史研究会）
『江藤新平奈半利川の迷路』松野　仁（土佐史談会）

『随筆「鮎」』森本　勉（自家出版）
『九州千葉氏の調査』淵上登美（千葉県郷土史研究会）
『江藤新平』江藤冬雄の覚え書
『逆打司法卿』山路福一の覚え書

あとがき

江藤新平の伝記を書く。――一介の主婦にとって、明治維新という一大政治変革にかかわった政治家の一生を描くことは、それがたとえ大伯父のことであるにしても無謀であろう。

私は幼い頃から本を読むのが何より好きであったが、女学生時代にある教師から、「佐賀の乱をおこした国賊」と言われて以来、「明治維新」の文字を見るだけで平静ではいられず、歴史書からは、ことさらに目を逸らしてきた。

文章を書くことに興味を持っていた私は、朝日カルチャーセンターの「ノンフィクションを書く」というクラスで、父の伝記を書いていた。父が生まれた明治十二年の時代背景を調べようと、図書館に行って開いた『明治大正新聞集成』の中に、その記事を見出さなかったならば、大伯父江藤新平の一生を書くという困難なことを始めなかっただろう。

それは明治七年三月の記事であった。

『〔三月九日郵便報知〕江藤新平 彌 賊徒の巨魁たる旨、内務卿（大久保利通）より大蔵省へ御達し相成、就ては御用滞在中出張に付候得共、滞在御手当總て相渡に不及旨御達しありし

由。』

私は自分の目を疑った。新平はその前年、西郷隆盛、板垣退助らと征韓論を唱えて敗れ、参議を辞して野に下り、佐賀の乱（佐賀県では役という）を起すため、ひそかに西下したということが通説なのに、なぜ**出張**となっているのだろうか……。私は国会図書館へ行き、三月九日付の郵便報知新聞にその記事が掲載されているのを確かめた。

「勝てば官軍」の歴史の中に、何かが隠されている。私の心の痛みでしかなかった大伯父の一生を、此の時改めて追いたいと思いはじめた。

さいわい子供を育てあげた私には、時間だけはたっぷりある。以来、明治維新関係の本を読み漁り、維新関係の教室にも出席した。そこで大正三年十一月発行の的野半介著『江藤南白（南白は新平の雅号）』上・下二巻と、大阪市立大学法学部長毛利敏彦先生著『明治六年政変』を教えられた。多くの維新関係の本を読んだなかで、この二冊によって、もっとも多くを知ることができ、また、この二冊を柱として書き上げることができた、と感謝している。

明治維新史に精しくない私は、これを書くに当たって、一つ一つの出来事に、「なぜそうなったのだろう」と絶えず単純、素朴な疑問を持ち、平凡な一市民、一主婦の目でそれを追究した。そして、あくまでもノンフィクションで書いたつもりである。そのためには佐賀はも

ちろん、高知の甲浦へも取材にいった。

書き進むにつれて、戦後の民主主義の時代にもかかわらず、薩長藩閥政府によって歪められた維新の歴史が、そのまま今日も史家の間に踏襲されているのではないか、という疑問がいよいよ深まった。一例をあげれば、薩長とくに長州出身者によるひどい汚職などには言及することなく、司法卿として、それを摘発した新平を、逆に非難している論述が多く見られる。権力を握った政治家の汚職は、傷にはならないと言うのだろうか。これには裏に何かがある、と思わざる得なかった。

しかし、そのように歪められた歴史を伝えられていればこそ、私のような者でも、執念をもって調べれば、多くの事実が現れてくるとも言える。

「事実を探究することによって、真実を見い出すことができる」とは、ノンフィクション教室で、講師の宇佐美承先生に教えられた言葉である。

ノンフィクションは資料の裏付けなくしては書けない。その資料を探しまわっていて、図書館や古書店の膨大な書籍の中から、ふと手に取って見開いたページに目的の個所を発見したり、思い掛けぬ人との出逢いから貴重な証言を得たことが、何度となくあった。私には、「ただ皇天后土に、わが心を知るあるのみ」と三度叫んで死に臨んだ江藤新平の霊魂が、私を導いてこの本を書かせたように思えてならないのである。

おわりに、文章の書き方を初めて教えて下さったのは重村力先生でした。その後、ノンフィクションの書き方を宇佐美承先生に、古文書を林英夫先生に、時代考証を稲垣史生先生に、また短い間でしたが故新田大作先生に漢詩をお教え戴きました。新田先生の御紹介によって、新平作の漢詩は石川洋子先生が訳を付けて下さいました。

諸先生方をはじめ、貴重な史料を惜し気なく提供して下さった、多くの方々に、心からお礼申し上げます。

この本の出版にあたっては、自費出版『江藤新平』を書いたとき担当して下さった朝日新聞社事業開発室の武藤恭一氏が、宇佐美先生を通じて、朝日新聞出版局図書編集室長八尋舜右（やひろしゅんすけ）氏に推薦して下さいました。それを取りあげ、多忙な中を自ら添削、編集して下さった八尋氏に、深く感謝して居ります。

平成元年三月

鈴木鶴子

江藤新平（自費出版）
発行　昭和六十二年（一九八七）十二月十日
著者・発行者　鈴木鶴子
編集・制作朝日新聞東京本社
朝日出版サービス

江藤新平と明治維新
発行　一九八九年六月三十日第一刷
一九九〇年九月三十日第三刷
著者　鈴木鶴子
発行者　八尋舜右
木下英男
発行所　朝日新聞社

江藤新平と明治維新

下巻

鈴木鶴子

発　行　2010年6月10日
発行者　横山三四郎
出版社　eブックランド社
東京都杉並区久我山4-3-2
http://www.e-bookland.net/

©Tsuruko Suzuki

本電子書籍は、購入者個人の閲覧の目的のためのみ、ファイルのダウンロードが許諾されています。複製・転送・譲渡は、禁止します。